

江南市戦略計画

みんなの郷土 みんなで築くプラン

【市章】

「コウナン」の文字を図案化し、江南市政の融和と産業都市としての一大飛躍・発展を表象したもので、昭和30年3月1日に制定されました。



【市の木】くろがねもち

枝は黒みを帯び、葉は互生した楕円形の常緑高木です。自然の美を生かした 緑化推進を願って昭和48年12月7日に制定されました。



【市の花】ふじ

ふじは古くから観賞用植物として親しまれ、万葉集にも詠まれています。市 民に幅広く親しまれるとともに美化運動の推進を願って、昭和48年12月7日に 制定されました。



【江南市民憲章】(昭和49年6月1日制定)

わたしたちの江南市は、木曽の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもっています。 このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

わたしたち、江南市民は

- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう
- 1 心のかよう、温かいまちにしましょう
- 1 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
- 1 きまりを守り、住みよいまちにしましょう
- 1 教養を深め、文化の高いまちにしましょう



江南市マスコットキャラクター 藤花(ふじか)ちゃん

「豊かで暮らしやすい生活都市」 の実現に向けて



本市は、平成8年に第4次江南市総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めて まいりました。

その間の江南市を取り巻く状況は、少子高齢化の進展、地方分権の推進、国・地方を通じた厳 しい財政状況、行政ニーズの多様化など、めまぐるしい変化をみせております。

また、市役所が単独でまちづくりをリードする時代から、市民の皆さまを始め、市民団体、企業、市役所などあらゆる主体が地域社会の担い手となる時代へ転換期を迎えております。

こうした時代に的確に対応し、よりよい地域社会づくりに向けた「地域経営の指針」と「行政 経営の指針」の2つの機能をもたせた総合計画を市民の皆さまと共に策定いたしました。

この計画は、10年後の地域がどのような状態になっているか、市民の皆さまがどのような生活を送っているかといった「成果」を意識し、加えて、「施策の選択と資源の集中」が機能する実効性の高い計画であることから、「江南市戦略計画」と名付けました。

さらに、この計画がより多くの方に親しまれるよう愛称を募集し、『みんなの郷土 みんなで築 くプラン』に決定いたしました。

計画の推進に当たっては、市民の皆さまと市役所が協働して、市の将来像である「豊かで暮らしやすい生活都市」の実現に向けて行動することが望まれ、その結果、江南市を郷土として想い、 愛着をもつ気持ちを育み、地域全体の満足感を高めることができると考えております。

市役所は、新しい時代にふさわしいまちづくりを市民の皆さまと共に進めてまいりますので、 積極的なご参画とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート、パブリックコメント、住民説明会などを通じて貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまを始め、審議会委員、市民会議委員並びに多くの関係者の皆さまに対し厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

目 次

CONTENTS

第1章	第一	
第1章	計画策定の趣旨	2
第1節	背景	2
第2節	意義	2
第2章	計画の枠組み	3
第1節	位置づけ ······	3
第2節	計画の構成	4
第3節	計画の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3章	計画の運用	6
第1節	運用の考え方	6
第2節	進行管理の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第Ⅱ音	第 基本構想	
第1章		
第1節	地方分権の進展	
第2節	人口減少・少子高齢社会の到来	
第3節	価値観やライフスタイルの多様化	
第4節	「機会の平等」への要請の高まり	
第5節	市民の自治意識の高まり	
第6節	安心・安全な生活環境へのニーズの高まり	
第7節	起業の活発化・雇用形態の多様化	
第8節	多様化する環境問題への対応	
第2章		
第1節	江南市の概要	
第2節	江南市の潜在力となる資源	
第3節	江南市の課題となる資源	17
第3章	将来像	19
第1節	江南市の地域社会のしくみ	19
第2節	江南市の都市のすがた	19
第4章	市民と市役所の役割	22
第5章	地域経営のあり方	23
第1節	地域経営の基本方針	23
筆2 節	協働の基本的な考え方	25

第6章 行政経営のあり方	28
第1節 行政経営の基本方針	28
第2節 行政経営の重点戦略	30
第7章 目標フレーム(人口・土地利用)	31
第1節 人口	31
第2節 土地利用	31
第Ⅲ部 基本計画	
第1章 目標フレーム(人口・財政・土地利用)	34
第1節 人口	34
第2節 財政	36
第3節 土地利用	38
第2章 基本計画の考え方	40
第1節 基本計画の概要	40
第2節 基本計画の構成	40
第3章 分野別計画	44
I 生活環境、産業分野	47
Ⅱ 健康、福祉分野	69
Ⅲ 都市生活基盤分野	93
Ⅳ 教育分野	117
V 経営、企画分野	137
巻末資料	
1. 成果目標一覧	154
2. 江南市戦略計画の進行管理について	162
3. 策定体制・策定経過	165
4. 江南市戦略計画策定会議	168
5. 江南市戦略計画市民会議	
6. 江南市戦略計画審議会	
7. 市民意向調査・市民満足度調査・パブリックコメント・住民説明会	
8. 第4次江南市総合計画の成果と達成状況	181

第I部

序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の枠組み

第3章 計画の運用

第1章 計画策定の趣旨

第1節 背景

江南市では、平成8年度に平成17年度を目標年度とする「第4次江南市総合計画」を策定し、「水と 緑を生かし 愛と活力あるまち 江南」の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。

この間、人口減少時代への突入、少子高齢化の進展、経済低成長時代の到来、厳しい財政状況、社会の成熟化など、わが国の社会経済構造は、かつてないほど大きな変化をみせました。特に地方自治のあり方については、平成12年の「地方分権一括法*1」の施行、その後の三位一体改革*2の推進により、国から地方への分権改革、行財政の構造改革などが加速的に進められ、地方自治体が、その自主性や自律性を発揮し、地域が自ら考え(自己決定)、自ら責任を負う(自己責任)ことによって、地域社会づくりに取り組むことが求められることとなりました。

このような状況を受け、江南市では「第4次江南市総合計画」の計画期間を平成19年度まで2年間延長し、その間に、時代の変化に的確に対応できる市役所への転換をめざして「構造改革」に取り組んできました。行政経営のしくみの改革、職員の意識や行動の変革、健全な財政基盤の確立を図るべく、努力を続けているところです。

江南市では、引き続き市役所の更なる「構造改革」を進めると同時に、社会経済構造の転換に適応した、新しい時代にふさわしい江南市の地域社会づくりを展開するための計画が必要となっています。このような考えに基づき、今後平成20年度から平成29年度までの10年間で、江南市がめざす地域社会づくりの目標と、その実現方策を示す計画として、「江南市戦略計画」を策定するものです。

第2節 意義

人口減少時代への突入、経済低成長時代の到来、市民の価値観やニーズの多様化などにみられるように、わが国の社会経済構造は、「成長社会 | から「成熟社会 | へと転換しました。

成長社会においては、増加する人口、成長する経済を前提に、あらゆる分野の課題に対応すべく、 資源投入を拡大しながら施策を網羅的に展開していくことが求められてきました。公共サービスは、 主に市役所が担い、画一的なものが求められ、量的な充足が重視されてきました。そのような時代に あっては、課題積上げ型の、施策の網羅性を重視する "総合計画" が必要でした。

ところが、右肩上がりの成長社会が終わり成熟社会を迎えて、次の10年間の計画づくりにおいては、これまでのような「成長」を前提とし、市役所のみが担い手となることを想定した計画策定手法では、対応が難しくなっています。社会の成熟化に伴い、地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化し、「画ー的な公共サービス」から「きめの細かい公共サービス」へ、「量的な充足」から「質的な満足」へと求められるものが変化してきています。そのようなニーズの変化に対し、限りある経営資源(人、モノ、金、情報)で対応していくためには、"総合計画"ではなく、「施策の選択と資源の集中」を明らかにした"戦略計画"が必要となっています。

他方で、これまでの総合計画は、「いつまでに、何を、どこまで達成するのか」が表現されておらず、

^{※1} 地方分権一括法とは、中央集権型の行政システムから、地方自治体が自主的・自立的に地域における行政を実施するシステムへの転換を図るために、 国と地方の関係を見直した475本の法律改正のこと(平成12年4月施行)。

^{※2} 三位一体改革とは、国と地方自治体の行財政システムに関する3つの改革のこと。「国庫補助負担金の縮減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を一体的に行うことにより、地方自治体が自主財源をもつことで政策的自由度を広げる一方、補助金や交付税への依存度を下げて地方自治体の財政的自立を促すことを目的としている。

数値目標も設定されていないため、めざすべきゴール (目標) があいまいであったことは否めません。 また、計画推進の主体や目標達成責任の所在が不明確であったこと、目標達成度を把握する「進行管理」のしくみがなかったことなど、計画の運用についても改善すべき課題が少なからずあります。

このようなことから、江南市では、新しい時代に的確に対応し、かつ、これまでの総合計画の弱点を克服できるような新たな計画として、江南市戦略計画を策定することとしました。"戦略計画"とは、江南市が地域全体でめざす将来像や目標を明確にし、それを実現するために、どのような施策に重点をおき、地域の誰がどのような役割を担い、どういった経営資源をどのくらい投入するのかを明確にし、「進行管理」のできる計画をいいます。江南市戦略計画は、次の10年間において、江南市が地域社会全体で、めざす目標に向かって、地域の経営資源の適切な投入を図ることにより、より戦略的で実効性の高い経営の実現をめざすものです。

第2章 計画の枠組み

第1節 位置づけ

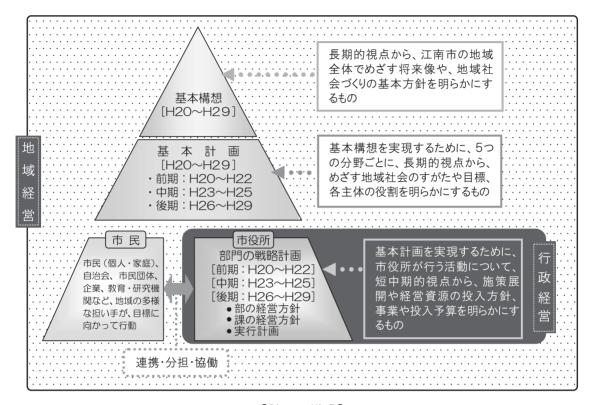
「江南市戦略計画」は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するものであり、法的には、江南市における"総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針"と位置づけられます。

ただし今後は、前述のとおり、市役所だけでは解決できない課題や対応できないニーズが増え、市役所が主体となった地域社会づくりには限界が訪れることが予想されます。よりよい地域社会づくりに向けて、「市役所の運営」はもとより、「江南市の地域全体の運営」という視点を取り入れることが重要になると考えます。このような観点から、「江南市戦略計画」は、以下の2つの機能をもつ計画として位置づけることとします。

- ①江南市として、地域全体の将来像や目標を明らかにし、 それを地域全体で共有するための 『地域経営の指針』
- ②市役所として、施策展開や資源投入の方針を明らかにし、 戦略的な経営を行うための 『行政経営の指針』

第2節 計画の構成

「江南市戦略計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「部門の戦略計画」で構成します。



【計画の構成】

◆基本構想

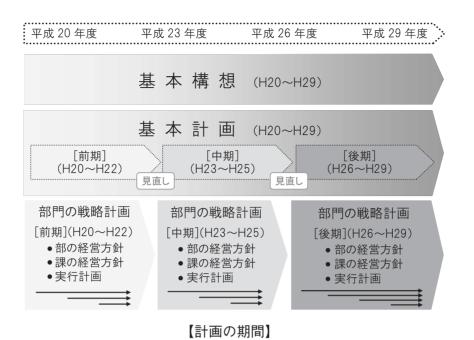
基本構想は、長期的視点から、江南市の地域全体でめざす将来像や、地域社会づくりの基本方針を明らかにするものです。平成29年度を目標年度とします。

◆基本計画

基本計画は、基本構想に掲げられる江南市の地域全体の将来像について、5つの分野(「生活環境、産業分野」、「健康、福祉分野」、「都市生活基盤分野」、「教育分野」、「経営、企画分野」)ごとにそれを具体化し、めざす地域社会のすがたや目標、市民と市役所の役割を明らかにするものです。全体の計画期間は10年とし、社会経済の変化や進行管理の結果をふまえて3年ごとに見直しを図り、前期3年・中期3年・後期4年の計画とします。

◆部門の戦略計画

部門の戦略計画は、基本計画に掲げられる各分野のめざす地域社会のすがたや目標を実現するために、市役所が行う活動について、短中期的視点から、施策展開や経営資源の投入方針を明らかにするものです。「部の経営方針」、「課の経営方針」、「実行計画」により構成し、前期3年・中期3年・後期4年の3つの計画とします。なお、具体的な事業や投入予算についてとりまとめる「実行計画」については、毎年、見直しを図ることとします。



第3節 計画の特徴

「江南市戦略計画」は、次のような特徴をもっています。

◆成果志向の計画

「市役所が何をやるか」ではなく、「地域がどのような状態になっているか、市民がどのような生活を送っているか」といった「成果」の観点から、将来像や目標を設定しています。

◆「地域経営」と「行政経営」の2つの視点を盛り込んだ計画

江南市の地域全体の運営(地域経営)と、その中における市役所の運営(行政経営)の、2つの視点を盛り込んだ計画としています。

◆市民と市役所が共につくり共有する計画

計画策定過程においては、市民意向調査*1、市民会議、パブリックコメント*2、住民説明会などを通じて、市民が計画策定に関わる機会を多く設け、市民と市役所が共につくり共有できる計画としています。

◆地域の構成員の役割を明らかにした計画

市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関、市役所などの地域の構成員がもっている力を結集し、連携・分担・協働によって、よりよい地域社会づくりを進めることができるよう、将来像の実現に向けた、各構成員の役割を明らかにしています。

^{※1} 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査(平成18年4月実施)。

^{※2} パブリックコメントとは、市が計画や条例などを策定したり変更したりするときに、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民の皆さんから募集する手続きのこと。

◆めざす目標を数値化し、進行管理ができる計画

めざす目標を数値化して表し、誰もが何をめざすのかを理解しやすくするとともに、策定後に、目標達成度を測定し、進行管理ができる計画としています。

◆「選択と集中」を明らかにした計画

地域全体として、また市役所として、何に重点をおき、どれくらいの経営資源を投入するのかを明らかにした「選択と集中」の図られる計画としています。

第3章 計画の運用

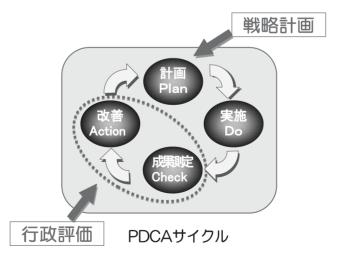
第1節 運用の考え方

「江南市戦略計画」の運用にあたっては、まずは、地域の構成員が、めざす目標を共有し認識することが必要です。次に、その実現に向けてそれぞれの役割を適切に果たし行動することが重要です。さらに、行動した結果、計画どおりに成果が実現されているか、まちづくりが順調に進んでいるかを定期的に確認し、進ちょくに問題があれば、改善を図ることになります。

このような、計画の策定 [PLAN]、実施 [DO]、成果測定 (評価) [CHECK]、改善 [ACTION] という PDCA のマネジメントサイクル *1 を確立することにより、「江南市戦略計画」の適切な運用を図ります。

第2節 進行管理の方法

「江南市戦略計画」の進行管理は、「行政評価システム」を活用して、定期的な「成果測定(評価)」 と恒常的な「改善」を通じて実施します。進行管理は、「市民と市役所が推進するまちづくり」、「市役 所が推進する施策」、「市役所が推進する事務事業」の3つの階層において、実施することとします。



【PDCAのマネジメントサイクルと行政評価】

^{※1}マネジメントサイクルとは、計画を立て [PLAN]、それを実施し [DO]、その成果を測定(評価)して [CHECK]、その結果を踏まえて改善活動を 行う [ACTION]、組織運営や業務遂行の一連の流れ。PDCAを繰り返し行うことにより、継続的にマネジメントの質を高めることをめざすもの。

◆市民と市役所が推進するまちづくりの進行管理

まちづくりの進行管理は、「江南市戦略計画」の基本計画に掲げた各分野の成果目標について、その達成度を明らかにすることにより実施します。「まちづくり評価システム」を活用して、成果の実現状況を測定し、改善方策を検討します。

基本計画の成果目標は、市民と市役所が協働でめざす目標であることから、「江南市まちづくり会議」を設置し、その達成状況についても協働で確認を行い、その結果については、短期的にはそれぞれの行動へ、中期的には次の基本計画の見直しへと反映させます。また、進行管理の結果については、広く地域の構成員が共有できるよう、「江南市戦略計画達成状況報告書」としてとりまとめ報告します。

◆市役所が推進する施策の進行管理

市役所が推進する施策の進行管理は、「江南市戦略計画」の部門の戦略計画に掲げた各施策の成果目標について、その達成度を明らかにすることにより実施します。「施策評価システム」を活用して、成果の実現状況を測定し、改善方策を検討します。

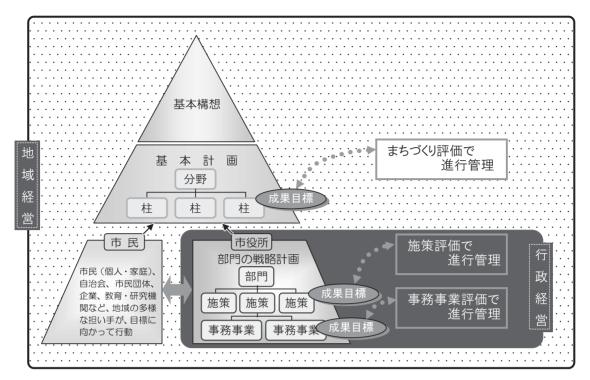
各施策の推進責任を負う市役所の各組織(部と課)が、責任をもって目標達成状況を確認し、その結果については、短期的には次年度の組織運営や施策展開へ、中期的には次の部門の戦略計画策定へと反映させます。また、進行管理の結果については、市民への説明責任を果たすという観点から、広く公表していきます。

◆市役所が推進する事務事業の進行管理

市役所が推進する事務事業の進行管理は、「江南市戦略計画」の部門の戦略計画の実行計画に掲げた 各事務事業の成果目標について、その達成度を明らかにすることにより実施します。「事務事業評価*2 システム」を活用して、成果の実現状況を測定し、改善方策を検討します。

各事務事業の推進責任を負う市役所の各組織(課・グループ)が、責任をもって目標達成状況を確認し、その結果については、短期的には次年度の事業展開や予算編成(実行計画の時点修正)へ、中期的には次の部門の戦略計画・実行計画策定へと反映させます。また、進行管理の結果については、市民への説明責任を果たすという観点から、広く公表していきます。

^{※2}事務事業評価とは、市役所で実施しているすべての事務事業について、その成果目標の達成状況を把握し、業務の改善、今後の施策の展開に向けての意思決定に活かすもの。



【行政評価システムによる進行管理のイメージ】

第Ⅱ部

基本構想

第1章 社会経済環境の変化と求められる方向性

第2章 江南市の概要と資源の特徴

第3章 将来像

第4章 市民と市役所の役割

第5章 地域経営のあり方

第6章 行政経営のあり方

第7章 目標フレーム(人口・土地利用)

第1章 社会経済環境の変化と求められる方向性

第1節 地方分権の進展

平成12年の「地方分権一括法*1」施行を契機に、中央集権から、地方の「自己決定・自己責任」へと、地方分権改革が進められています。平成16年からは三位一体改革*2が推進され、平成18年には地方分権改革推進法が成立するなど、地方分権改革は第二段階に突入しました。また市町村合併や道州制の議論など、国と地方のあり方を再構築する動きが加速しています。市役所には、地方分権の受け皿として、また市民との距離が最も近い自治体として、市民と共に自主的・自律的に地域社会づくりを行っていくことがいっそう求められます。

江南市においても、厳しい財政状況が続くことが予想されることから、市役所は健全な財政運営に 努めるとともに、地方分権に対応した地域社会へといっそう改革を進めることが求められます。

第2節 人口減少・少子高齢社会の到来

わが国では、すでに総人口は減少に転じており、晩婚化・非婚化を背景に、出生率が低下しており、将来も出生率の回復は難しいことが予想されます。また、平均寿命の延伸により、これまで経験したことのない、超少子高齢社会が到来しました。このような人口構造の急激な変化は、都市の活力低下や社会保障費**3の増大など、さまざまな形で社会や経済に影響を及ぼすことが懸念されます。

江南市においては、合計特殊出生率*4は平成13年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成17年度は1.26と低い水準ですが、国や愛知県と比べると若干高くなっています。他方、高齢化率は平成18年で18.2%となっており、決して低いとはいえない状況です。活力ある地域社会を構築するためには、人口構造変化への適切な対応策を講じることが求められます。

第3節 価値観やライフスタイルの多様化

人々の意識や価値観は、経済的な豊かさや生活の利便性を重視する姿勢から、主体的で個性的な 生き方を通して、生活を楽しみ、生活の質を高めようとする方向へと移り変わっています。また、女性 が継続して働くことができる条件の整備や男女の固定的な役割意識の解消など、女性の社会参画に 支障となる要因をなくそうとする機運が高まっています。

このため、世代や性別を問わず、多様なライフステージ(就職、結婚、子育て、介護など人生の各段階)に合わせ、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、それぞれの価値観に基づいた生き方が可能となるような活動の場がある地域社会づくりが求められます。江南市においても、やりたい活動ができることで生きがいを得て、それがますます活発な活動へつながり、活気ある地域となることが期待されます。

^{※1} 地方分権一括法とは、中央集権型の行政システムから、地方自治体が自主的・自立的に地域における行政を実施するシステムへの転換を図るために、 国と地方の関係を見直した475本の法律改正のこと(平成12年4月施行)。

^{※2} 三位一体改革とは、国と地方自治体の行財政システムに関する3つの改革のこと。「国庫補助負担金の縮減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を一体的に行うことにより、地方自治体が自主財源をもつことで政策的自由度を広げる一方、補助金や交付税への依存度を下げて地方自治体の財政的自立を促すことを目的としている。

^{※3} 社会保障費とは、医療や年金、介護、生活保護などの社会保障に係る経費のこと。

^{※4} 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生涯に産む子どもの数。

第4節 「機会の平等」への要請の高まり

就業形態の多様化が進み、パート、アルバイト、派遣社員などの非正規雇用が拡大しており、特に 若年層においてはその傾向が顕著となっています。また、いわゆる「ニート*5」の状態にある若年 無業者の増加も顕著となっており、今後、所得格差の拡大が懸念されます。外国人、低所得者などの 増加ともあいまって、雇用や教育、医療保障などにおける機会の平等の確保が課題となっています。

今後は、一人ひとりがその能力や持ち味を十分発揮できる社会の形成や、格差の固定化を防ぎ、格差が生じても脱却できるしくみの構築が求められています。江南市においても、市民一人ひとりの状況に応じて、さまざまな働き方、学び方、暮らし方の選択肢が用意され、それを選択できる機会が平等に確保されることにより、誰もが将来に希望のもてる地域社会となることが望まれます。

第5節 市民の自治意識の高まり

核家族化に伴い、家庭の子育て力や介護力が低下しており、児童虐待や家庭崩壊などのさまざまな問題が顕在化してきています。また、自治会(区・町内会)といった地縁組織は、都市化の進展や近所づきあいのわずらわしさなどから、弱体化が進んでおり、防犯、防災、子育て、介護などにおける地域の助け合い機能の低下が懸念されています。

他方で、社会の成熟化、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民の社会への貢献意識や参加 意識は高まっています。市民がまちづくりに参加したり、市役所と協働で地域社会づくりを進めるな ど、新たな住民自治を求める動きが起こり、全国各地で、自治基本条例*6の制定など「住民自治」の しくみづくりが始まっています。また、地域のための公益的活動を行うNPO*7などの組織が、新たな 地域社会の担い手として現れてきており、地縁組織と連携してコミュニティの復活を図る役割が期待 されています。

江南市においても、市民の自治意識やまちづくりへの参加意識は高まっていると考えられます。市民意向調査**8では、市民、企業、市民団体、市役所などによる"協働型まちづくり"が望ましいと考える市民が約67%に達しています。江南市では、きめ細かく組織されている自治会(区・町内会)を中心に、新たに、ボランティア、NPO、コミュニティビジネス**9などの創出や活性化により、市民や地域の抱える課題を、地域の構成員が協力し合って地域の中で解決するしくみを構築していくことが求められます。

第6節 安心・安全な生活環境へのニーズの高まり

近年、台風や大雨などの風水害や、発生が懸念されている東海地震などの地震災害、空き巣やひったくりなどの窃盗犯罪、子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件など生活不安が広がっています。 さらには、アスベストによる健康被害、BSE(狂牛病)などの食の安全性に対する不安、インター

^{※5} ニートとは、Not in Employment, Education, or Trainingの頭文字をとったもの。学校に通っておらず、働いてもおらず、教育訓練も行っていない 状況を指す。

^{※6} 自治基本条例とは、自治体運営(地域社会づくり)の基本的な考え方や理念、それを実現するための行動原則、市民の権利や責務、市役所や議会の 役割、市民と市役所の関係、市民参加の方法などを定めた自治体の最高規範。「自治体の憲法」とも呼ばれる。

^{※ 7} NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

^{※8} 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査(平成18年4月実施)。

^{※9} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育で支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

ネットの普及による消費者被害など、市民の暮らしを脅かす新しい問題も発生しています。

このように社会不安が増大する中で、安心・安全な生活環境の確保は、緊急かつ重要な課題となっています。市役所は、市民の最低限の生活水準や安全の確保を行う必要があり、同時に市民一人ひとりも日ごろから安全への備えを行うことが求められています。また、特に防犯や防災については、地域全体での取り組みを強化することが有効と考えられます。

江南市においても、刑法犯罪や人身事故は、この10年間で急激に増加してきました。他方で、家庭での災害への備えや、地域ぐるみの防犯・防災が十分な状態であるとはいえません。市民意向調査*1によると、日ごろから家庭で災害への備えができていると考える市民の割合は約14%、地域防犯が十分な状態であると考える市民の割合は約27%、地域防災が十分な状態であると考える市民の割合は約21%にとどまっています。今後は、市役所はもとより、家庭や地域における、安心・安全確保の取り組みが求められています。

第7節 起業の活発化・雇用形態の多様化

最低資本金制度*2の撤廃などの規制緩和により起業が容易になり、また官から民への大きな流れもあいまって、新たな産業の創出が促進されています。

また、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネス*3が全国的な広がりをみせています。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用、働きがいや生きがいを生み出し、コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

さらに、従来の雇用形態に捉われない、多様な価値観やライフスタイルに合った、多様な形態の 雇用の場が創出されることが求められています。

江南市においては、ベンチャー**4企業の進出が進まず、起業家が少ないため、今後は、産学官の連携による人材の育成と起業のための支援が求められるところです。

第8節 多様化する環境問題への対応

温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、人類の生存を脅かす多様な環境問題が地球規模で広がっており、その影響が次世代にまで及ばないような社会経済システムの見直しが課題となっています。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が依然として続いており、一般廃棄物最終処分場の不足、家庭からの一般廃棄物や事業所からの産業廃棄物の不法投棄などが社会問題化しています。

江南市においては、「江南市環境基本条例」に基づき、平成14年3月に「江南市環境基本計画」を策定し、環境に配慮したまちづくりに取り組んできました。一方、地球温暖化の防止に向け、平成17年2月には京都議定書*5が発効したことから、今後は、身近な暮らしから生活様式や企業活動などを問い直し、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、資源循環型社会の構築に向けて具体的な対策を推

^{※1} 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査(平成18年4月実施)。

^{※2} 最低資本金制度とは、株式会社や有限会社を設立する際、債権者保護の目的から設立時より常に資本金として計上しておくべき資本金額を定めた規制のこと。会社法施行(平成18年5月1日)により、最低資本金規制が廃止され、資本金1円でも株式会社の設立が可能となった。

^{※3} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

^{※4} ベンチャーとは、起業して新しい領域の事業を行う企業やビジネスのこと。一般に、独自の技術や商品をもって新ビジネスに取り組む、成長初期の中小企業を指す。

^{※5}京都議定書とは、平成9年12月に京都で開かれた地球温暖化防止国際会議で採択された、温室効果ガスの削減目標についての国際的取り決めのこと。 平成17年2月に発効。

進することが求められます。また、江南市のリサイクル率は平成18年度で約33.6%と高く、市民によるごみ減量・リサイクル化などの身近な取り組みは着実に定着してきています。今後は、市民・事業者・市役所が協働で、省エネルギー、省資源、自然環境保全などの幅広い取り組みをいっそう進めて、地球規模での環境問題の解決に向けた積極的な行動を起こすことが求められるところです。

第2章 江南市の概要と資源の特徴

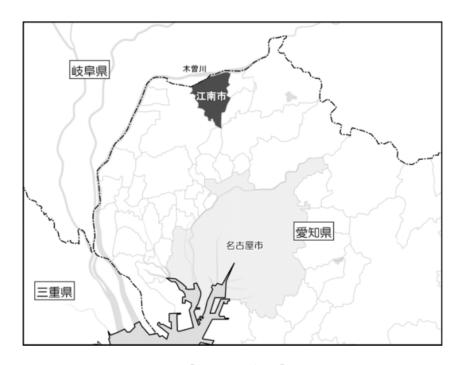
第1節 江南市の概要

1 位置・地形

江南市は濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西6.1 km、南北8.8 km、面積30.17 km²のまとまりやすい市域であり、愛知県内で26番目の面積規模の都市です。

「江南」とは木曽川を中国長江 (揚子江) に見立てて名づけたもので、地域と木曽川の関係は深く、地域のシンボルとなっています。地形は全般に平坦で、木曽川の恵みを受けた肥沃な扇状地が広がり、温暖な気候・風土とあいまって、暮らしやすい自然環境となっています。

名古屋市から20km圏に位置し、名鉄犬山線により約20分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。また、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道へのアクセスや、県営名古屋空港の利用にも便利な位置にあり、木曽川をはさみ岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。



【江南市の位置】

2 沿革

江南の地は、古くは先土器時代から人が住み、狩猟や採集をしながら生活をしていました。市内では、 その後の縄文時代の土器の破片が発見されています。

4世紀から6世紀の古墳時代にかけては、今なお残る二子山古墳や富士塚などから、当時の豪族がこの地を治めていたことがうかがえます。

荘園の時代を経て、戦国時代には織田信長や豊臣秀吉が若き日を過ごし、江戸時代にはこの地に36か村が存在したこともわかっています。

17世紀初めに築かれたお囲い堤により洪水の危険がなくなると、肥沃な土地を活かした農業が発達し、明治時代には養蚕などが盛んになり、絹織物産業が発達しました。その後、化学繊維(人絹)による織物も生産されるようになり、大正元年には現在の名鉄犬山線が開通し、周辺都市との結び付きが強くなりました。

昭和29年6月1日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の4か町村の合併により江南市が発足し、名古屋市近郊のベッドタウンとして都市化が進んできました。

第2節 江南市の潜在力となる資源

1 恵まれた地形・豊かな自然

温暖な気候・風土、木曽川沿いの豊かな自然、強固な地盤、肥沃な土地や豊富な地下水など、恵まれた生活環境が整っています。また、土地が平坦で、面積が30.17km²とまとまった市域であるため、市内の移動が容易です。

2 大都市名古屋に近く便利な立地

名古屋市から20㎞圏に位置し、市内には名鉄犬山線の江南駅・布袋駅の2つの駅があり、名古屋駅まで約20分の好立地にあります。また、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道へのアクセスや県営名古屋空港の利用にも便利な位置にあるとともに、木曽川をはさみ岐阜県側の地域との交通結節点にもなっており、産業集積(相互に関連の深い多くの企業が集まること)や住宅開発には、有利な立地条件を備えています。

3 豊かな歴史と文化

江南市は、戦国武将ゆかりの地であり、織田信長や豊臣秀吉の活躍をいきいきと描いた「武功夜話」が伝えられています。また、市内には曼陀羅寺、音楽寺、円空仏などの文化資源が存在し、戦国武将ゆかりの観光ポイントなどをネットワーク化した歴史散策道もあります。また、藤まつり、七夕まつり・市民サマーフェスタ、市民まつりなど多くのまつりやイベントがあり、特に藤まつりには毎年、各地から多くの観光客が訪れています。

4 多くの協働パートナーの存在

自治会(区・町内会)がきめ細かく組織されており、自主防災組織の組織率も100%であるなど、地縁を基盤にした活動の体制が整っています。また、NPO*1やボランティアの活動に参加したいという市民の割合は約47%にのぼり*2、実際に、平成18年度では、市民団体(NPO含む)は105団体、登録団体会員数も6,125人に達しています*3。また、市内には、専門的な技能や知識をもった市民、経験豊かな団塊世代の退職者など多才な人材がいるほか、地域協働研究所を有する愛知江南短期大学があり、新たな協働のまちづくりの拠点として活動しています。

5 市役所の構造改革の取り組み

市役所では、平成16年度からスタートした構造改革の取り組みにより、「成果主義」・「市民志向」の行政経営が浸透してきています。成果主義とは、「どれだけ予算を使ったか」「どれだけ事業を実施したか」ではなく、「どれだけ成果があがったか」に価値を見出す考え方です。また、市民志向とは、市役所の目線ではなく、市民の目線で物事を考えるという姿勢をいいます。

市役所が実施している事業がどのような成果を実現したかを評価する「事務事業評価*4」の導入、行政サービスを維持しながら財政健全化を図るための戦略をまとめた「戦略計画」の策定、市役所が改善や改革をより積極的に行う組織になるための「業務改善運動(smart運動)」の展開、各部が経営方針を立てそれに基づき予算編成を行う「分権型経営の構築」などにより、経営システムが浸透し始め、経営能力の向上につながっています。

^{※1} NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

^{※ 2} 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査(平成18年4月実施)による。

^{※3} NPO・ボランティアガイドブック(平成18年度)による。

^{※4}事務事業評価とは、市役所で実施しているすべての事務事業について、その成果目標の達成状況を把握し、業務の改善、今後の施策の展開に向けての意思決定に活かすもの。

第3節 江南市の課題となる資源

1 不十分な社会資本整備

下水道普及率は平成18年度で約19%と低く、また狭い道路が多く、歩道などの交通安全施設**5も不十分であるなど、江南市の社会資本整備は必ずしも十分とはいえない状況にあります。「いこまいCAR**6」はあるものの市内の公共交通による移動は依然として不便であり、また駅舎の老朽化対策やバリアフリー化が課題となっているなど、社会資本の質も高いとはいえません。

2 地域を活性化させる核となる産業の欠如

花卉や野菜などの近郊農業が展開されてきましたが、近年では農業従事者の高齢化や農家数の減少が進み、農業は縮小傾向にあります。また、かつて基幹産業であった繊維産業も急激に出荷額が落ち込み、衰退がみられます。市域に製造業が集積している所もなく、地域を活性化させる核となる産業が欠如しています。目玉となる観光資源も多いとはいえず、市街地では商店街が衰退するなど、まちのにぎわいが失われつつあります。

3 少子高齢社会に備えた環境整備が不十分

高齢者の生きがい活動や高齢になっても住み慣れた地域で暮らすための介護予防などの支援体制は、必ずしも十分とはいえず、高齢社会に備えた環境整備が課題となっています。他方で、少子化は急激に進んでおり、少子化に向けた対策についても、子育てに関する不安を取り除き、地域全体の連携により安心して子どもを産み育てられる環境を整備したり、子育てをサポートする制度を拡充することが課題となっています。

4 学びの機会・学んだことを還元する機会が不十分

江南市の学校では、各校が独自の目標を掲げ、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育を提供できるよう、計画・実践していますが、まだ十分とはいえません。また、生涯学習活動は市民全体にその活動が広がっているとはいえず、同時に生涯学習活動で得られた知識を社会に還元するしくみも十分には整っていません。

5 厳しい財政状況

江南市の財政は、自主財源*7に乏しく、財政力指数*8は0.91(平成19年度単年度)で、周辺市と比較しても財政力が強いとはいえません。また、平成18年度の経常収支比率*9は86.0%、実質公債費比率*10は10.1%であり、必ずしも弾力性の高い財政構造とはなっていません。市税収入を始めとする一般財源は年々減少し、市の財政状況はますます厳しくなっています。

^{※5} 交通安全施設とは、路側帯、道路標識、道路標示、道路照明灯、道路反射鏡、防護さくなどの交通の安全を確保するための施設のこと。

^{※ 6} いこまい CAR とは、市民が地域社会に積極的に参加しやすくするために、市内移動の交通手段として、市役所が平成14年1月から運行しているコミュニティ・タクシー。

^{※7} 自主財源とは、市が自らの権限で収入することができる財源で、主なものは市税(市民税、固定資産税など)。その他には、分担金・負担金(市が行う事業により利益を受ける者から徴収するお金)や使用料(公共施設を利用したときに徴収される料金)、手数料(証明書等の交付を受けたときに利用者が負担するお金)、諸収入(他の歳入科目に含まれない収入で預金利子や雑入等)などがある。

^{※8} 財政力指数とは、地方自治体の財政力の強さを測る尺度であり、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で確保できるかを表すもの。この指数が1を下回るということは、自力で確保できる財源が不足していることを意味しており、財政力は強いとはいえない。

^{※9} 経常収支比率とは、税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを表すもので、財政構造の弾力性を示す指標。70%から80%が適当であるといわれている。

^{※10} 実質公債費比率とは、一般財源をどれくらい公債費(借入金の返済)に充当しているかを表すもので、下水道などの公営企業債の返済に充てられた 繰出金なども債務として算定した財政構造の弾力性を示す新しい指標。一般には、この割合が、18%以上となると地方債の許可の制限を受ける。

6 市民と市役所との間の情報発信・情報共有が不十分

市役所からの行政情報が地域や市民に十分に発信されておらず、またこれまでは、行政運営に関する市民への説明(説明責任の遂行)も積極的には行われてきませんでした。市民のニーズや意向を市役所が必ずしも十分に把握していないという課題もあります。地域社会づくりに必要となる情報が地域全体に浸透し共有されるような環境整備、市民と市役所との間の情報共有や議論の場の構築が、まだ不十分であるといえます。

第3章 将来像

第1節 江南市の地域社会のしくみ

社会の成熟化、それに伴う市民の価値観やニーズの多様化、地方分権の推進などを背景に、従来のような市役所主導の、国や県に依存した地域社会づくりは求められなくなってきています。地域の進むべき方向は地域のみんなで考えて選択し、それを目標として共有すること、また共有した目標に向かって、地域のみんなが担い手となって力を発揮し協力し合うことが求められています。それが、江南市を郷土として想い、愛着をもつ地域の構成員みんなの満足感を高めることにつながるものと考えられます。

市民意向調査*1においても、市民、企業、市民団体、市役所などによる"協働型まちづくり"が望ましいと考える市民が約67%にのぼっており、また公共サービスの提供にあたっては、市民負担は増やさず、協働によるサービスの維持・向上をめざすべきとする市民が約49%となっています。

このようなことから、平成29年度までに江南市がめざす地域社会のしくみを、次のように定めます。

地域社会のしくみ

だれもが主役、 みんなで築く、みんなの郷土

〜地域の進むべき方向を「共に考え」 地域づくりを「共に担う」〜

第2節 江南市の都市のすがた

江南市は、これまで、名古屋近郊の「ベッドタウン」として発展してきました。しかし、高齢化の 進展や地場産業の衰退により、都市活力の低下、市民所得の減少などが生じており、このままでは、 地域が経済的に自立し、市民が豊かな生活を送ることは困難になることが予想されます。

そのような状況を回避するためには、まずは、この地域が独自にもつ、温暖な気候、豊かな自然、 名古屋へのアクセスの良さなどの潜在的な資源をいっそう活かし、暮らしやすく活力あるまちとして の都市機能を備えることにより、さらなる発展を確かなものにすることが必要です。

さまざまな都市機能を備えた「ベッドタウン」としての発展に加えて、地域の抱える課題を解決したり、市民の日常生活を支援したりする活動が、地域の中で活発に行われるようになると、江南市は一段と暮らしやすく活気のあるまちになります。市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関などが、自らの努力や互いの協力、ボランティア活動、コミュニティビジネス*2の起業などを通じて対応をすることが、多様化する地域課題や複雑化するニーズに対し有効であり、特に、コミュニティビジネスは、それが地域の産業として育ち、定着することにより、地域としての経済的な自立や活性化にもつながることが期待されます。

^{※1} 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査(平成18年4月実施)。

^{※2} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

市民意向調査*1においても、名古屋市や周辺都市で働く人が住みたくなるような生活しやすいベッドタウンとしての発展を望む市民の割合が約30%と最も多くなっています。また、それと並んで、起業や事業所・商店の進出などを通じた、雇用の場の確保による地域の発展を望む市民の割合が約29%と高くなっています。

このように、暮らしやすい「ベッドタウン」を基本に、そこに「市民の生活を地域で支えるコミュニティビジネス*2の創出」、「既存の生活産業*3の活性化」、「地域に新しい価値をもたらすベンチャー*4の起業」などを加えることにより、市民の生活が地域で支えられて、市民がより豊かに暮らすことのできる、自立し活力ある「生活都市」へと転換を図ることが、これからの江南市にとって重要となります。

このようなことから、平成29年度までに江南市がめざす、都市のすがたを、次のように定めます。

都市のすがた

豊かで暮らしやすい生活都市

~市民の生活が地域で支えられる「生活都市」~

また、めざす「生活都市」の都市機能は、次のとおりです。

- 安心・安全に暮らせるまち
- 快適・便利に暮らせるまち
- 市民が生きがいをもち、活力あふれるまち
- ■豊かな人材が育つまち
- 環境と調和した豊かな生活の場があるまち

^{※1} 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査(平成18年4月実施)。

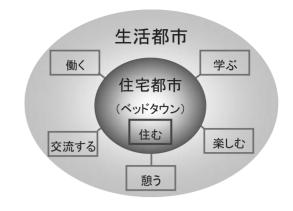
^{※2} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら 「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

^{※3} 生活産業とは、「生活者」の視点から、生活を便利に快適にするための商品やサービスを提供する産業のこと。

^{※4} ベンチャーとは、起業して新しい領域の事業を行う企業やビジネスのこと。一般に、独自の技術や商品をもって新ビジネスに取り組む、成長初期の中小企業を指す。

◆生活都市とは

住む、働く、学ぶ、楽しむなどの広い意味の生活機能を備えた都市のこと。「住宅都市(ベッドタウン)」を核に、さまざまな生活機能が付加された「生活者」のための都市。「生活者」自身も、環境や福祉などの地域社会の抱える課題の解決をめざして、自主的・自立的に行動することにより、「生活都市」が実現される。



第4章 市民と市役所の役割

前章に示した新しい将来像を実現するために、市民と市役所は共に、次のような新たな使命を果たしていきます。

市民と市役所の役割

市民

- 市民は、地域社会づくりの「主役」になって、 地域の進むべき方向性を市役所と共に考える。
- 市民は、公共サービスの「受け手」である と同時に、「担い手」であるという意識をも ち、市役所と協力して地域社会づくりに力 を結集する。

市役所

- 市役所は、市民と共に地域社会のあり方を考え、 地域の資源をコーディネートして、地域に 新しい価値を生み出す。
- 市役所は、地域の実情に合ったきめ細かな サービスを、効率的かつ効果的に提供する。

第5章 地域経営のあり方

第1節 地域経営の基本方針

江南市には、市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関、市役所などのさまざまな主体が存在し、活動しています。「地域経営」とは、このような多様な主体によって構成される江南市の地域全体について、それらのもつ経営資源を最大限に活かして、地域の価値を高め、各主体の満足度を高める活動・営みをいいます。

前述のとおり、時代の転換点を迎え、従来のような市役所主導の地域社会づくりは求められなくなってきています。地域のことは地域で自主的に決め、地域の力で課題解決を行い、地域全体で地域の価値を高めていく、そういった協働型の社会の構築が求められています。



【新しい地域経営のイメージ】

めざす地域経営のすがた

市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関、市役所などが、強固な信頼関係の下、市の将来像や目標を共有するとともに、それぞれの得意な分野で力を発揮し、連携・分担・協働により課題解決を図りながら、その実現に向けて協力し合っている。

このような地域社会を実現するために、以下を基本方針として、地域経営を進めます。

地域経営の基本方針

● 人材育成

地域で活躍する人材、地域社会づくりの核となる人材の育成に力を入れる。

2 情報共有

地域のみんなが同じ視点で物事を考えることができるよう、市役所からの情報発信、市民からの情報発信、相互の情報共有や信頼構築などに力を入れる。

③ 市民参画の推進

市政への市民参画に関するしくみづくりに力を入れる。

4 協働の環境づくり

コミュニティ活動が活発に行われるようなきっかけづく りやしくみづくり、市民の活動と市役所の活動が連携する ような環境づくりに力を入れる。

第2節 協働の基本的な考え方

◆協働の目的と意義

高度経済成長の時代が終わり、江南市においても、市民の暮らしや仕事のあり方は複雑に変化し、市民の個性も価値観も多様化しています。この新しい時代に適応した、自由で文化的な成熟した新しい地域社会-江南のまちを築いていくことが求められています。

そのためには、「協働」による新しい社会のしくみをつくることが大切です。江南の地に暮らし活動する市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関、市役所などが互いに協力することにより、各主体の知恵、技術、経験、意欲などを、「協働」の力として大きく発揮させることができるものと期待されます。

市民自らが切実に必要としている公共サービスを、「協働」の力で取り組むからこそ、今よりもきめの 細かいサービスを供給することが可能となります。また、市民が主役になって地域社会づくりに参画 するからこそ、複雑化する地域課題に対しより適切に対応することが可能となります。このように 「協働」は、市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関、市役所などが互いに助け合い、力を発揮し合うことにより、地域全体で新しい「公共」を創造し、市民を幸せにすることが できる可能性をもっています。

「協働」の取り組みを一つひとつ行うことによって、市民の自治意識はより向上し、江南市という地域 社会を、市民が主体的に維持、管理、運営していく力量も高まります。新しい「協働」の地域社会の 構築は、江南市が地域としての自立をめざす上で、大きな支えとなるものです。

◆協働の定義

「協働」とは、「同じ目的のために協力して物事をすること」をいいます。

江南市の地域経営における「協働」とは、「地域の構成員が共通の目標をもって協力し、地域の一員としての自覚ある立場から、地域をよりよくするための活動に自主的に取り組むこと」をいいます。市民と市役所との協働だけでなく、NPO*1などの市民団体と自治会の協働、市民団体と企業の協働など、地域内での幅広い連携と適切な分担による協力関係を指します。さまざまな主体が、それぞれの得意分野で力を発揮するとともに、相互に協力して活動することにより、そこに相乗効果が生まれ、地域に、新たな価値がもたらされることが期待されます。

^{※1} NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

◆協働の担い手

協働の担い手となる地域の構成員は、市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関、 市役所などであり、それぞれの主たる役割を次のように定めます。

○市民(個人・家庭)

江南市を生活の場とする市民 (個人・家庭) は、自らが、地域社会づくりの主役であること を自覚し、常に参画と貢献の意識をもって、日々の暮らしを営みます。

○自治会

地縁によってつながる組織である自治会(区・町内会)は、それぞれの地域に根ざした 課題を、自らの問題として認識し、自らの力で解決するための努力をします。

○市民団体

志や使命によってつながる組織であるボランティア団体やNPO*1などの市民団体は、高い志と使命感をもち、専門性や機動性を発揮して、公益につながる活動に取り組みます。

○企業

江南市で経済活動を行う企業は、自らも地域社会の一員であり、地域に貢献するという 自覚をもって、専門的な人材や技術、保有する施設や資金などを活かして、地域社会づくり に積極的に参画します。

○教育・研究機関

江南市で教育・研究活動を行う機関は、専門的な人材や保有する施設を活かして地域社会に参画します。さらに、その専門的活動で得られた成果を積極的に地域社会へ還元し、地域協働の発展に貢献します。

○市役所

市役所は、市民と共に地域社会のあり方を考え、地域の資源をコーディネートして、地域に新しい価値を生み出すよう努めます。また、自らの担うべき公共サービスを効果的・効率的に提供します。

^{※1} NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

◆協働の原則

○対等な関係

地域の構成員が、協力し合うためには、相互が対等な関係にあることが必要です。それぞれが、主体性をもち、互いに依存せず自立し、対等な関係での協力と連携を進めることが求められます。

○相互理解

協働を円滑に進めるためには、互いの立場を理解することが前提となります。市民と市役所は、対話を大切にすることにより、互いが信頼し合い尊重し合う関係、「アイデアを出し合い、新しいものをつくりだす」関係を確立することが求められます。

○目的・目標の共有

地域の力を結集するためには、協働の担い手が協働の目的と取り組みの目標を共有し、それ に向かって心をひとつにして行動することが必要です。また、目標の達成状況や協働による 効果についても、協働で評価し、明らかになった課題を次の協働に活かしていくことが求めら れます。

○情報の公開と共有

協働を推進するためには、地域全体で、地域社会づくりのための情報や知識を創造・共有し、あらゆる過程において手続きの透明性と情報の公開性を高め、協働が活発に行われる基盤を整えることが求められます。

第6章 行政経営のあり方

第1節 行政経営の基本方針

市役所は、地域を構成する重要な一主体です。「地域経営」の中で、市役所が、自らのもつ経営資源を最大限に活かして、市民や地域に成果をもたらすために行う活動・営みを「行政経営」といいます。 江南市の「行政経営」は、経済低成長、三位一体改革*1などにより、財政状況が厳しくなる中、自らの努力により健全で持続可能な財政基盤を確保し、国や県に依存せず、自らの判断で地域の実情に合った政策展開を図り、魅力ある地域社会づくりにつなげていくことを最大の目標としています。

そのためには、市役所の各組織が、めざすべき展望や目標、使命を明確にし、それを効果的に実現することができる、新しい経営のしくみ(ニュー・パブリック・マネジメント*2)を構築することが重要となります。さらに、それを動かす職員が、常にチャレンジ精神をもち、自らの経営能力を向上させる努力を惜しまず、最大限の力を発揮して業務遂行を図ることが求められます。

めざす行政経営のすがた

市役所の各組織が、展望や目標を共有し、使命を明確にして、 戦略に基づいて、効率的で効果的な業務執行をしている。

それにより、限られた経営資源の中で、最大の成果を実現 し、市民からの信頼を得ている。

国や県への依存から脱却し、自らが自信をもって政策展開を図っている。また、持続可能な財政基盤を確保している。

全職員が、常に創意工夫をしながら業務を遂行するとともに、 経営能力を向上させる努力を惜しまず、最大限の力を発揮して いる。

^{※1} 三位一体改革とは、国と地方自治体の行財政システムに関する3つの改革のこと。具体的には、「国庫補助負担金の縮減」「国から地方への税源移譲」 「地方交付税の見直し」を一体的に行うことにより、地方自治体が自主財源をもつことで政策的自由度を広げる一方、補助金や交付税への依存度を 下げて地方自治体の財政的自立を促すことを目的としている。

^{※2} ニュー・パブリック・マネジメントとは、民間企業における経営の理念や手法、成功事例などを、可能な限り行政現場へと適用することにより、行政部門の効率化・活性化を図ることをめざした、新しい行政経営のあり方やしくみ。

このような行政経営を実現するために、以下を基本方針として、運営を進めます。

行政経営の基本方針

● トップマネジメント*3の政策立案機能の強化

江南市の地域全体の戦略本部としての、経営層の機能強化に力を入れる。

② 分権型の経営システムの確立

市役所の各組織が、明確な目標をもって、与えられた経 営資源を活用して、最大の成果をあげる経営を行うことが できるしくみの構築に力を入れる。

❸ 経営のできる人材の育成

経営能力とリーダーシップを兼ね備えた人材の育成に力 を入れる。

4 意識と風土の改革

従来のすがたにとらわれず、職員があらゆる視点から改革に挑戦する意識づくり・風土づくりに力を入れる。

^{※3} トップマネジメントとは、組織の方向づけを行い、ビジョンを明らかにし、基準を設定する機関であり、一般には経営層をいう。江南市役所では、 市長、副市長、教育長、部長相当職にある者をトップマネジメントと位置づけている。

第2節 行政経営の重点戦略

限られた経営資源で最大の成果を実現するために、江南市の行政経営において、特に重点的に取り 組む、めざす都市機能実現の戦略は、次のとおりです。

行政経営の重点戦略

- 1 防災・防犯・交通安全など安心・安全のための政策においては、予防や危機管理を重視した対策を行うとともに、地域全体でそのような機能が果たされるよう、連携体制を整えることに力を入れる。
- ② 高齢者や障害者を含む誰もが安心して地域で暮らすことのできるよう、最低限度の生活が保障されるしくみや対策を完備するとともに、地域全体での支え合いのしくみを整備することに力を入れる。
- ③ 便利な日常生活を支える市街地の整備、快適な生活を送るため の公園整備・下水道整備など、市民生活に直結する都市生活基盤 を重点的に整えることに力を入れる。
- 4 地域の課題解決や市民の日常生活支援の受け皿となる NPO*1 やコミュニティビジネス*2などの創出、地域に雇用の場や経済活力をもたらす産業の振興や育成、意欲あふれるベンチャー*3の起業支援などに力を入れる。
- 5 住み慣れた地域で自立し、生きがいをもって暮らすことができるよう、予防・自立支援型の福祉政策への転換や、市民や職員が地域で活躍できる場・しくみの整備に力を入れる。
- ⑤ 地域の力を最大限に引き出すことができるよう、次世代を担う人材を育成する特色ある学校教育、地域全体で教育を支えるしくみづくり、地域社会の発展に貢献する人づくりに力を入れる。
- 7 安心して子どもを産み、楽しく育てられるよう、地域全体で子育 てをサポートするしくみを整備することに力を入れる。
- 3 環境と市民生活との共生・調和について、地域の構成員がその重要性を認識して、ごみの減量やリサイクルの推進、自然環境の保全などに取り組むことができるようなしくみを整備することに力を入れる。

^{※1} NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

^{※2} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

^{※3} ベンチャーとは、起業して新しい領域の事業を行う企業やビジネスのこと。一般に、独自の技術や商品をもって新ビジネスに取り組む、成長初期の中小企業を指す。

第7章 目標フレーム(人口・土地利用)

第1節 人口

江南市の人口は、平成19年4月1日現在約101,400人となっていますが、このままの条件が続くと、平成27年度をピークに、緩やかな減少局面に入ることが予想されます。

この10年間で、今後、先に掲げた将来像を実現するために、地域経営・行政経営のそれぞれの視点から、各分野で戦略的な取り組みを展開することにより、平成27年度のピーク人口を維持することを目標とします。

平成29年度目標人口

103,000人

第2節 土地利用

木曽川に沿って広がる江南市の地形は、全般に平坦で、木曽川の恵みを受けた肥沃な扇状地が広がっています。この貴重な資源である土地は、市民生活や産業活動の基盤であり、その利用にあたっては長期的な視点が必要です。

この考え方に基づき、江南市の将来像である「豊かで暮らしやすい生活都市」を実現するため、恵まれた自然・大都市近郊といった地域の特性、周辺都市との連携、社会経済情勢を踏まえた計画的な土地利用を進めることを目標とします。

第Ⅲ部

基本計画

第1章 目標フレーム(人口・財政・土地利用)

第2章 基本計画の考え方

第3章 分野別計画

第1章 目標フレーム(人口・財政・土地利用)

計画策定の基本となる指標として、計画期間の平成20年度から平成29年度における人口・財政・土地利用のフレームを以下のように設定します。

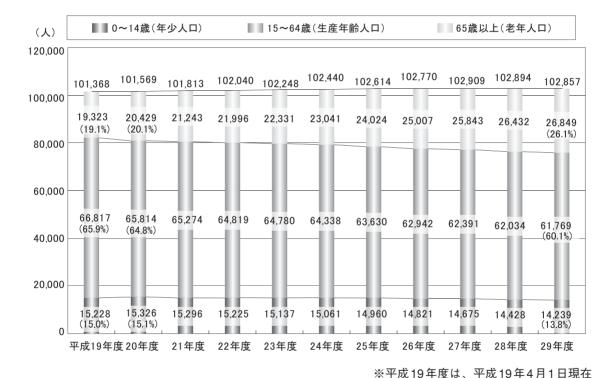
第1節 人口

平成29年度までの総人口の推移と平成29年度の人口構造について、見通しました。またその結果を踏まえ、将来目標人口を設定しています。

◆人口の見通し

住民基本台帳と外国人登録データに基づき、総人口については、回帰分析*1により推計し、人口構造については、コーホート要因法*2により推計しました。

江南市の総人口は、計画期間中、年平均0.2%程度と緩やかな人口増加を続け、平成27年度をピークに、102.000人台を維持しながら、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれます。

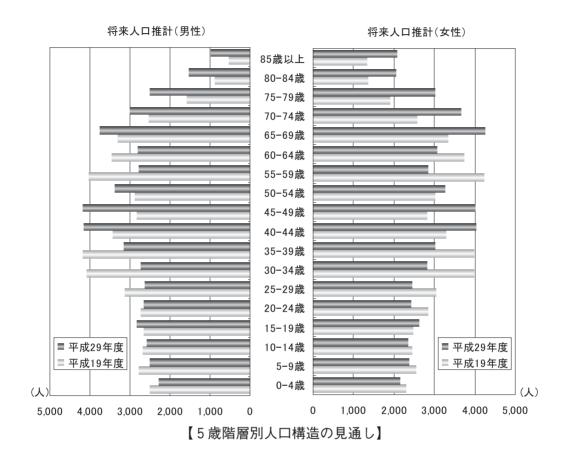


【総人口・年齢3区分別人口の見通し】

^{%1} 回帰分析とは、総人口と、それを説明する変数との関係を調べて、将来人口を推計する方法。

^{※2} コーホート要因法とは、コーホート(同時期に出生した集団)ごとに、出生、死亡、社会移動の影響を考慮して将来人口を推計する方法。

平成29年度の年齢階層別人口は、年少人口が14,239人、生産年齢人口が61,769人、老年人口が26,849人になると見込まれます。老年人口比率は、平成20年の20.1%から、平成29年度には26.1%へと6ポイント上昇し、4人に1人が高齢者になると想定されます。他方で、年少人口比率と生産年齢人口比率は、10年間でそれぞれ15.1%から13.8%、64.8%から60.1%へと低下することが見込まれます。出生率の低下や平均寿命の伸びから、少子高齢化が進むことが予想されます。



◆将来目標人口

人口の見通しでは、平成27年度にピークに達した後、減少することが見込まれていますが、計画期間中に展開する子育て環境の充実、安心・安全度の向上、住環境の充実などの各種施策の実施効果を見込み、平成27年度のピーク人口を103,000人とし、その後その人口を維持することをめざし、将来目標人口を以下のとおり設定します。

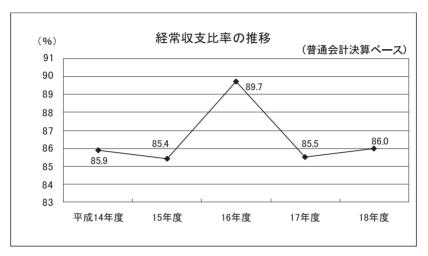
年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 29 年度
総人口	102,100 人	102,700 人	103,000 人
年少人口 (0~14 歳)	15,237 人	14,973 人	14,260 人
生産年齢人口 (15~64 歳)	64,854 人	63,683 人	61,854 人
老年人口 (65歳~)	22,009 人	24,044 人	26,886 人

第2節 財政

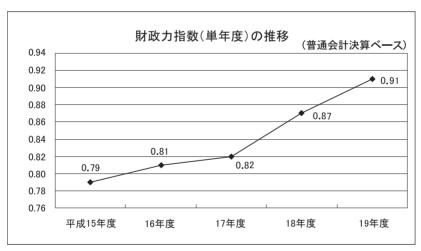
◆江南市の財政状況

江南市は、歳入における市税などの自主財源*1が乏しく、歳出の扶助費(福祉関係経費)や公債費、人件費などの義務的経費*2が増えてきており、財政構造の弾力性が失われつつあります。また、財政力も弱く、厳しい財政状況にあるといえます。しかし、人口1人当たりの地方債現在高は、県下33市平均(名古屋市を除く)を下回っています。

こうした状況は、経常収支比率*3や財政力指数*4などから分析することができます。



(資料:行政経営課)



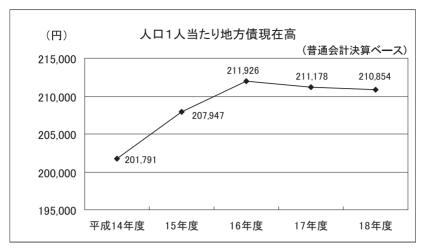
(資料:行政経営課)

^{※1} 自主財源とは、市が自らの権限で収入することができる財源で、主なものは市税(市民税、固定資産税など)。その他には、分担金・負担金(市が行う事業により利益を受ける者から徴収するお金)や使用料(公共施設を利用したときに徴収される料金)、手数料(証明書等の交付を受けたときに利用者が負担するお金)、諸収入(他の歳入科目に含まれない収入で預金利子や雑入等)などがある。

^{※2} 義務的経費とは、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、人件費(職員の給与等)、扶助費(生活保護費等)及び公債費(地方債の元利償還金等)がある。

^{※3} 経常収支比率とは、税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを表すもので、財政構造の弾力性を示す指標。70%から80%が適当であるといわれている。

^{※4} 財政力指数とは、地方自治体の財政力の強さを測る尺度であり、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で確保できるかを表すもの。この指数が1を下回るということは、自力で確保できる財源が不足していることを意味しており、財政力は強いとはいえない。



(資料:行政経営課)

◆財政計画

平成19年度予算を基礎として、平成29年度までの財政状況を一般会計ベースで見通したものです。

(歳入)

市税は、今後予定される税制改正や人口推計などを加味して推計しました。地方交付税は、市税等の動向や過去の実績を勘案して推計しました。その他の歳入については、過去の実績の推移を勘案して推計しました。

(歳出)

人件費は、今後の職員数を見込んで推計しました。投資的経費*5は、計画期間内に実施する事業を踏まえて推計しました。その他の歳出については、過去の実績を基本とし、人口推計などを加味して推計しました。

(単位:百万円)

	年	度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
歳	入	総	額	25,164	24,281	24,922	24,573	24,000	23,422	23,396	23,461	23,393	23,417	23,360
財自源主	市		税	12,956	13,041	12,831	12,897	13,020	12,888	13,121	13,553	13,498	13,569	13,738
源主	そ	の	他	3,585	2,927	3,315	2,891	2,894	2,692	2,691	2,693	2,693	2,693	2,692
※6 財依	市		債	1,865	1,663	2,100	2,077	1,726	1,504	1,411	1,448	1,428	1,506	1,398
源存	地ス	5交·	付税	1,523	1,459	1,399	1,436	1,181	1,179	1,067	581	482	485	376
	そ	の	他	5,235	5,191	5,277	5,272	5,179	5,159	5,106	5,186	5,292	5,164	5,156
歳	出	総	額	25,164	24,281	24,922	24,573	24,000	23,422	23,396	23,461	23,393	23,417	23,360
	人	件	費	6,519	5,951	5,779	5,308	5,481	5,144	5,069	4,955	4,928	5,027	4,775
経 養 費 的	扶	助	費	3,874	4,047	4,044	4,038	4,030	4,025	4,019	4,012	4,003	3,992	3,983
T HY	公	債	費	2,288	2,283	2,323	2,303	2,284	2,261	2,238	2,256	2,018	2,020	2,004
投資	資 的	経	費	2,119	2,031	2,791	3,333	2,519	2,467	2,252	2,317	2,332	2,238	2,339
その	の他	. 経	費※7	10,364	9,969	9,985	9,591	9,686	9,525	9,818	9,921	10,112	10,140	10,259

※平成19年度は予算額、平成20年度以降は計画額

^{※5} 投資的経費とは、道路、橋りょう、公園、学校の建設等社会資本の整備等に要する経費で、普通建設事業費と災害復旧事業費がある。

^{※6} 依存財源とは、国や県の意思決定により収入される財源で、主なものは市債、地方交付税。その他には、地方譲与税や利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国庫・県支出金などがある。

^{※7} その他経費とは、義務的経費及び投資的経費以外の経費で、物件費(旅費や備品購入費、委託料等)や維持補修費(公用・公共施設などの修繕に係る経費)、補助費等(民間団体や他の地方公共団体などが行う事業に対して支出する補助金や負担金等)、繰出金(特別会計へ支出する経費)などがある。

第3節 土地利用

江南市は木曽川左岸のほぼ平坦な平野部にあり、名鉄犬山線の江南駅・布袋駅を中心として市街地が形成されてきました。しかしながら、大都市・名古屋に近接していることからベッドタウンとして急速に宅地化が進んだため、道路などの都市基盤の整備が遅れるとともに、都市としてのまとまりが乏しく、農地と宅地の混在などが生じてしまいました。

こうした状況を踏まえ、「豊かで暮らしやすい生活都市」にふさわしい健全な都市環境の形成と都市機能の集積を実現するため、江南市の骨格となり、将来の発展軸となる道路軸を設定するとともに、市域を次の5つのゾーンに区分し、各ゾーンの調和がとれた計画的な土地利用を進めます。

ただし、土地利用の方針は、江南市都市計画マスタープラン*1の策定後、その内容を反映させるため、中期(平成23年度~25年度)基本計画において見直しを行うものとします。

◆にぎわいのゾーン

市民生活の中心となるゾーンとして、都市機能の集積を高めるとともに、江南市のシンボルとなる 景観とにぎわいを形成します。

◆くらしのゾーン

安全で安心して暮らせる居住環境を形成するため、市街地整備を進めるとともに、うるおいのある 快適な空間づくりを進めます。

◆のびゆくゾーン

市内における就業の場となる活力ある工業ゾーンとして、周辺環境に配慮しつつ、今後も地域経済に貢献していきます。

◆ゆとりのゾーン

都市空間にゆとりをもたらすゾーンとして、市街化を抑制し、農地の多面的な機能を維持・活用します。

◆うるおいのゾーン

木曽川や五条川沿いの恵まれた水辺や緑地など身近な自然を保全し、憩いとうるおいを提供するとともに、レクリエーションの場として活用します。

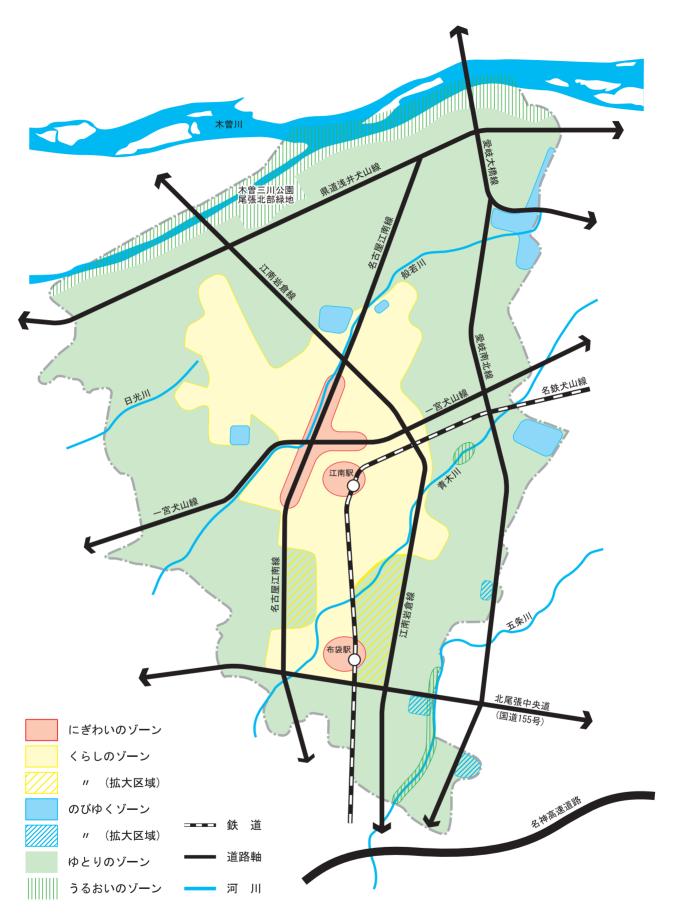
◆道路軸 (発展軸)

市街地の骨格を形成し、周辺都市との交流を活性化する発展軸となるとともに、市内各地区との連携を強化し、一体的なまちづくりを促進する道路として次の路線を設定します。

東西軸:北尾張中央道(国道155号) ·一宮犬山線 · 県道浅井犬山線

南北軸:名古屋江南線・江南岩倉線・愛岐南北線・愛岐大橋線

^{※1} 都市計画マスタープランとは、将来の都市づくりのビジョンと、これを実現化するための市町村の都市計画に関する方針をいう。



【土地利用構想図】

第2章 基本計画の考え方

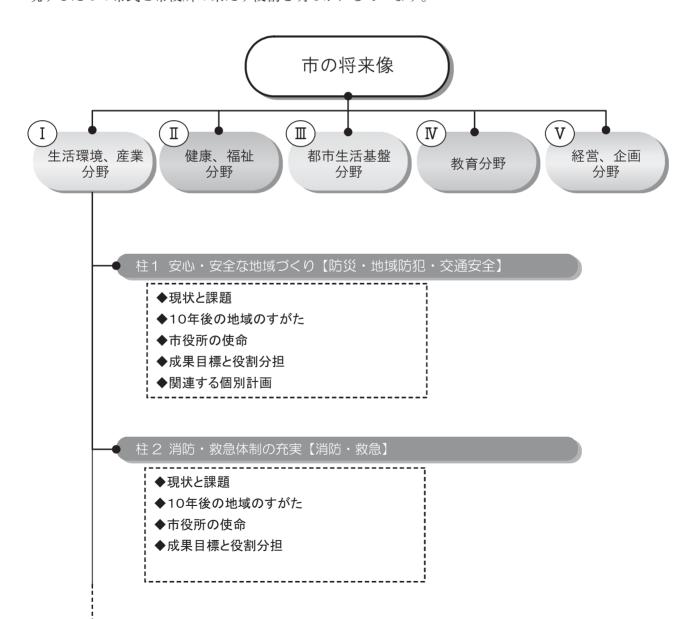
第1節 基本計画の概要

江南市戦略計画は、基本構想、基本計画、部門の戦略計画の3つの計画で構成されており、このうち 基本計画は、基本構想に掲げられる江南市の地域全体の将来像について、5つの分野(「生活環境、産 業分野」、「健康、福祉分野」、「都市生活基盤分野」、「教育分野」、「経営、企画分野」)ごとにそれを具 体化し、めざす地域社会のすがたや目標、市民と市役所の役割を明らかにするものです。

全体の計画期間は10年とし、社会経済の変化や進行管理の結果をふまえて3年ごとに見直しを図り、 前期3年・中期3年・後期4年の計画とします。

第2節 基本計画の構成

基本計画は、5つの分野により構成し、分野ごとにめざす成果を柱立てし、展望や目標、それらを実現するための市民と市役所の果たす役割を明らかにしています。



◆現状と課題

江南市の現状や課題、社会潮流やニーズの変化などを整理するとともに、今後の地域経営の展開 の方向性を明らかにしています。

◆10年後の地域のすがた

江南市の地域がどのようになっているか、市民がどのような生活を送っているか、10年後に実現 をめざす、江南市のすがたを描いています。

◆市役所の使命

「10年後の地域のすがた」を実現するために、市役所が果たすべき役割を明らかにしています。

◆成果目標と役割分担

「10年後の地域のすがた」が実現された状態を数値化し、目標として設定しています。また、その目標を達成するための、市民と市役所の役割を明らかにしています。

◆関連する個別計画

江南市戦略計画を支える個別計画を、柱ごとに掲載しています。

-【「10年後の地域のすがた」の実現された状態を数値目標で表したもの】

[全体目標] 犯罪や災害への 不安がなく、市民 が安心・安全に暮らしている

基準値 指標名 説明 〈展望の実現 欱 H22 H25 ▲ H29 状態を測る 犯罪や災害への不安 45.1 "ものさし"〉 が少ないと感じる市 50.0 55.0 60.0 市民満足度調査により測定。 (H19) 民の割合

〈基準となる状態〉

〈目標とする状態〉

〈指標の意味・意図・ 測定方法など〉

〈目標を達成

するために.

市役所が担う

役割)

【「10年後の地域のすがた」の実現状態を具体化・細分化し、数値目標で表したもの】

[個別目標①] 災害への備えが行われている

指標名	単 基準化		_{準値} 目標値			説明
10138.0	位	- 本十に	H22	H25	H29	Dr> 1
非常持ち出し品や食糧 などを準備している市 民の割合	%	14.4 (H18)	30.0	40.0	50.0	各家庭の防災意識の状況を測定するもの。 非常持ち出し品とは「わが家の地震対策早見帳」に記載されている
						もの。
防災用資機材 ^{※2} 助成 の申請率	%	83.8 (H18)	90.0	95.0	100.0	自主防災組織の防災意識を測定す るもの。 申請した自主防災会数/全自主防 災会数
危機管理体制が整い、 安心して暮らしている と感じる市民の割合	%	25.4 (H19)	30.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。

〈目標を達成 するために. 市民が担う 役割〉

市民の役割

- ○各家庭で、避難の際の非常持ち出し品や食糧などの準 備をし、また防災についての話し合いなど災害への備 えを行う。【個人・家庭】
- ○市役所からの情報を正確に知り、警報等の発令時に速 やかに避難できるよう、平常時から備えておく。【個
- ○自主防災会は、日ごろから地域における災害時危険箇 所の把握に努める。【自治会】
- ○災害発生時に効果的な対応ができるよう、自主防災会 ・ハニッシュトリマールがポロリタトリルリッ でさるよう、目王防災会が主体となって、地域の実情に合った防災訓練を積極的に行う。【自治会】
- ○自主防災会や企業などは、自主防災リーダー*³や防 災ボランティア*4を育成する。【自治会】【企業】
- ○高齢者、障害者などは一人で避難することが困難なため、地域住民が協力し、避難できるよう話し合っておく。【個人・家庭】【自治会】

市役所の役割

- ○江南市地域防災計画江南市国民保護計画などにより. 市民の安全を確保する。
- ○災害に関する知識や情報を多様な手段により提供し、 市民の防災意識を高める。
- ○自主防災会が自主的に防災訓練を実施し、地域の実情 に合った防災力を確保できるよう、さまざまなアドバ イスを行うとともに自主防災会の運営を支援する。
- ○防災ボランティアコーディネーター*5を育成する。
- ○正確な情報を収集し警報などにより全市民に伝達し、 速やかに避難誘導ができる体制づくりをする。
- ○避難や救援に必要な物資・資材を備蓄・整備する。
- ○生活に密着した施設や危険な施設などの安全を確保

- 【関連する項目】

- Ⅲ都市生活基盤分野《柱3公園緑地》個別目標①都市公園等が整備され、日ごろから公園に歩いて行 き、うるおいのある生活をしている(P-103)
- Ⅲ都市生活基盤分野《柱6住環境》個別目標①建築指導及び開発指導の民間組織との協同での取り組 みは、安心・安全への住民意識を高揚させている(P-111)
- Ⅳ教育分野《柱1学校教育》個別目標④教育を受ける環境が整備され、快適で安全な状態で児童・生 徒が学習活動に取り組んでいる (P-123)

【個別目標の展開に関連する、他の分野・柱の個別目標】

第3章 分野別計画

江南市の地域社会のしくみ

だれもが主役、みんなで築く、

~地域の進むべき方向を「共に考え | 地域づくりを 「共に担う | ~

基本構想

将来像

江南市の都市のすがた

豊かで暮らしやすい生活都市

~市民の生活が地域で支えられる「生活都市」~

分野

生活環境、産業

市民がいきいきと働き、地域が活力にあふれ、市民は安心・安全、 快適・便利に暮らしている。 П

健康、福祉

地域全体で子育てや 介護などを支援し、市 民が健康で自立した 生活をし、安心してい きいきと暮らしている。

3

確保(障害者福祉) 障害者の生きがいと安心した生活の

基本計画

(防災・地域防犯・交通安全)安心・安全な地域づくり

(消防・救急) 消防・救急体制の充実

2

商工農業の振興(産業振興、雇用就労)生活産業の活性化・雇用就労と

(市民生活) (市民生活の確保

4

6 ごみ減量と適切な処理の推進 でみ減量と適切な処理の推進

確保(高齢者福祉)環境づくり(子育て)

(健康が生活の確保

5 保険年金制度の健全な運営合う体制の確保(生活支援・福祉活動)

柱

みんなの郷土

都 市 機

能

- ○安心・安全に暮らせるまち
- ○快適・便利に暮らせるまち
- ○市民が生きがいをもち、活力あふれるまち
- ○豊かな人材が育つまち
-)環境と調和した豊かな生活の場があるまち

Ш

都市生活基盤

都市生活基盤が整備 され、すべての市民 が快適で安心・安全 な生活をしている。

3

(下水道)

(公園緑地)

花と緑あふれる公園づくり

IV

教育

次世代の社会を担う 豊かな人間性と学力 をもった子どもが育 っているとともに、市 民が生涯にわたり学び、 それを地域社会に活 かしている。

V

経営、企画

市民と市役所との信 頼関係のもとに協働 型社会が構築されて おり、限られた経営資 源の中で最大の成果 を実現し、効率的で公 平かつ適正な行財政 運営が行われている。

3

(課税·収納)

秩序と賑わいのある快適な (道路) 人にやさしいみちづくり

まちづくり(市街地整備)

公共下水道の普及促進 (治水) 浸水被害のないまちづくり 安心・安全な住環境の確保 (住環境

5

安定供給(上水道) 健全な水道事業経営と安全な水の 学校づくり (学校教育 地域に開かれた快適で安全な

2 将来にわたって活躍できる人づくり 機会づくり(生涯学習) 生涯を通して能力を伸ばし、活かせる 充実(文化·交流) 豊かな、創造性ある文化・交流活動の 教育環境

3

戦略的な行政経営の 地域協働の推進 (行政経営)

推進

公平かつ適正な課税 効率的かつ円滑な事務管理の推進 支援(議会運営への支援) (行政事務管理 :収納

より開かれた適切な議会運営への

5

】 生活環境、産業分野

市民がいきいきと働き、地域が活力にあふれ、市民は安心・安全、快適・便利に暮らしている。

1 安心・安全な地域づくり【防災・地域防犯・交通安全】

犯罪や事故が少なく、災害への備えのある、安心・安全な地域社会になっている。

2 消防・救急体制の充実 【消防・救急】

火災や事故、災害などの発生や被害が最小限に食い止められている。

3 快適で便利な日常生活の確保【市民生活】

市民が困らずに、不安を感じずに、快適・便利に日常生活を送っている。

4 生活産業の活性化・雇用就労と商工農業の振興 【産業振興・雇用就労】

市民の生活産業などが活性化し、地域に雇用の場が確保され、活力あふれる、住みやすいまちとなっている。

5 自然と調和した快適な生活環境の確保【環境保全】

公害が少なく、自然が保全され、環境と調和した市民生活や地域活動が営まれている。

6 ごみ減量と適切な処理の推進【ごみ減量・処理】

地域全体でごみ減量やリサイクルの取り組みが進められ、適切なごみ処理が行われている。

は1安心・安全な地域づくり

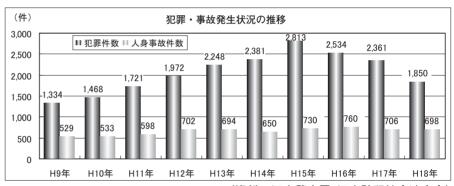
─ 防災・地域防犯・交通安全 —

■現状と課題

コミュニティの弱体化に伴い、地域の防犯・防災機能が低下し、生活を脅かす危険や不安が増えて きています。

江南市においても、刑法犯罪や人身事故の発生件数は、この10年間で急激に増加しており、台風、大雨などの風水害や、発生が懸念されている東海地震などの地震に対する不安も広がっています。他方で、自主防災組織の組織率は100%であるものの、災害に対する意識には地域によりばらつきが見られ、市民の災害への備えや地域ぐるみの防犯・防災体制は十分に整っているとはいえません。

このようなことから、犯罪や災害から市民を守り、安心・安全な市民生活を確保するために、市民と市役所が協力して地域の防犯・防災力を強化することが求められています。



(資料:江南警察署:江南防犯協会連合会)

■ 10年後の地域のすがた

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識が定着し、地域全体で支え合いのしくみが構築され、市民が協力して防犯活動や交通安全対策、災害への備えを行っている。

その結果、犯罪や事故が少なくなり、災害に対する不安も軽減され、市民が安心・ 安全に暮らしている。

■市役所の使命

地域の防犯・防災力を向上させるための 意識啓発、組織や人の育成、活動支援を 行う。また、交通事故を減らすため、戦 略的・計画的な交通安全施設**1の整備を 行う。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 犯罪や災害への不安が少なく、市民が安心・安全に暮らしている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
犯罪や災害への不安 が少ないと感じる市 民の割合	%	45.1 (H19)	50.0	55.0	60.0	市民満足度調査により測定。

^{※1} 交通安全施設とは、路側帯、道路標識、道路標示、道路照明灯、道路反射鏡、防護さくなどの交通の安全を確保するための施設のこと。

[個別目標1] 災害への備えが行われている

指標名	単 位 基準値			目標値		説明
10 10 10	1立	金十屆	H22	H25	H29	DC.21
非常持ち出し品や食糧 などを準備している市 民の割合	%	14.4 (H18)	30.0	40.0	50.0	各家庭の防災意識の状況を測定するもの。 非常持ち出し品とは「わが家の地震対策早見帳」に記載されている もの。
防災用資機材 ^{※ 2} 助成 の申請率	%	83.8 (H18)	90.0	95.0	100.0	自主防災組織の防災意識を測定するもの。 申請した自主防災会数/全自主防 災会数
危機管理体制が整い、 安心して暮らしている と感じる市民の割合	%	25.4 (H19)	30.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。



市民の役割

○各家庭で、避難の際の非常持ち出し品や食糧などの準備をし、また防災についての話し合いなど災害への備えを行う。【個人・家庭】

- ○市役所からの情報を正確に知り、警報等の発令時に速 やかに避難できるよう、平常時から備えておく。【個 人・家庭】
- ○自主防災会は、日ごろから地域における災害時危険箇 所の把握に努める。【自治会】
- ○災害発生時に効果的な対応ができるよう、自主防災会が主体となって、地域の実情に合った防災訓練を積極的に行う。【自治会】
- ○自主防災会や企業などは、自主防災リーダー*3や防 災ボランティア*4を育成する。【自治会】【企業】
- ○高齢者、障害者などは一人で避難することが困難なため、地域住民が協力し、避難できるよう話し合っておく。【個人・家庭】【自治会】

市役所の役割

- ○江南市地域防災計画、江南市国民保護計画などにより、市民の安全を確保する。
- ○災害に関する知識や情報を多様な手段により提供し、 市民の防災意識を高める。
- ○自主防災会が自主的に防災訓練を実施し、地域の実情 に合った防災力を確保できるよう、さまざまなアドバ イスを行うとともに自主防災会の運営を支援する。
- ○防災ボランティアコーディネーター*5を育成する。
- ○正確な情報を収集し、警報などにより全市民に伝達し、 速やかに避難誘導ができる体制づくりをする。
- ○避難や救援に必要な物資・資材を備蓄・整備する。
- ○生活に密着した施設や危険な施設などの安全を確保する。

【関連する項目】

- Ⅲ都市生活基盤分野《柱3公園緑地》個別目標①都市公園等が整備され、日ごろから公園に歩いて行き、うるおいのある生活をしている(P-103)
- Ⅲ都市生活基盤分野《柱6住環境》個別目標①建築指導及び開発指導の民間組織との協同での取り組みは、安心・安全への住民意識を高揚させている(P-111)
- IV教育分野《柱1学校教育》個別目標④教育を受ける環境が整備され、快適で安全な状態で児童・生徒が学習活動に取り組んでいる(P-123)

^{※2} 防災用資機材とは、消火用資機材、食糧、救護用資機材、テントなど、災害発生時に備えて市役所及び自主防災組織が準備する資機材のこと。

^{※3} 自主防災リーダとは、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。

^{※4} 防災ボランティアとは、災害発生時に、被災地に駆けつけ、被災者を支援したり、復旧活動に協力したりするボランティア。

^{※5} 防災ボランティアコーディネーターとは、災害発生時に被災地に集まるボランティアが有効に活動できるよう、災害対策本部などと連携してボランティアへの連絡や調整を行う人のこと。

[個別目標②] 地域の防犯体制が整い、犯罪が減っている

指標名	単	基準値		目標値		説明
1813.10	位	坐 十世	H22	H25	H29	D(-9.1
犯罪発生件数	件	1,850 (H18)	1,600	1,410	1,160	犯罪発生状況を測定するもの。
地域安全パトロール実施率	%	59.2 (H18)	80.0	90.0	100.0	地域の防犯体制がどの程度整っているかを測定するもの。 地域安全パトロール実施区・町数 /全区・町数



市民の役割	市役所の役割
○犯罪発生の危険箇所を発見し、予防するとともに、その情報を市役所に伝え、防犯対策を共に考える。【個人・家庭】【自治会】	○地域安全パトロール隊への支援を行い、永続的な活動をサポートする。○犯罪を減らすため、警察等の関係機関と連携を密にする。

[個別目標3] 交通事故が減っている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
交通事故発生件数 (人身事故)	件	698 (H18)	640	580	500	交通事故発生状況を測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○交通事故危険箇所を発見し、予防するとともに、市役 所にその情報を伝える。【個人・家庭】【自治会】	○交通事故危険箇所について十分に分析を行い、危険度 の高い順に、道路照明灯や反射鏡などの交通安全施設** 「を設置する。
	○交通事故危険箇所や交通マナーの周知を徹底し、交 通安全の意識啓発を行う。

【関連する項目】

● Ⅲ都市生活基盤分野《柱2道路》個別目標②道路、橋りょう、排水施設が整備され、円滑な通行が確保されている(P-100)

■関連する個別計画

- 江南市国民保護計画(H19~)
- 江南市地域防災計画 (期間なし)

^{※1} 交通安全施設とは、路側帯、道路標識、道路標示、道路照明灯、道路反射鏡、防護さくなどの交通の安全を確保するための施設のこと。

2 消防・救急体制の充実

— 消防・数急 —

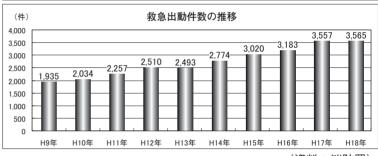
■現状と課題

高齢化社会が進み、救急出動が増えています。また火災や風水害、地震などによる大規模災害の発生が 予測され、市民の生活を脅かす不安が増加しています。

江南市においても、救急出動件数は10年間で約2倍に増加しており、中でも高齢者の救急需要が急増しています。火災や地震などの災害の発生も予想される中、救命率向上のための応急手当講習の参加者は増えてはいますが、防火意識や災害に対する意識の向上が課題となっています。

このようなことから、救急・救助や消火活動などにおいては、迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめ、市民の生命・財産を守るため、市民の防火意識の向上と、市役所の消防・救急体制の充実を図ることが求められています。





(資料:消防署)

■ 10年後の地域のすがた

市民は、応急手当講習・防災訓練に積極的に参加し、火災や地震などの災害発生時の備えが十分に行われている。市役所は、広域的協力体制による充実した消防・救急体制が整い、迅速かつ的確な対応ができている。

その結果、救命率も向上し、また火災や地震などの災害に対する不安が軽減され市民が 安心して暮らしている。

■市役所の使命

救急・救助や火災などの災害に対し、被害 を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対 応し、消防・救急体制の充実強化や市民への 防火意識の啓発を行うことにより、市民の大 切な生命・財産を守る。

■成果目標と役割分担

[全体目標]消防・救急体制が整い、市民が安心・安全に暮らしている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
火事や事故などの災 害発生時には、迅速に 消火・救急・救助活動 が行われ、安心して暮 らしていると感じる 市民の割合	%	42.1 (H18)	45.0	50.0	60.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 消防・救急体制が充実している

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
消防団員(水防団員) の充足率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	消防団員(水防団員)数/定数
消防水利の整備率	%	82.2 (H18)	84.1	85.5	87.4	消火活動に使用する防火水槽や 消火栓の整備状況を測定するもの。 消防水利数/消防水利の基準数
救急救命士 ^{※1} 有資格 者数	人	13 (H18)	16	16	16	高度な知識、技術をもった救急救 命士の配置状況を測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
 ○消防団(水防団)は、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づき活動する。【市民団体】 ○災害発生時の、消防団(水防団)の地域における重要性を理解し、団員確保に協力する。【自治会】 ○市民は、救急車の利用方法を正しく理解し、節度をもって利用する。【個人・家庭】 	 ○消防団(水防団)に対する地域住民や事業所の理解と協力を得るため、消防団(水防団)が、地域の安心・安全を守る組織として重要な役割を果たしていることをPRする。 ○消防水利の整備、機器・器具の点検整備など、消防・救急体制の充実強化を図る。 ○消火・救急活動に備えて、高度な知識、技術をもった隊員を育成し、配置する。 ○医療機関や警察等の関係機関と連携を密にする。

^{※1} 救急救命士とは、救急患者を救急車で病院に搬送するまでの間、医師の具体的、包括的指示のもとで、救急患者に対し救急救命処置を行うことができる資格を有する者。

[個別目標②] 防火対象物や危険物施設^{※2}などの安全対策指導が徹底されている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
11 1 1 1	1立	- T	H22	H25	H29	170.71
防火管理者 ^{※3} の 選任率	%	66.4 (H18)	73.1	77.1	82.4	管理権原者 (所有者、経営者、借受人など)の防火意識度を測定するもの。 防火管理者選任済数/防火管理者選任義務対象物数
危険物施設の立入検 査改善施設指示率	%	24.9 (H18)	20.0	15.0	0.0	危険物施設が安全に管理されているかを測定するもの。 改善指示施設数/立入検査 施設数
住宅用火災警報器の 設置率	%	20.9 (H19)	50.0	60.0	70.0	市民満足度調査により測定。



市民の役割	市役所の役割
○建物管理者は、積極的に新規の防火管理者を定めると ともに、防火管理再講習に参加させ、施設の安全を守	○防火管理講習会の開催回数を充実させる。
る。【企業】	○住宅用火災警報器設置について積極的に啓発を行う。
○住宅用火災警報器の設置など火災予防に取り組む。 【個人・家庭】【自治会】	○危険物取扱事業者に対して指導を徹底する。

^{※2} 危険物施設とは、一定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱うことのできる許可を受けた施設のこと。

^{※3} 防火管理者とは、消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了するなどの一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な 業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者。

[個別目標3] 救急・救助や消火活動において、迅速・的確に対応している

指標名	単位	基準値		目標値		説明
711/2/11	177	<u> </u>	H22	H25	H29	170 73
応急手当講習の受講 者数	人	4,817 (H18)	5,300	5,600	6,100	応急手当受講者の普及状況を測 定するもの。
心拍再開率	%	13.0 (H18)	17.0	20.0	24.0	救命処置を行った心肺・呼吸停止者の心拍再開率を測定するもの。 心拍再開者数/心肺・呼吸停止者数
火災現場到着所要時間	分	7.9 (H18)	7.7	7.5	7.3	火災の覚知から現場到着までの 平均所要時間を測定するもの。



市民の役割

- ○積極的に応急手当の技術を身につけ、急病人・けが人 が発生した時は、迅速に通報し、適切な応急手当や保 護を行う。【個人・家庭】
- ○火災発生時に迅速・的確に通報する。【個人・家庭】
- ○火災発生時に初期消火活動や救命・救護活動を行い、 地域でお互いに助け合う。【個人・家庭】
- ○火の取り扱いに十分注意し、消火器、水バケツなどの 初期消火器具を備え、取り扱いを熟知しておく。【個 人・家庭】

市役所の役割

- ○地域住民に対し、応急手当などの救急対応能力を強化 する啓発、支援を行う。
- ○薬剤投与、気道確保などができる救急救命士*¹を育成し、救命率向上をめざす。
- ○速やかに火災・救急現場へ到着できるよう、通信指令 の迅速化を図るとともに、地水利調査を行い、道路状 況を把握する。



通信司令室

^{※1} 救急救命士とは、救急患者を救急車で病院に搬送するまでの間、医師の具体的、包括的指示のもとで、救急患者に対し救急救命処置を行うことができる資格を有する者。

3 快適で便利な日常生活の確保

一 市 民 生 活 —

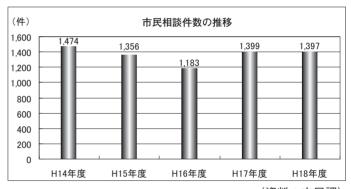
■現状と課題

近年の情報通信技術等の著しい発展により、市民生活の利便性は向上していますが、一方では、悪徳商法、架空請求、振り込め詐欺といった消費生活に関する問題が発生しています。また、外国人住民の増加などにより、窓口サービスの利便性の向上や新たな市民サービスが求められています。

江南市においても、消費生活の問題や被害を早期に解決するため、専門的知識をもった相談員による各種市民相談を行っていますが、多様化する相談内容にいかに対応するかが課題となっています。また、外国人登録者数や戸籍謄抄本、住民票などの交付件数は増加傾向にあるため、早くて便利な窓口サービスが必要となっています。他方で、市内の公共交通による移動を便利なものにするため、「いこまいCAR*2」

を運行していますが、まだ空白地域があります。

今後は、消費生活に関する被害から市民を守るため、相談窓口及び市民への教育・啓発活動の充実や、窓口サービスの利便性を向上するため、よりよいサービス提供手法を導入することが求められています。また、公共交通システムである「いこまいCAR」による空白地域の解消が求められています。



(資料:市民課)

■ 10年後の地域のすがた

市役所では、早くて便利な窓口サービスが提供されている。市民は消費生活に関する講座・相談などに積極的に参加することにより、日常生活に役立つ知識を得ている。また、市民の足が確保され、地域活動に参加しやすくなっている。

その結果、市民は快適で便利な日常生活 を送っている。

■市役所の使命

専門的な知識を持った行政・法律相談員、 消費者団体などによる生活相談を充実させ るとともに、消費生活に関する問題や被害 を防止するための啓発活動を行う。

窓口サービスの効率化と顧客満足度の向上をめざし、休日などでも利用できる窓口体制の整備、外国語を話せる人材の配置などに取り組む。

「いこまいCAR」の空白地域への運行拡大などにより、公共交通システムの充実を図る。

^{※2} いこまいCARとは、市民が地域社会に積極的に参加しやすくするために、市内移動の交通手段として、市役所が平成14年1月から運行しているコミュニティ・タクシー。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 市民が日常生活に困ることなく便利に暮らしている

指標名	単	単 基準値 目標値 H22 H25 H29		説明		
10.1%.0	位	本 十世	H22	H25	H29	D(-51
迅速かつ適切に行政 サービスを受けてい ると感じる市民の 割合	%	26.3 (H18)	40.0	60.0	80.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 専門家による相談を受け安心して暮らしている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
	177		H22	H25	H29	
消費生活講座 ^{※1} の受 講者数	人	166 (H18)	200	220	240	消費生活講座を受け、知識を得て いる状況を測定するもの。
相談を受けて、悩みごとが解消した割合 (消費者相談)	%	75.0 (H19)	80.0	85.0	90.0	消費者相談をして、安心感をもった人の数を測定するもの。
相談を受けて、悩みごとが解消した割合 (弁護士などの専門家による相談)	%	66.7 (H19)	70.0	75.0	80.0	弁護士などに相談して安心感を もった人の数を測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○専門的な知識をもった行政・法律相談員、消費者団体などに積極的に相談し、知識を習得する。【個人・家庭】	○地域情報センターの総合相談コーナーを活用して、幅広い相談・苦情に対応する。○市広報、ホームページなどで消費生活に関する啓発を行う。○自立した消費者を育成するため、消費生活講座などを開催する。

^{※1} 消費生活講座とは、商品・サービスの契約、金融、保険、環境や食料問題など、消費生活に関わるさまざまなテーマについて、専門の講師を招き開催する講座のこと。

[個別目標②] 身分等が正確に記録・管理され、市民は窓口サービスを迅速に受けている

指標名	単位	単 目標値 目標値 ま 準値 ま			説明	
10.1%.0	位	本十 世	H22	H25	H29	B)C-9.1
戸籍訂正の件数	件	87 (H18)	80	60	50	戸籍記録の正確性を測定するもの。
正確で早くて便利な窓口サービスを受けていると感じる市民の割合	%	94.5 (H19)	95.0	96.0	97.0	窓口利用者アンケート調査により測定。



市民の役割	市役所の役割
○届出期間の定めがある場合は、その期間を守る。【個 人・家庭】	○戸籍事務を正確に記録し管理する。
○各種届出・申請の際には、本人確認ができる身分証明 書を持参する。【個人・家庭】	○誰でも早くて便利に登録・証明事務に対応できるよう、コンピュータ化を図る。
音で付参りる。【旧八、豕庭】	○休日・夜間でも証明書の発行ができる体制を整える。
	○外国人登録を正確に記録し管理する。
	○外国人登録の際には、受けられるサービスについての 案内をする。

【関連する項目】

● IV教育分野《柱4文化・交流》個別目標③世界平和の重要性が認識され、在住外国人も安心して暮らしている(P-135)

[個別目標③] 市民の足が確保できている

指標名	単 基準値		単			説明
1日1末7口	位	坐 +⊫	H22	H25	H29	DC-2-1
誰もが公共交通により市内の必要な場所に行くことができ、便利に暮らしていると感じる市民の割合	%	19.5 (H18)	80.0	80.0	80.0	市民満足度調査により測定。



市民の役割	市役所の役割
○積極的に公共交通機関を利用する。【個人・家庭】	○公共交通機関の存続のための意識啓発に努める。
	○路線バス会社に対して、路線の新設・増発やコースの変更を要望する。
	○市が推進しているコミュニティ・タクシー運行事業の 空白地域の解消に努める。

【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野《柱4産業振興・雇用就労》個別目標①魅力ある商工業の成長により、活気のある地域社会になっている (P-59)
- II 健康、福祉分野《柱1高齢者福祉》個別目標②高齢者が在宅で安心して暮らしている (P-72)
- Ⅲ都市生活基盤分野《柱1市街地整備》個別目標②魅力的で快適な市街地が整備され、多くの市民で賑わっている(P-96)

4 生活産業の活性化・雇用就労と 商工農業の振興

— 產業振興・雇用就労—

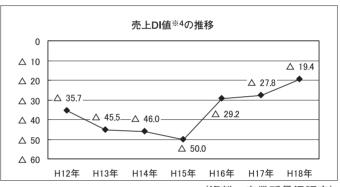
■現状と課題

グローバリゼーション*1、情報化の進展により、産業構造は第一次、第二次産業が衰退しサービス業が増加するとともに、地域で経済的に自立するためにも、コミュニティビジネス*2への気運が広がっています。また、女性の社会進出や非正社員の増加により、若年者、中高年齢者への就業支援が高まってきています。観光ニーズも多様化傾向にあり、新たな観光資源の発掘が求められています。

江南市においても、中心市街地の商店街は活気を取り戻せず、地場産業のインテリア織物を始めとする製造業も衰退し、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加しています。そのような中、新たな産業としてのコミュニティビジネスやベンチャー*3起業への支援施策は、はじまったばかりです。また、若年者、中高齢者の就業ニーズが高まりを見せ、雇用の場の確保が課題となっ

ています。観光の振興については、観光資源 のネットワーク化を図り、情報の共有が必要 となっています。

このようなことから、市民の生活が地域で支えられ、雇用の場も確保されて、地域全体が活気あるまちとなるよう、地域の産業を支援することが求められています。また、さまざまな観光資源を活かした情報の発信が求められています。



(資料:事業所景況調査)

■ 10年後の地域のすがた

地域の産業が活性化し、雇用の場も確保されて、市民が安定した生活を送っている。 地域に認定農業者^{**5}が増えて、耕作が積極的に行われている。また、観光ルートが整備され、魅力あふれる地域社会が形成されている。

その結果、生活産業^{**6}が地域で支えられ、経済的に自立した、活力あふれる、住みやすいまちとなっている。

■市役所の使命

地域全体が活力あるまちになるよう、産業の振興、商工農業者への支援、コミュニティビジネスやベンチャーの起業支援などを積極的に推進する。

関係機関と連携を図り、就労場所の確保のための情報提供の啓発などを推進する。また、観光資源を活用したイベントを開催し、観光PRと観光客の誘致を図る。

^{※1} グローバリゼーションとは、経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。

^{※2} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

^{※3} ベンチャーとは、起業して新しい領域の事業を行う企業やビジネスのこと。一般に、独自の技術や商品をもって新ビジネスに取り組む、成長初期の中小企業を指す。

^{※4} DI値とは、Diffusion Index値の略で、景気の動きをとらえる指標。売上・採算・業況などの各項目に関するヒアリングにより算出するもので、ゼロを基準として、景気が上向き傾向である回答の割合が多い場合はプラス、景気の下向き傾向を表す回答が多い場合はマイナスの値となる。

^{※5} 認定農業者とは、農業経営の改善に関する目標等を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。

^{%6} 生活産業とは、「生活者」の視点から、生活を便利に快適にするための商品やサービスを提供する産業のこと。

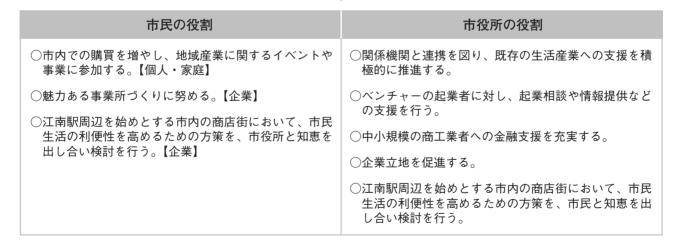
■成果目標と役割分担

[全体目標] 生活産業などが活性化し、地域に雇用の場が確保され、活力あふれる、住みよいまちとなっている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1示1口	位	坐干胆	H22	H25	H29	רפיאם
生活産業が活性化し、 住みよいまちである と感じる市民の割合	%	47.4 (H19)	48.0	49.0	50.0	市民満足度調査により測定。
市内に雇用の場があり、活力あふれるまち であると感じる市民 の割合	%	16.6 (H19)	20.0	24.0	30.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 魅力ある商工業の成長により、活気のある地域社会になっている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10 100 10	1立	- 年一に	H22	H25	H29	100.51
魅力ある商店街が形成されており、便利に買い物できると感じる市民の割合	%	21.8 (H18)	23.0	25.0	28.0	市民満足度調査により測定。
商品販売額	億 円	1,802 (H16)	1,802	1,802	1,802	小 売 商 業 の 活 況 さを 測 定 する も の。
製造品出荷額	億 円	1,602 (H17)	1,602	1,602	1,602	地域工業の活況さを測定する もの。
売上 DI 値	%	△19.4 (H18)	△16.0	△12.0	△8.0	商工業者の景気動向を測定するもの。



【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野《柱3市民生活》個別目標③市民の足が確保できている(P-57)
- Ⅲ都市生活基盤分野《柱1市街地整備》個別目標②魅力的で快適な市街地が整備され、多くの市民で賑わっている(P-96)

[個別目標②] コミュニティビジネス*1が活発に起業され、地域のニーズに合ったサービスが地域で供給されている

指標名	単位	基準値		目標値		説明	
10.1%.0	位	本 十世	H22	H25	H29	1 (P 3/D	
コミュニティビジネ スを展開している事 業所数	所	不明 (H19)				コミュニティビジネスの活況さを測定するもの。	
起業者からの相談件数	件	0 (H18)	10	20	30	コミュニティビジネスに関する PR を積極的に行った効果を測定 するもの。	



市民の役割	市役所の役割				
○コミュニティビジネスによる地域課題の解決を探る。 【個人・家庭】	○コミュニティビジネスの起業に対して、情報提供や相談などの支援を積極的に行う。				
○コミュニティビジネスを活用する。【個人・家庭】	○コミュニティビジネスを活性化させるため、市民への				
○コミュニティビジネスを展開する。【企業】	PRなどを積極的に行う。				
○金融機関が率先してコミュニティビジネスを育ててい く。【企業】					

【関連する項目】

● V経営、企画分野《柱1地域経営》個別目標①市民が地域社会の担い手になっている (P-140)

[個別目標③] 地域に雇用の場が確保され、いきいきと働いている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1ホ1口	位	坐十世	H22	H25	H29	B/L 0-71
職業紹介による就職 者数	人	258 (H18)	350	420	510	就労機会に関する情報提供の成 果を測定するもの。
地域に雇用の場が確保され、十分な状態であると感じる市民の割合	%	7.2 (H18)	10.0	15.0	20.0	市民満足度調査により測定。
すいとぴあ江南利用 者数	人	146,263 (H18)	160,000	174,000	188,000	すいとぴあ江南が、勤労者のくつ ろぎとやすらぎの場となってい るかを測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○専門的な知識や技術の習得など、自ら就業のための努力をする。【個人・家庭】	○関係機関と連携し、企業に対し、雇用情報の提供や勤 労者福祉の充実を図るよう啓発する。
○雇用の場を創出し、地域に密着した企業活動を行う。 【企業】 ○良好な就労環境を確保する。【企業】	○若年者や高齢者などへの就労対策を実施する。 ○すいとぴあ江南が、勤労者のくつろぎとやすらぎの場となるよう、施設の充実を図る。

^{※1} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育で支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

[個別目標④] 農業用施設が常時利用でき、農業従事者が安心して農業に従事している

指標名	単位	基準値		目標値		説明
]日]赤门	1立	金十四	H22	H25	H29	16.90
畑地かんがい用水な どの修理件数	件	255 (H18)	240	240	240	農業用施設の老朽化の度合いを 測定するもの。
認定農業者 ^{※2} 数	人	45 (H18)	50	53	57	農地への作付けの状態を測定するもの。
耕作放棄地の面積	ha	208 (H17)	190	170	150	農地が有効利用されている状態 を測定するもの。
JA 出荷額	千円	312,000 (H18)	312,000	312,000	312,000	農業生産の状態を測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○農地の所有者は、農作物の作付け、花の植栽など、農 地が荒廃しないよう有効利用を図る。【個人・家庭】	○JA愛知北と連携を図り、担い手のある農家へ農地の 集積を促進する。
○農業用施設を適正な方法で、また、適正な用途のため	○市民の要望に対応し、市民菜園を拡大する。
に利用する。【個人・家庭】 ○地域ごとに農地の利用が図られているか農地パトロー	○農業まつり 市民農産物秋の収穫祭を開催し、江南産 農産物をPRし、地産地消 ^{※3} を推進する。
ルを実施する。【自治会】	○新しい担い手の発掘と後継者の育成を図る。
	○農業用施設の適正な管理に努め、農業用水の安定供給 を確保する。
	○用排水路を計画的に整備する。

[個別目標5] 市民は地域の観光資源に親しみ、多くの観光客が訪れて、地域が活性化している

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10 1次 口	1立	金十四	H22	H25	H29	100.001
多くの観光客で賑わい、観光の振興が十分 な状態であると感じ る市民の割合	%	27.3 (H18)	28.0	29.0	30.0	市民満足度調査により測定。
観光客数	人	931,000 (H18)	937,000	943,000	950,000	市の魅力と知名度の高まりを測定するもの。
イベントボランティ ア参画者数	人	440 (H18)	480	500	550	イベントにおける市民と市役所 の協働の度合いを測定するもの。



市民の役割	市役所の役割				
○観光資源を大切にし、活用を促進する。【個人・家庭】	○新しい地域資源の開発とネットワーク化を図り、関係				
【市民団体】	機関と連携しながら魅力ある観光地づくりを行う。				
○積極的にイベントや交流活動に参加または参画する。	○市民・企業・市役所の連携による観光事業の展開を推				
【個人・家庭】【市民団体】	進する。				
○おもてなしの心をもち、観光客と交流を図る。【個 人・家庭】【市民団体】	○観光案内標識などを整備する。				

^{※2} 認定農業者とは、農業経営の改善に関する目標等を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。

^{※3} 地産地消とは、「地域生産-地域消費」を略した言葉で、地域で生産されたものを地域で消費すること。

45

自然と調和した快適な 生活環境の確保

- 環 境 保 全 -

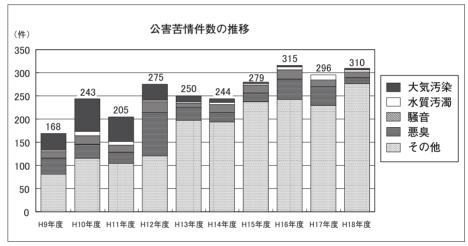
■現状と課題

京都議定書*1の発効により、温室効果ガス*2の削減が急務となっています。また、循環型社会*3の構築が必要とされていますが、社会経済の中で大量生産、大量消費、大量廃棄が依然として続いており、廃棄物の不法投棄などが社会的問題になっています。

江南市においては、地球温暖化防止のための取り組みは活発ではなく、また、生活環境の苦情は多種・多様化しており、雑草苦情の増加、また、屋外燃焼行為の苦情についても依然として寄せられており、迅速な対応が課題となっています。

地球温暖化防止については、地球規模の問題であり、市が独自にできることは限られていますが、

市民一人ひとりが環境への加害者・被害者であることを自覚する必要があります。省エネ、省資源、自然環境保全などの取り組みにおいて、市民・企業・市役所の協働による幅広い対応が求められています。



(資料:環境課)

公害苦情件数の内訳

区分	年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
	大気汚染	36	69	54	35	13	8	2	2	1	3
公害で	水質汚濁	3	10	8	3	3	5	4	6	10	5
公害の苦情件数	土壌汚染	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0
の苦情は	騒音	14	19	15	23	9	17	17	21	14	13
信め	振動	2	1	4	0	0	2	2	3	4	5
件れ	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
数 た	悪臭	33	30	23	93	28	20	19	44	41	13
	小計	88	129	105	155	53	52	44	77	70	39
上記	以外の苦情件数	80	114	100	120	197	192	235	238	226	271
	슴 計	168	243	205	275	250	244	279	315	296	310

※上記以外の苦情の内容は、雑草、飼い犬のふん害、屋外燃焼行為(畑等)など。

(資料:環境課)

^{※1} 京都議定書とは、平成9年12月に京都で開かれた地球温暖化防止国際会議で採択された、温室効果ガスの削減目標についての国際的取り決めのこと。 平成17年2月に発効。

^{※2} 太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その熱エネルギーが大気中に存在する特定の微量気体にいったん吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

^{※3} 循環型社会とは、環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法が平成12月6月に制定された。

■ 10年後の地域のすがた

自然と調和した快適な生活環境をめざし、公害苦情の少ないまちづくりが積極的に推進されている。また、地球温暖化防止のため、クリーンエネルギー*4の導入が進み、市民の省エネ、省資源への意識が向上し、環境保全がされている。

その結果、環境負荷の少ない生活環境が 確保され、市民が安心して快適に暮らして いる。

■市役所の使命

環境負荷の少ない生活環境を確保するため、積極的な啓発、パトロールを実施し、迅速かつ適切な対応により問題解決に努める。また、市民・NPO**5・企業などと協働で、省エネ、省資源、自然環境保全などの幅広い取り組みをいっそう進め、市民の意識向上に向け啓発、活動支援を積極的に行い、循環型社会の構築を推進する。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 自然と調和した快適で、環境負荷の少ない生活環境が保全され安心して生活 している

指標名	単位	基準値		目標値	説明	
ロブァムとかてさい	177		H22	H25	H29	
日ごろから省エネや 省資源など環境に配 慮して生活している 市民の割合	%	49.3 (H18)	51.7	53.5	55.9	市民満足度調査により測定。
水質汚濁・騒音・悪臭など公害のない快適な環境で生活していると感じる市民の割合	%	51.5 (H18)	52.6	53.5	54.7	市民満足度調査により測定。

^{※4} クリーンエネルギーとは、環境への影響がより少ないエネルギーのこと。太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーや、電力、LNG (液化天然ガス)などの二次エネルギーがあげられる。

^{※5} NPOとは、Non — Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

[個別目標①] 環境保全の意識が高まり、環境負荷の少ない生活・活動を営んでいる

指標名	単位	基準値		目標値		説明	
1日1末-日	位	坐 十世	H22	H25	H29	D(-2)	
環境保全活動を行っ ている市民の割合	%	64.1 (H19)	66.0	68.0	70.0	市民満足度調査により測定。	
市民1人当たりの二 酸化炭素排出量(炭素 換算)	t.c/ 人.年	1.60 (H17)	1.32	1.32	1.32	温暖化の原因となる二酸化炭素排出量を測定するもの。	
合併処理浄化槽設置数	基	4,200 (H18)	5,600	6,700	8,100	生活雑排水による水質汚濁を防止するための合併処理浄化槽の 数を測定するもの。	



市民の役割 市役所の役割 ○生活排水対策として水切ネットの利用、合併処理浄化 ○太陽光発電システムのクリーンエネルギー*2の導入 槽を設置するなど、水質浄化に努める。【個人・家庭】 推進の啓発等強化を図る。 ○化石燃料の消費により、温室効果ガス*1が排出され ○二酸化炭素の排出量が把握でき、地球温暖化防止に寄 地球温暖化が進んでいるという状況を市民一人ひとり 与する環境家計簿の活用の啓発を推進する。 が認識する。【個人・家庭】【企業】 ○生活排水対策の情報を市民に発信し、イベント開催の ○環境家計簿を活用するなど、環境に配慮したライフス 折にも積極的に啓発を図る。公共下水道の整備後は速 タイルを取り入れる。【個人・家庭】 やかな接続、合併処理浄化槽設置者への補助を継続し、 水質汚濁の防止に努める。 ○クリーンエネルギーの導入普及、省エネ、省資源の徹 底を図り、温室効果ガスの削減に努める。【個人・家 庭】【企業】

【関連する項目】

● Ⅲ都市生活基盤分野《柱4下水道》個別目標②下水道が整備され、生活環境が向上している(P-106)

^{※1} 太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その熱エネルギーが大気中に存在する特定の微量気体にいったん吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

^{※2} クリーンエネルギーとは、環境への影響がより少ないエネルギーのこと。太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーや、電力、LNG (液化天然ガス) などの二次エネルギーがあげられる。

[個別目標②] 公害苦情等が少なく、生活環境が保全され快適な生活を送っている

指標名 単位		基準値		目標値		説明
1日1水1日	位	坐 十世	H22	H25	H29	נקיאם
公害苦情件数	件	310 (H18)	263	244	218	公害苦情が減っているかを測定 するもの。
河川水質の環境基準 達成項目数 (PH(水素イオン濃度) BOD(生物化学的酸 素要求量) SS(浮遊物質) DO(溶存酸素量)	項目	木曽川 全項目 日光川 3項目 (H18)	全項目	全項目	全項目	市内河川の水質が良好であるかを測定するもの。
大気中の窒素酸化物 の量	ppm	二酸化窒素 0.027 (H18)	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	大気の汚染状況を測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○環境問題の被害者であると同時に加害者でもあるという意識をもって行動する。【個人・家庭】【企業】	○市民、企業に対し、環境保全についての意識向上を図るため、積極的な啓発、パトロールを実施し、環境保全の推進に努める。また、市民、企業、市役所が協働
○土地所有者は、害虫、枯草火災の要因につながる雑草 を除去し、土地の適正な管理に努める。【個人・家庭】 【企業】	して環境保全施策を推進する。 ○定期的なパトロールを実施し、迅速な対応と対策を推進する。
○河川、水路、側溝の清掃活動に積極的に参加する。 【個人・家庭】【自治会】	○近隣市町との連絡を密にし、的確な公害行政に努める。
○排水浄化施設の整備を図り、定期的な水質調査を実施 し、水質汚濁の防止に努める。【企業】	○県などの関係機関との連携を図り、監視・指導に努 める。

【関連する項目】

● Ⅲ都市生活基盤分野《柱4下水道》個別目標②下水道が整備され、生活環境が向上している(P-106)

■関連する個別計画

- 江南市環境基本計画(H14~H23)
- 地球温暖化対策実行計画(H20~H24)

±6

ごみ減量と適切な処理の推進

― ごみ減量・処理―

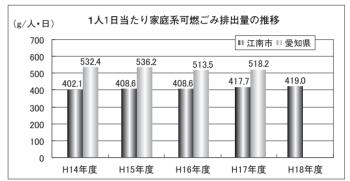
■現状と課題

循環型社会*1形成の実現のため、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の必要性を再認識し、排出されたごみについては、適正な収集、運搬、処分が行われ、

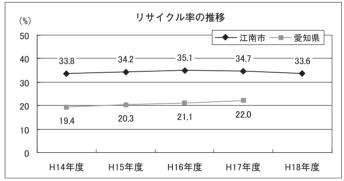
地域全体でごみ減量やリサイクルに取り組ん でいくことが求められています。

江南市においては、県下でもいち早くごみ減量対策に取り組んできたため、リサイクル率は全国的に見ても高い水準を維持しており、平成18年度の1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量は419.0gで、他市町と比較して低くなっていますが、ここ数年は増加傾向にあります。また、江南丹羽環境管理組合*2の焼却施設が老朽化しているため、広域化による焼却施設の建設が求められています。

このようなことから、ごみに対する意識改革を提起することにより、市民・企業・市役所が協働で、ごみ減量に取り組んでいくことが求められています。



※平成18年度の愛知県の排出量は未発表(資料:環境課)



※平成18年度の愛知県のリサイクル率は未発表(資料:環境課)

■ 10年後の地域のすがた

循環型社会形成の意識が定着し、ごみ減量「57(コウナン)運動」**3が市民・企業・市役所の協働により、地域全体で取り組まれている。

その結果、市民1人当たりのごみ排出量 が減少し、快適で衛生的な生活環境のもと で、市民が安心して暮らしている。

■市役所の使命

地域のごみ減量を推進するための意識啓発、組織や人の育成、活動支援を行い、適正な分別リサイクルを行う。また、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び火葬施設については、適正で効率的な運営に努める。

^{※1} 循環型社会とは、環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法が平成12月6月に制定された。

^{※2} 江南丹羽環境管理組合とは、昭和42年2月に江南市・丹羽郡大口町・丹羽郡扶桑町により、ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務を共同処理する目的として設立された一部事務組合(地方自治体等が、団体の事務の一部を共同で処理するために設ける地方公共団体の組合)のこと。

^{※3} ごみ滅量「57 (コウナン) 運動」とは、江南丹羽環境管理組合(環境美化センター)の焼却場を延命使用していくため、平成10年2月より、ごみ減量、分別リサイクルの推進を展開している運動のこと。

■ 成果目標と役割分担

[全体目標] ごみ減量やリサイクルを取り入れた生活環境が実現し、市民が安心して暮ら している

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	64.0 (H18)	66.0	68.0	70.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標1] リサイクルが進み、市民が出す可燃ごみ量が減っている

指標名	単位	基準値	目標値			説明
JA W. L	位	五十世	H22	H25	H29	Dr> 1
市民1人1日当たりの 家庭系可燃ごみ排出量	g	419 (H18)	396	394	394	家庭系可燃ごみ排出量が減っ ているかを測定するもの。
1事業所1年当たりの 事業系可燃ごみ排出量	t	9.4 (H18)	7.5	7.4	7.4	事業系可燃ごみ排出量が減っ ているかを測定するもの。
リサイクル率	%	33.6 (H18)	35.0	36.0	36.0	分別リサイクルが向上している かを測定するもの。
ボランティア分別指 導員**4の数	人	136 (H18)	246	336	456	各地区のステーションで活動し ているボランティアの数を測定 するもの。



市民の役割 市役所の役割 ○市役所が率先して庁内のごみ減量についての意識改革 ○ごみ減量「57運動」に協力して、ボランティア分別 指導員養成講座に参加し、分別リサイクルの生活習慣 を図り、ごみ減量「57運動」に取り組む。 を身につけながらごみ減量を図る。【個人・家庭】 ○ごみ減量について市民への意識啓発、ボランティア分 ○ごみ減量「57運動」に協力して、ごみになりにくい 別指導員の養成講座を開催する。 商品を提供し、簡易包装・ノー包装、ごみの分別リサ ○生ごみ処理機器購入者への補助、資源ごみ回収団体へ イクルを推進するとともに、ごみを出さない事業活動 の助成事業等を推進する。 に取り組む。【企業】 ○市民・企業・市役所の協働によりごみ減量「57運動」 を推進する。

^{※4} ボランティア分別指導員とは、市の「ボランティア分別指導員養成講座」を受講し、資源ごみ回収日に集積場に立ち、ごみ分別を指導するボランティアのこと。

[個別目標②] ごみ、し尿、火葬が適正に処理され、市民の生活環境が保全されている

指標名 単 基準個		基準値	目標値			説明
1日1赤石	位	本十 世	H22	H25	H29	D/C-9/J
特定家庭用機器など の不法投棄台数	台	60 (H18)	56	52	47	家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)・パソコンの不法投棄が減っているかを測定するもの。
ごみ・し尿を速やかに 収集、処理すること で、衛生的に暮らして いると感じる市民の 割合	%	82.2 (H19)	83.3	84.5	86.0	市民満足度調査により測定。

_		
- 7		

市民の役割	市役所の役割
○地域全体での環境美化に取り組む。【個人・家庭】【自 治会】【企業】	○ごみの不法投棄防止対策として、パトロール、啓発活動を行う。
○ごみ、し尿等の適正な排出に心がけ、市役所の処理事業に協力する。【個人・家庭】【企業】	○ごみ、し尿、火葬の処理施設での適正な処理、運営を 行う。

■関連する個別計画

- 江南市ごみ処理基本計画 (H15~H24)
- 江南市分別収集計画(H20~H25)
- 江南市ごみ減量アクションプラン (H20~H22)
- 江南市災害廃棄物処理計画(仮称)(未定)



環境フェスタ工作コーナー



健康、福祉分野

地域全体で子育てや介護などを支援し、市民が健康で自立した生活をし、安心していきいきと暮らしている。

- 1 高齢者の住み慣れた地域での生活の確保【高齢者福祉】 高齢者が生きがいをもち、介護が必要になっても安心して暮らしている。
- 2 地域で安心して子育てできる環境づくり【子育て】 住み慣れた地域の支援を受け、安心して育児や療育ができている。
- 3 障害者の生きがいと安心した生活の確保【障害者福祉】 障害者が各自の能力に応じた就労、社会参加により自立し、また生活支援により 住み慣れた地域で生きがいをもち安心して暮らしている。
- 4 健康な生活の確保【健康づくり】

自ら健康づくりに取り組み、健康に暮らしている。

- 5 保険年金制度の健全な運営【保険年金】
- もしもの場合の保険年金制度が健全に運営され、生活の不安が軽減され、安心して暮らしている。
- 6 地域での生活支援の充実と地域で支え合う体制の確保 【生活支援・福祉活動】

市民が地域で安心して暮らせるように生活支援が充実しているとともに、市民、市民団体、市役所などが協働し、地域を支え合い活動している。

高齢者の住み慣れた地域での生活の確保

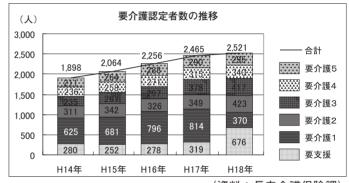
鮐 者 福 祉 高

■現状と課題

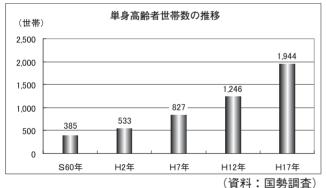
団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化が急速に進展し、経済的不安や健康への不安、介護への不安な どが増えています。

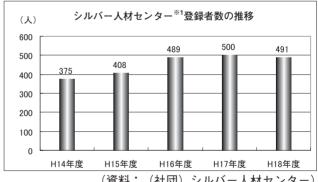
江南市においても近い将来、4人に1人が高齢者となり、介護を必要とする高齢者も増加することが 予想されています。また、高齢者世帯や一人暮らしの増加により家庭での介護が難しく、施設サービ スの利用が増加することも予測されます。一方で元気な高齢者は、友人・隣人との付合いや仕事を生 きがいとしている割合が高くなっています。

このようなことから、高齢者の働く場の確 保や介護予防の取り組みを進め、高齢者が住 み慣れた地域で生きがいをもって暮らすこと ができるような地域社会をつくることが求め られます。また、介護が必要となったときに は、適切な介護サービスを受けて、安心して 暮らすことができるよう、体制を整えること が求められています。



(資料:長寿介護保険課)





(資料: (社団) シルバー人材センター)

■ 10年後の地域のすがた

高齢者自らが健康を維持することに心が け、積極的に仕事やボランティア活動を行 っている。一方介護が必要な高齢者は、地 域の施設や自宅で、適切な介護サービスを 受けている。

その結果、高齢者が住み慣れた地域で生 きがいをもって生活し、介護が必要になっ ても、安心した生活ができている。

■市役所の使命

介護予防の取り組みを高齢者ボランティ アなどと協働しながら推進する。また、高 齢者がいきいきとした生活を送ることがで きるように、高齢者の仕事や活動の場所の 確保などの支援をする。

介護が必要になったら、個々にあった適切 な福祉サービス・介護サービスを提供する。

^{※1} シルバー人材センターとは、定年退職者などの高齢者に、その能力やライフスタイルに合わせた雇用・就業機会を提供する組織。さまざまな社会参 加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上を目的とする。

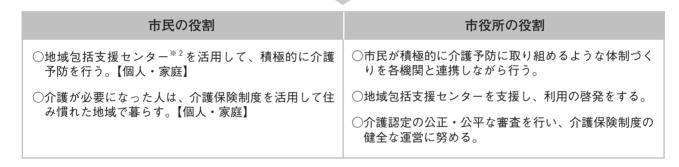
■成果目標と役割分担

[全体目標] 高齢者が生きがいをもって安心して暮らしている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1朱-日	1立	坐 干IE	H22	H25	H29	126.91
高齢者が、生きがいを もち、自立して暮らし ていると感じる市民 の割合	%	21.2 (H18)	30.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 高齢者が介護予防に取り組み、介護が必要になっても地域で安心して暮ら している

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
高齢者人口に占める 要介護者の割合	%	13.0 (H18)	15.0	16.3	17.6	65 歳以上の市民のうち要介護認定を受けている人の割合。 高齢化が進行するほど、要介護者の割合は増加することが見込まれるが、その増加割合を抑制することを目標とする。
介護保険サービスを 利用している割合	%	77.2 (H18)	80.0	82.0	85.0	要介護認定を受けているうち、介 護サービスの提供を受けている かを測定するもの。



【関連する項目】

- II 健康、福祉分野《柱4健康づくり》個別目標①自らが疾病予防に取り組んでいる(P-83)
- II 健康、福祉分野《柱5保険年金》個別目標①医療保険制度が健全に運営され、市民が安心して医療を受けている(P-87)

^{※2} 地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設。

[個別目標②] 高齢者が在宅で安心して暮らしている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10 1/2 1	1立	坐 十匹	H22	H25	H29	נהייטו
高齢者の在宅生活の ための福祉サービス が充実していると感 じる市民の割合	%	28.5 (H19)	30.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。



 ○地域で高齢者に対し、見守り、声かけを行う。【個人・家庭】【市民団体】【企業】 ○高齢者の緊急時の安全を確保する。 ○高齢者が在宅で安心して暮らしている。【個人・家庭】 ○高齢者が在宅で安心して暮らすことができるよう齢者福祉サービスを充実させる。 	う、高

【関連する項目】

● I 生活環境、産業分野 《柱3市民生活》 個別目標③市民の足が確保できている(P-57)

[個別目標③] 老後も高齢者は生きがいをもって充実した生活を送っている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
	177		H22	H25	H29	
シルバー人材センター*1の登録者数	人	491 (H18)	631	721	811	働きたいと思う高齢者の数をシ ルバー人材センターの登録者数 で測定するもの。
老人クラブの会員数	人	6,866 (H19)	8,302	8,651	9,000	高齢者が親睦を深めたり地域活動を行ったりしている状況を老人クラブの会員数で測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○高齢者が日ごろから社会参加や仕事を行い、健康でい きいき生活ができるよう心がける。【個人・家庭】【市 民団体】【企業】	○広報などを通じて、就労、社会参加の紹介を行う。○高齢者に関するボランティア活動を積極的に支援する。
○ボランティア活動などに積極的に参加する。【個人・ 家庭】【自治会】【市民団体】	○高齢者が生きがいをもって生活できるよう老人クラブ やシルバー人材センターを支援する。
○ボランティア団体、NPO ^{*2} 、企業などは退職高齢者 のもっている能力を活用して、活動を行う。【自治会】 【市民団体】【企業】	
○シルバー人材センターは、職種を増やす。【市民団体】	

^{※1} シルバー人材センターとは、定年退職者などの高齢者に、その能力やライフスタイルに合わせた雇用・就業機会を提供する組織。さまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上を目的とする。

^{※2} NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進 法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

■関連する個別計画

- 第3期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画(H18~H20)
- 第4期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画(H21~H23)
- 第5期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画(H24~H26)



市老連スポーツ大会

±2

地域で安心して子育てできる環境づくり

― 子育て ―

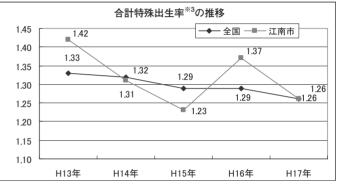
■現状と課題

女性の就業率の高まり、核家族化の進展、ひとり親家庭の増加などにより、育児支援へのニーズが多種 多様化しています。また、子育て家庭の孤立化、育児への不安、子育て放棄などが原因と思われる虐待数 も増加傾向にあります。

江南市においても、障害児への療育、子育て支援センター*1の整備、乳幼児保育の1~2才児の入園希望者の増加、学童保育対象児童年齢の引上げ、病児・病後児保育*2、休日・夜間保育、障害児学童保育など

ニーズも多様化しています。一方で、地域の子育で大力の不足や連帯意識の希薄化など、地域での子育で環境づくりが課題となっています。

このようなことから、行政主体の施策から脱却し、地域のボランティア組織の強化、地域の資産の活用、経験豊かな人材の活用などの地域の子育て環境づくりを進め、地域で子育て家庭を見守る体制を構築することが求められています。



(資料:江南保健所)

子育で支援センター(子育でサロン)地区別来所総数(平成18年度)

布袋	古知野	宮田	草井	藤ヶ丘	他市	合計
3,451	2,861	714	69	383	154	7,632

(資料:児童課)

■ 10年後の地域のすがた

子育でを支援するさまざまなサークルやボランティア組織により、地域ぐるみで世代を超えた交流が積極的に行われ、市民、事業者、関係機関が共にパートナーシップをとり、役割分担して子育で支援が行われるようになっている。

その結果、子育で中の家庭がさまざまな保育サービスを受け、子育での悩みや不安が解消され、安心して子どもを地域で産み育で、楽しく子育でができている。

■市役所の使命

地域のボランティア組織や人材の育成、ボランティア活動への支援、安心して子どもを産み、地域ぐるみでの子育て力を向上させる啓発活動や民間活用を進め、各地域のニーズに合わせた計画的な子育て施設の整備、保育サービス、療育支援、育児支援を行い、子育てしやすい環境を整える。

^{※1} 子育て支援センターとは、子育て家庭等に対して、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育で講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

^{※2} 病児・病後児保育とは、児童等が病気や病気回復期において集団での保育が困難であり、保護者が勤務等により家庭で育児を行うことが困難な場合に、一時的に預かるサービスのこと。

^{※3} 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生涯に産む子どもの数。

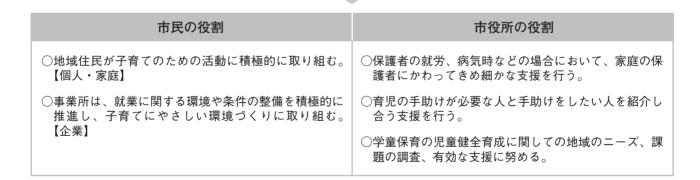
■成果目標と役割分担

[全体目標] 安心して子育てしている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
延長保育などの保育 サービスを受け、安心 して子育てしている と感じる市民の割合	%	18.8 (H18)	25.0	35.0	50.0	市民満足度調査により測定。
学童保育や子育て相 談・育児教室などの子 育て支援を受け、楽し く子育てしていると 感じる市民の割合	%	17.0 (H18)	25.0	35.0	50.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 働きながら子育てする家庭が、安心して育児ができている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1末1日	位	本十 世	H22	H25	H29	נפיזמ
保育園入園待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	両親の就労により、保育が必要 な対象者が保育園に入園できて いるかを測定するもの。
ファミリー・サポート・センター ^{※4} 援助 員数	人	85 (H18)	100	150	200	子育て支援の協力体制がどの程 度整っているかを測定するもの。
学童保育受入待機児 童数	人	0 (H18)	0	0	0	小学校 1 年生から 3 年生までの学童保育を必要とする対象者が、受け入れられているかを測定するもの。



^{※4} ファミリー・サポート・センターとは、子育で中の保護者が仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、一時的に地域の人が支援する会員同士の相互援助活動を行う組織・しくみ。

[個別目標②] 家庭での子育て不安が解消でき、育児が楽しくできている

指標名	単	基準値	目標値			説明
1013.10	位	坐干 爬	H22	H25	H29	Dr2.1
子育で支援センター ^{※1} (子育でサロン)の利用 者数	人	7,632 (H18)	8,700	9,700	10,700	親同士の交流・情報交換等の場と して利用されているかを測定す るもの。
児童虐待発生件数	件	6 (H18)				児童相談センターが認定した虐 待のうち、江南市での件数。



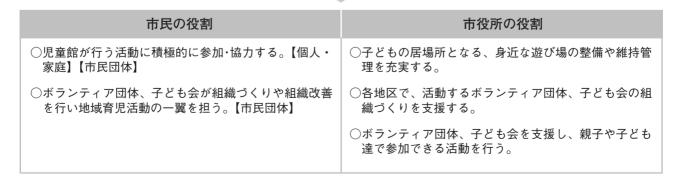
市民の役割	市役所の役割
○思いやりや自主性、責任感をはぐくむ家庭をつくる。 【個人・家庭】	○子育ての喜びや楽しみをもてるよう、子育て家庭に育 児支援を行う。
○近所づきあいなどで、子育て相談や手助けなどお互いに援助に努める。【個人・家庭】○親としての人間形成に努める。【個人・家庭】	○子どもや家庭の悩みについて、電話相談、面接相談を受け、家庭における適正な児童教育を充実させる。また、広報などで啓発活動をする。○一宮児童相談センター及び関係機関などと連絡を密にして、虐待の早期発見、早期対応に努める。

【関連する項目】

- II 健康、福祉分野《柱4健康づくり》個別目標③母子が健康保持に積極的に取り組み、母子共に健康 に暮らしている(P-84)
- IV教育分野《柱2教育環境》個別目標②子どもが健やかに育つ環境が整い、人間性豊かな子どもたちが育っている(P-126)

[個別目標③] 異年齢児との交流や親子での遊びを通じ、子どもが健全に育っている

指標名	単位	基準値	直 目標値			説明
71 27 1	11/		H22	H25	H29	470 73
児童館活動への延べ 参加利用者数	人	132,393 (H18)	140,000	140,000	140,000	子どもたちの児童館利用や行事 へ参加し楽しく活動しているか を測定するもの。
子どもフェスティバ ル来場者数	人	20,000 (H18)	30,000	30,000	30,000	親子や子ども同士が楽しく交流 活動に参加しているかを測定す るもの。



^{※1} 子育て支援センターとは、子育て家庭等に対して、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

[個別目標4] 支援が必要な子育て家庭が自立して子育てができている

指標名	単 基準値			目標値	説明	
1日1末七	位	坐 十世	H22	H25	H29	נפיזמ
ひとり親家庭の自立 人数	人	83 (H18)	90	90	90	児童扶養手当に依存せず、自立で きた家庭を測定するもの。
母子家庭が自立する ための就労への教育 支援件数	件	6 (H18)	20	30	40	母子家庭が自立するための必要 な就労教育訓練への支援を受け られたかを測定するもの。

	_	

市民の役割	市役所の役割
○支援を受けている家庭は、自立できるよう、働くため に必要な技能や知識を身につける努力をする。【個 人・家庭】	○支援を必要とする家庭が、自立できるよう、経済的支援や子育て、就業に関する相談などを行う。

[個別目標5] 障害児は療育支援や統合保育での発達支援を受けている

指標名	単	基準値	_值 目標値			説明
10 10%	位	#T-112	H22	H25	H29	100.51
市の母子通園施設へ の受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	障害をもつ児童が、わかくさ園の 児童デイサービス ^{※2} を利用して、 必要な療育を受けられているか を測定するもの。
保育園の障害児受入 待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	健常児との統合保育を希望する 障害をもつ児童が、受け入れられ ているかを測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○障害児をもつ保護者は積極的に障害児の生活習慣の自 立を促す活動に参加する。【個人・家庭】	○一人ひとりの障害の程度、特性を把握した療育指導 ^{※3} を行う。集団保育が必要な障害児のために、健常児との統合保育により、成長発達の促進を支援する。 ○軽度発達障害 ^{※4} 児の早期発見のため、保健センター、 保育園、幼稚園などと連携を密にする。

【関連する項目】

- II 健康、福祉分野 《柱3障害者福祉》 個別目標②障害者は日常生活の支援を受け、安定した生活をしている (P-81)
- IV教育分野 《柱1学校教育》 個別目標①児童・生徒が心身共に健康な状態で、適切な教育を受けている (P-120)

■関連する個別計画

- 江南市次世代育成支援行動計画「わくわく子育て夢プラン | (H17~H26)
- ※2 児童デイサービスとは、障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスのこと。
- ※3 療育指導とは、就学前の心身に障害や発達に遅れのある子どもに対し、障害指定保育園や障害施設の職員が、障害児の専門員を交え検討会、意見交換会、障害施設の職員交流などによりケアの共有化と見識を広め、障害児の処遇向上を行うこと。また、障害施設に母子と通園し、集団生活や親子遊びを通じて、基本的な生活経験を豊かにしたり、運動機能を高め集団生活の適応を促すこと。
- ※4 軽度発達障害とは、発達障害のうち、知的障害を伴わないものを指す。読み・書き・計算などの特定の能力習得が難しい学習障害(LD)や、年齢に応じた落ち着きがない注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの総称。

_柱3

障害者の生きがいと安心した生活の確保

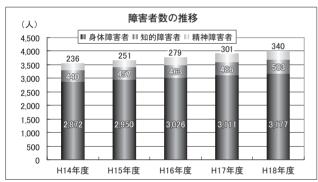
一 障 害 者 福 祉 —

■現状と課題

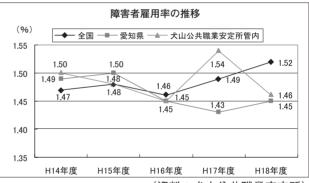
地域社会での障害者 *1 に対するノーマライゼーション *2 や施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー *3 化が進む中で、平成18年度から障害者自立支援制度 *4 が始まり、障害者への自立支援による社会参加や就労移行が進められています。

江南市においても、高齢化の進行や、こころの病や発達障害の増加により、障害者数は増える傾向にあります。また、地域社会でのノーマライゼーションの意識が深まりつつあるとともに、公共施設などでのユニバーサルデザイン・バリアフリー化が進んでいますが、より充実することが課題となっています。また障害者雇用についても、まだ効率を優先する企業からの理解が得られにくい中で、障害者が自立して生活しにくい状況となっています。

このようなことから、地域社会でのノーマライゼーションの意識をより根付かせるとともに、障害者自立支援制度の理念を踏まえ、障害者が能力に応じた就労などを行い、必要な支援サービスを受けることにより、住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくりが求められています。



(資料:福祉課)



(資料:犬山公共職業安定所)

^{※1} 障害者とは、障害者自立支援法(平成18年4月1日施行)の中で、身体・知的・精神の3障害福祉の一元化が図られ、その対象となる障害がある人のこと。

^{※2} ノーマライゼーションとは、障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

^{※3} ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。障壁 を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

^{※4} 障害者自立支援制度とは、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について一元化を図るとともに、支援費制度に代わって障害者に費用の原則1割負担を求め、保護から自立に向けた支援を行うことを目的とした制度。平成18年4月1日から実施。

■ 10年後の地域のすがた

能力に応じた就労などを行い、必要な支援サービスを受けて、障害者が住み慣れた地域で生活している。また、地域社会でのノーマライゼーションの意識が定着し、障害者が地域で活動しやすいようなソフト・ハード両面におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー化が進んでいる。

その結果、障害者の自立及び社会参加が 進み、地域で生きがいを持って安心して暮 らしている。

■市役所の使命

ノーマライゼーションの意識を定着させるための啓発を行う。公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を進める。 障害者の自立及び社会参加に向けて支援する。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 障害者が自立し、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らしている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
旧宗石	位	本 十世	H22	H25	H29	D(-51
福祉サービスが整っており、障害のの通所でいた作業所への通所でいた。 イサービス ** 6 ないでいる 利用により、地域でして、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、大きなでは、大きなでは、大きないが、といる。	%	20.8 (H18)	31.3	39.3	50.0	市民満足度調査により測定。

^{※5} ホームヘルパーとは、日常生活において支援が必要な在宅の高齢者や障害者に対し、家事や通院介助などの生活支援を行う訪問介護員のこと。
※6 デイサービスとは、在宅の高齢者や障害者を日帰りで施設に送迎し、日中に入浴や食事、レクリエーション、機能訓練などを提供する介護サービスのこと。

[個別目標①] 障害者* 1が生活しやすい社会環境が整備され、能力にあった就労・社会参加をしている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1赤1日	位	坐 十世	H22	H25	H29	DC-9.1
障害者の雇用率	%	1.46 (H18)	1.80	1.80	1.80	犬山公共職業安定所管内の障害 者手帳所持者の雇用状況を測定 するもの。
公共施設のバリアフ リー ^{※2} 化率	%	60.1 (H18)				公共施設のバリアフリー化の割 合を測定するもの。
就労継続支援 ^{*3} 及び 就労移行支援サービ ス ^{*4} の利用人数	人	不明 (H18)	73	97	121	社会参加に向けて、就労継続支援 及び就労移行支援サービスを利 用している障害者の数を測定す るもの。



市民の役割	市役所の役割
○市民一人ひとりが家庭や地域社会においてノー ゼーション*5の意識を深める。【個人・家庭】	-マライ ○障害者の就労相談を充実する。
○各企業は障害者雇用に対する理解を深める。【1	○企業に対して知的障害者に係る職親委託制度 ^{※6} の採 企業】 用を勧める。
○障害者施設に係る情報を、地域社会、ボラン	
施設及び企業などがネットワーク化し、共7 【市民団体】【企業】	有する。 ○公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を 進める。
○就労継続支援及び就労移行支援サービスを提供 設は就労の場としても充実させる。【市民団体】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【関連する項目】

- Ⅲ都市生活基盤分野《柱1市街地整備》個別目標②魅力的で快適な市街地が整備され、多くの市民で 賑わっている(P-96)
- Ⅲ都市生活基盤分野《柱3公園緑地》個別目標①都市公園等が整備され、日ごろから公園に歩いて行き、うるおいのある生活をしている(P-103)

^{※1} 障害者とは、障害者自立支援法(平成18 年4月1日施行)の中で、身体・知的・精神の3 障害福祉の一元化が図られ、その対象となる障害がある人のこと。

^{※2} ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。障壁 を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

^{※3} 就労継続支援サービスとは、一般企業等への就労が困難な人を対象とした、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な 訓練等を行うサービスのこと。

^{※4} 就労移行支援サービスとは、一般企業等への就労を希望する人を対象とした、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスのこと。

^{※5} ノーマライゼーションとは、障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

^{※6} 職親委託制度とは、知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度。

[個別目標②] 障害者は日常生活の支援を受け、安定した生活をしている

指標名	単位	基準値	其淮值 目標値		説明	
1日1赤口	位	坐 十個	H22	H25	H29	נפיזמ
施設入所支援サービ スの利用人数	人	94 (H18)	87	87	87	障害者の、施設入所から地域生活 への移行状況と入所を必要とし ている障害者が受け入れられて いるかを測定するもの。
訪問系サービス(ホームヘルプ等)の利用 人数	人	77 (H18)	89	94	100	在宅で生活している障害者が必要な生活支援を受けているかを 測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○各施設は障害者自立支援のための支援メニューの充実 を行い、専門的人材を確保する。【企業】	○障害者の自立や社会参加に向けての障害福祉サービス** ⁷ などを充実する。
○利用者は各種障害福祉サービスなどを有効に利用す る。【個人・家庭】	○多様な相談ニーズに応えるため、障害者相談を充実 する。
	○難病患者 ^{※8} へは、難病の認定機関である県と連携し 支援する。

【関連する項目】

- II 健康、福祉分野《柱2子育て》個別目標⑤障害児は療育支援や統合保育での発達支援を受けている (P-77)
- IV教育分野《柱1学校教育》個別目標①児童・生徒が心身共に健康な状態で、適切な教育を受けている (P-120)

■関連する個別計画

- 江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画 (H10~H20)
- 江南市障害福祉計画(H18~H20)

^{※7} 障害福祉サービスとは、障害者自立支援法に基づく法定福祉サービスで、ホームヘルプ・行動援護などの訪問系サービス、生活介護・就労継続(移行)支援・児童デイサービス・ショートステイなど日中活動系サービス及びケアホーム・グループホーム・施設入所支援の居住系サービスをいう。またその他のサービスとして地域生活支援(相談支援・日常生活用具給付等・地域活動支援センターなど)がある。

^{※8} 難病患者とは、厚生労働科学研究難治性疾患研究事業の対象疾患(特定疾患)の中でも、現在愛知県が医療費助成の対象としている特定疾患の認定を受けている人をいう。

★ 健康な生活の確保

— 健 康 づ く り —

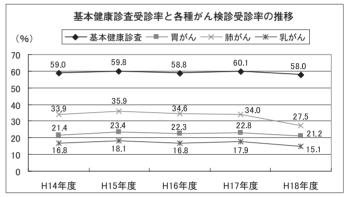
■現状と課題

食生活の乱れ、ストレスの増加などに伴い生活習慣病*1が増加し、疾病予防や疾病にかかった後の 生活管理など健康維持に対する関心が高まっています。

江南市でもがん、循環器病、糖尿病などの生活習慣病を要因とした死因が上位を占めています。そ

の一因として、健康診査や各種がん検診の受 診率が低いということがあり、疾病予防、健 康維持に対する体制づくりが課題となってい ます。

このようなことから、年代を問わず、健康 でいきいきと生活するために、市民一人ひと りが健康への高い意識をもつとともに、運動 や健康教室などの健康づくりに取り組みやす い環境を整えることが求められています。



(資料:健康衛生課)

■ 10年後の地域のすがた

日ごろから正しい食生活や運動を心がけるとともに、生涯を通じて市民自らが健康づくりを行っている。健康診査を定期的に受診し、疾病の予防・早期発見に取り組むという意識が定着し、各地域で健康づくりの教室などが行われている。

その結果、寝たきりや生活習慣病になる 人が少なくなり、市民は長く健康を保持し 安心して暮らしている。

■市役所の使命

地域の健康意識を向上させるための啓発、ボランティアの育成や活動支援を行う。また、身近で運動などができるように地域・ 学校・職場が一体となった健康づくりのための環境を整える。

感染症**2を予防するために、予防接種の 受診率の向上を図る。

妊婦・乳幼児の健康保持のために、妊婦・乳幼児健診の充実を図る。

^{※1} 生活習慣病とは、長年身についた悪い食生活を始め、運動不足、休養不足、過度の飲酒や喫煙などの毎日の生活習慣が積み重なって発症する病気の こと

^{※2}感染症とは、ウイルスや細菌などの微生物が体内に入り、体内で増加することにより発症する病気のこと。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 自ら健康づくりに取り組み、健康に暮らしている

指標名	単	単 基準値 目標値 日標 値			説明	
日本石	位	本 十 ie	H22	H25	H29	DC-973
健康づくりに取り組み、健康に暮らしていると感じる市民の割合	%	72.4 (H19)	75.0	77.5	80.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 自らが疾病予防に取り組んでいる

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10 1/4 1	1立		H22	H25	H29	136.51
健康診査受診率	%	67.7 (H19)	70.0	72.5	75.0	生活習慣病予防の基礎となる市 民の健康意識を測定するもの。 市民満足度調査により測定。
運動習慣のある市民の割合	%	男 16.4 女 14.0 (H14)	男 27.0 女 24.0	男 32.0 女 29.0	男 37.0 女 34.0	生活習慣病予防、身体機能の低下 予防の基礎となる市民の健康づ くりの取り組み度合いを測定す るもの。
健康フェスティバル 参加者数	人	1,600 (H18)	2,000	2,500	3,000	市民の健康意識の普及·啓発の基礎となる健康イベントの参加度合いを測定するもの。



市民の役割 市役所の役割 ○日ごろから正しい食生活や運動を心がける。【個人・ ○正しい食生活を通じて、健康づくりを進めるための事 家庭】 業を実施する。 ○健康診査を積極的に受診する。【個人・家庭】 ○疾病予防のためにがん検診などの健康診査を充実する。 ○企業等は、健康診断を実施し、各種健康講座を開催す ○閉じこもりや、心身の機能低下を防ぎ、寝たきりにな るなど、社員の健康づくりを推進する。【企業】 らないために、健康体操や健康教室を実施する。 ○健康フェスティバルなどのイベントに積極的に参加す ○ボランティアの養成、健康フェスティバルの開催やウォ 一筋グ運動^{※3}を市民に広め、健康への関心を高める。 る。【個人・家庭】【教育・研究機関】 ○ボランティア養成講座などを受講した市民は、地域の 施設を利用して、健康教室を開くなど健康づくりを推 進する。【個人・家庭】【教育・研究機関】 ○ボランティア養成講座などを受講した市民は、地域の 施設を利用して、介護予防を推進する。【個人・家庭】

【関連する項目】

- II 健康、福祉分野《柱1高齢者福祉》個別目標①高齢者が介護予防に取り組み、介護が必要になっても地域で安心して暮らしている (P-71)
- II 健康、福祉分野《柱5保険年金》個別目標①医療保険制度が健全に運営され、市民が安心して医療を受けている (P-87)
- IV教育分野《柱3生涯学習》個別目標②市民が身近にスポーツを楽しみ、なれ親しんでいる(P-130)

^{※3} ウォー筋グ運動とは、体力が衰えがちな中高年の人たちに、効果的に筋力をつけてもらい、寝たきりになることを防ぐための健康体操のことで、平成17年10月に作成。

[個別目標②] 必要な予防接種を受け、感染症*¹にかかることなく健康を維持している

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日本7日	位	坐十世	H22	H25	H29	נקייות
予防接種(三種混合) 接種率	%	89.4 (H18)	100.0	100.0	100.0	伝染の恐れのある疾病の発生及 びまん延の予防状況を測定する もの。
予防接種(BCG)接 種率	%	98.1 (H18)	100.0	100.0	100.0	結核の発生及びまん延の予防状 況を測定するもの。
狂犬病予防注射接種率	%	83.6 (H18)	100.0	100.0	100.0	狂犬病の発生及びまん延の予防 状況を測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○予防接種を受け健康を維持する。【個人・家庭】○医療機関は、広域による予防接種を実施する。【企業】○犬を飼う市民は、狂犬病予防接種を怠らない。【個人・家庭】	○保健センターで、ポリオ、BCG などの集団接種を実施する。○予防接種が必要な市民に接種時期や必要性を知らせる。○どこの医療機関でも予防接種ができる体制をつくる。○狂犬病予防注射が受けやすい体制を整える。

[個別目標③] 母子が健康保持に積極的に取り組み、母子共に健康に暮らしている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1本1日	位	坐 十世	H22	H25	H29	D(-9.1
妊婦健康診査の受診率	%	95.3 (H18)	100.0	100.0	100.0	妊婦と胎児の健康管理を妊婦健 康診査の受診状況で測定する もの。
乳幼児健康診査(4か月 児健康診査)の受診率	%	98.5 (H18)	100.0	100.0	100.0	乳幼児の疾病の早期発見と育児 不安の解消を最初の健診(4か月 児健康診査)の受診状況で測定す るもの。

市民の役割	市役所の役割
○妊婦は健康診査を受け、疾病の早期発見、早期治療に 努める。【個人・家庭】	○妊産婦の出産への不安と経済的不安を解消するため に、健康診査への支援充実を図る。
○子育て中の家庭は、乳幼児の健康診査を受け、疾病の早期発見に努め、必要に応じて育児相談する。【個人・家庭】	○乳幼児の健康診査により疾病の早期発見や育児の不安 を解消する。

【関連する項目】

● II 健康、福祉分野《柱2子育て》個別目標②家庭での子育て不安が解消でき、育児が楽しくできている (P-76)

^{※1} 感染症とは、ウイルスや細菌などの微生物が体内に入り、体内で増加することにより発症する病気のこと。

[個別目標4] 市民が安心して医療を受けている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1赤石	位	本十 世	H22	H25	H29	נפיזמ
かかりつけ医をもっ ている市民の割合	%	56.2 (H19)	60.0	65.0	70.0	市民満足度調査により測定。
病院等の医療体制が 整い、安心して暮らし ていると感じる市民 の割合	%	49.3 (H18)	53.0	56.0	60.0	市民満足度調査により測定。



市民の役割	市役所の役割
○気軽に相談できるかかりつけ医をもつ。【個人・家庭】	○夜間・休日診療を確保する。
○高度医療機関とかかりつけ医は、お互いに連携する。 【企業】	○かかりつけ医の情報を市民に提供する。

■関連する個別計画

● 健康日本21こうなん計画 (H16~H22)



フッ化物塗布



保険年金制度の健全な運営

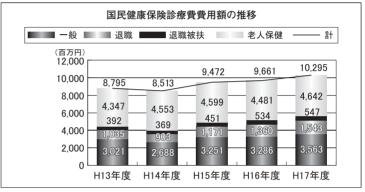
— 保険年金 —

■現状と課題

高齢化が進み、高齢者や定年退職者が増え、生活不安、経済的不安、健康への不安などが増大しています。

江南市においても、高齢者の医療費が増 えるなど、社会保障費*1が増加傾向にあ ります。

このようなことから、メタボリックシンドローム*2に着目した特定健康診査及び特定保健指導により疾病を予防し、もしものときにも最低限の生活が保障されていること、安定した生活が続けられること、安心して生活できるようにすることが求められています。



(資料:保険年金課)

■ 10年後の地域のすがた

市民自らの健康意識が定着し、保険年金制度が健全に運営されている。

その結果、もしもの場合に最低限の生活 が保障されていることにより、生活の不安 が軽減され、安心して暮らしている。

■市役所の使命

健康への自覚を促すため、医療保険の加入者に対し、健康診査、保健指導を推進し、 国民健康保険制度の健全な運営に努める。 また、国民年金事務を円滑に進める。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 保険年金制度が健全に運営され、もしもの場合の生活の不安が軽減され、安心して暮らしている

指標名	単	基準値	目標値			説明
1日1末七	位	奉 十世	H22	H25	H29	D(-9.1
保険年金制度により 安心して暮らしてい ると感じる市民の 割合	%	56.1 (H18)	60.0	60.0	60.0	市民満足度調査により測定。

^{※1} 社会保障費とは、医療や年金、介護、生活保護などの社会保障に係る経費のこと。

^{※2} メタボリックシンドロームとは、内臓にたまった脂肪により糖尿病などさまざまな生活習慣病が引き起こされた状態のこと。

[個別目標①] 医療保険制度が健全に運営され、市民が安心して医療を受けている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10 / 10	1 <u></u> 1 <u> </u>		H22	H25	H29	176.71
国民健康保険給付実 施率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	(給付実施額/給付義務額)× 100
特定健康診査実施率	%	-	50.0	65.0	65.0	(特定健診受診者数/40 歳以上 被保険者数)×100
福祉医療費助成実施率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	(助成実施額/助成義務額)× 100
後期高齢者医療 ^{※3} 給 付実施率	%	-	100.0	100.0	100.0	(給付実施額/給付義務額)× 100



市民の役割

- ○国民健康保険被保険者は、国民健康保険料を納付する。 【個人・家庭】
- ○国民健康保険被保険者は、国民健康保険の資格取得などの届出を行う。【個人・家庭】
- ○40歳以上の国民健康保険被保険者は、特定健康診査 及び特定保健指導を受診する。【個人・家庭】
- ○福祉医療受給者は、福祉医療の助成に関する届出を行う。 【個人・家庭】
- ○後期高齢者医療被保険者は、後期高齢者医療保険料を 納付する。【個人・家庭】
- ○後期高齢者医療被保険者は、後期高齢者医療の資格取得などの届出を行う。【個人・家庭】

市役所の役割

- ○国民健康保険制度を健全に運営し、被保険者に対し療 養の給付などを行う。
- ○40歳以上の国民健康保険被保険者に対し、特定健康 診査及び特定保健指導を行う。
- ○福祉医療の対象者に対し、医療費の助成を行う。
- ○後期高齢者医療被保険者の資格取得届出の受付等を行い、後期高齢者医療広域連合^{※4}と連絡調整をする。
- ○医療保険の制度、届出、給付などに関する広報を行う。
- ○医療制度改革の概要、方向性などについて広報を行う。

【関連する項目】

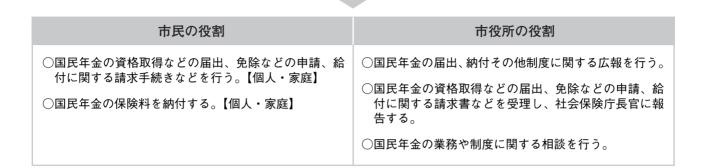
- II 健康、福祉分野《柱1高齢者福祉》個別目標①高齢者が介護予防に取り組み、介護が必要になっても地域で安心して暮らしている(P-71)
- II健康、福祉分野《柱4健康づくり》個別目標①自らが疾病予防に取り組んでいる (P-83)

^{※3}後期高齢者医療とは、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度のこと。

^{※4}後期高齢者医療広域連合とは、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関する給付を実施するために設けられた県内全市町村が加入する組織のこと。

[個別目標②] 国民年金制度への理解が深まり、届出や保険料の納付が適正に行われている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
			1122	1120	1123	
国民年金保険料納付率	%	69.4 (H18)				(収納月数+前納月数)/収納対象月数×100



■関連する個別計画

● 江南市国民健康保険特定健康診査等実施計画(H20~H24)



健康フェスティバル保険年金コーナー

±6

地域での生活支援の充実と地域で 支え合う体制の確保

— 生活支援·福祉活動—

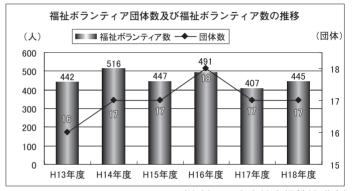
■現状と課題

社会経済状況の変化に伴う雇用形態の多様化などにより、低所得者が増えています。また、核家族化、地域コミュニティ機能の支え合うしくみ、機能が弱まったことにより、家庭や地域の子育て力や介護力などが低下してきています。

江南市においても、生活保護世帯が過去5年間で約1.6倍に増えています。また、多様な福祉団体が活動していますが、福祉ボランティア、各関係団体などの運営基盤が弱く、ネットワーク化があまり

進んでいない状況にあります。それとともに、 地域での活動及び活躍の機会づくりが課題と なっています。

このようなことから、生活困窮者などの自立支援の充実が求められています。また、地域福祉活動を活発にするための活動の担い手となる人材の育成や地域活動の場、活躍の機会づくりが求められています。



(資料:江南市社会福祉協議会)

■ 10年後の地域のすがた

生活困窮者などに対する自立への支援が行われている。また、福祉関係のボランティア団体、NPO*1、コミュニティビジネス*2を行う企業及び市役所の間でネットワーク化が進み、機能的に協働するシステムが整備され、子育てや介護などに対する支援が地域全体で効果的になされている。

その結果、生活困窮者、子育て中の市民 や高齢者などの誰もが地域で安心して暮ら している。

■市役所の使命

生活困窮者などの自立を支援する。また、 地域全体で課題を解決できるしくみをつく る。福祉活動を支援し、活動の担い手とな る人材を育成していく。

^{※1} NPOとは、Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

^{※2} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育で支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 生活困窮者や高齢者などへの生活支援が充実し地域で支え合い、誰もが地域 で安心して暮らしている

指標名	単	其淮值	基準値 目標値			説明
1日1赤口	位	本 十世	H22	H25	H29	D(-2)
必要なときに地域で 支え合う体制が整っ ていると感じる市民 の割合	%	33.4 (H19)	38.4	43.4	50.0	地域での共助活動の状況を測定 するもの。 市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 生活困窮者や被災者が支援を受け、自立している

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
生活保護世帯の自立した割合	%	13.5 (H18)	\rightarrow	\rightarrow	→	廃止世帯数(年度中)/被保護者 世帯数(年度当初の4月1日現 在)×100

市民の役割	市役所の役割
○不意の災害や災難などに備え、貯蓄などをしておく。 【個人・家庭】	○貸付・見舞金など経済的支援や就労相談など生活の安 定に向けて支援制度を整備する。
○自治会、自主防災会などの自治組織に参加し共助活動をする。【個人・家庭】 ○被保護者はできる限り早く自立して生活できるよう仕	○生活保護の認定事務を保護基準により適切に実施する。 ○生活保護世帯における自立に向けての支援を公共職業 安定所など関係機関との連携により行う。
事を探す。【個人・家庭】 ○民生委員**¹は、地域における生活困窮者の状況を把握しておく。【市民団体】	

【関連する項目】

● V経営、企画分野《柱1地域経営》個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-140)

^{※1} 民生委員とは、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。

[個別目標②] 社会福祉関係団体などが地域の福祉活動を積極的に行っている

指標名	単 位 基準値		目標値			説明
1日1末1日	位	本十 世	H22	H25	H29	נפיזמ
社会福祉関係の団体	団 体	19	21	21	21	赤十字奉仕団、更生保護女性会及 び市社会福祉協議会ボランティ
数、参加人数	人	760 (H18)	790	790	790	ア団体がどの程度活動している かを団体数と参加者数で測定するもの。
市内の福祉関係のNPO ^{※2} 団体数	団体	3 (H18)	5	6	8	福祉関係の NPO 団体がどの程度 活動しているかを測定するもの。



市民の役割	市役所の役割				
○地域の福祉活動に積極的に参加する。【個人・家庭】	○各団体の活動を支援する。				
○社会福祉団体の参加者は目的意識をもち自立力を高める。【個人・家庭】○ボランティア団体、NPO などの社会福祉団体がリーダーなど専門的人材を育成する。【市民団体】	○各団体間のネットワーク化を支援する。○各団体へ各種関係情報を提供し、共有化を進める。				
○ボランティア団体、NPO などの社会福祉団体が活動 内容をPRする。【市民団体】					

【関連する項目】

● V経営、企画分野《柱1地域経営》個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-140)

[個別目標③] 生活困窮者や高齢者などは、民生委員等の支援を受け、問題を解決し、 安定した生活をしている

指標名	単 基準値		目標値			説明
月日本日	位	坐 十世	H22	H25	H29	נקיומו
民生委員の相談支援 件数	件	2,103 (H18)				民生委員の相談支援活動により、 地域福祉の向上への効果を測定 するもの。

市民の役割	市役所の役割
○民生委員活動に積極的に情報を提供する。【個人・家庭】○地域福祉活動に積極的に参加する。【個人・家庭】	○民生委員の資質をより高める。○民生委員活動がより効果的な活動になるよう支援する。

【関連する項目】

● V経営、企画分野《柱1地域経営》個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-140)

^{※2} NPOとは、Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進 法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

[個別目標4] 地域住民が地域福祉活動や学習活動を積極的に行っている

指標名	単	単			説明	
JA W. L	位	坐 十世	H22	H25	H29	Dr2.1
市の学習等供用施設 の利用者数	人	121,286 (H18)	125,000	125,000	125,000	学習等供用施設で、地域福祉活動 や学習活動がどの程度行われて いるかを測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○学習等供用施設を積極的に利用する。【個人・家庭】【市民団体】	○施設の効率的及び効果的な運営をする。

【関連する項目】

● V経営、企画分野《柱1地域経営》個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-140)



赤十字奉仕団の活動



都市牛活基盤分野

都市生活基盤が整備され、すべての市民が快適で 安心・安全な生活をしている。

1 秩序と賑わいのある快適なまちづくり【市街地整備】

適正で秩序ある都市計画により、中心市街地が賑わい、市民が安心・安全で快適な生活を送っている。

2人にやさしいみちづくり【道路】

自動車で移動がしやすく、歩行者も安心して通行できる道路環境となっている。

3 花と緑あふれる公園づくり【公園緑地】

公園緑地が整備され、花と緑とうるおいのある空間が、確保されている。

4 公共下水道の普及促進【下水道】

下水道が整備され、生活環境の改善が図られている。

5 浸水被害のないまちづくり 【治水】

河川が整備され、浸水被害が軽減し、市民の災害に対する不安が解消されている。

6 安心・安全な住環境の確保 【住環境】

住環境が整備され、安心・安全な生活環境が確保されている。

7 健全な水道事業経営と安全な水の安定供給【上水道】

健全な経営と安全な水道水が安定的に供給され、市民が安心・安全に暮らしている。

1

秩序と賑わいのある快適なまちづくり

一 市 街 地 整 備 —

■現状と課題

人口減少時代の到来や都市の成熟について盛んに議論がなされています。また、空洞化や衰退化の 歯止めのかからない中心市街地を活性化するため、「まちづくり三法*1」が改正されました。このよう なことから、コンパクトシティ*2や秩序と賑わいのある都市計画の形成への意識が高まっています。

江南市においては、駅前・市街地の活性化が不十分であると考える市民は約4分の3に達すると同時 に、秩序あるまちなみの形成が不十分であると考える市民が約6割に達しており、今後は秩序と賑わい のあるまちづくりへのニーズがさらに増大することが予想されます。

中心市街地の活性化を図るためには、都市基盤整備とともに、民間による多種多様な活動と提案が必要不可欠であり、市民、関係機関と市役所が協働することが課題となっています。秩序ある都市計画や中心市街地の活性化を促進するための方策を都市計画マスタープラン*3や中心市街地活性化基本計画*4などに定め、「選択と集中」による都市施設の整備や中心市街地の再生施策の実施もまちづくり団体との協働により進めることが求められています。

■ 10年後の地域のすがた

既存のまちづくり団体の活動が活性化し、まちづくり活動を積極的に推進する中心的 団体が組織され、市役所との協働による自立した多様なまちづくり活動が盛んに行われている。

その結果、秩序ある都市計画の推進がなされ、市民が快適な生活を送っている。また、やる気と元気のある中心市街地が再生され、多くの市民が集い、賑わっている。

■市役所の使命

秩序ある都市空間を創出するため、市民と共有できるビジョンや方策を都市計画マスタープランなどに定め、実現性の高い都市計画を推進する。また、空洞化、衰退が著しい中心市街地を活性化するための施策を推進する。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 秩序ある都市計画により、美しく賑わいのあるまちで生活している

指標名	単基準値		目標値			説明
1日1宗-12	垃	坐 十匹	H22	H25	H29	DC-21
秩序ある、美しいまち なみが形成されてい ると感じる市民の 割合	%	21.3 (H18)	26.0	29.0	33.3	市民満足度調査により測定。

^{※1} まちづくり三法とは、「都市計画法 | 「中心市街地活性化法 | 「大規模小売店舗立地法 | の総称で、中心市街地を活性化させるための法案をいう。

^{※2} コンパクトシティとは、市街地の無秩序な拡大を図るのではなく、既存都市の中心部を有効活用し、そこに多様な機能を集積させた都市の形態をいう。

^{※3} 都市計画マスタープランとは、将来の都市づくりのビジョンと、これを実現化するための市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。

^{※4} 中心市街地活性化基本計画とは、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」及び国の基本方針に基づき、 市町村が策定する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するための計画をいう。

[個別目標①] 適正な都市計画により、秩序があり美しく、快適なまちづくりが行われている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
都市計画道路 ^{※5} の整 備率	%	64.5 (H18)	65.1	65.7	71.7	快適で便利な市街地整備が行われているかを、都市計画道路の整備率で測定するもの。 都市計画道路改良済延長/都市計画道路計画延長



市民の役割	市役所の役割				
○都市計画について理解を深める。【個人・家庭】	○都市計画のしくみや制度について市民にわかりやすく 説明し、理解を得る。				
○建築など開発行為を行うときは地域の快適な環境を考える。 える。【個人・家庭】【企業】	○定めた都市計画に沿った適切な規制・指導を行う。				
○快適な景観を守るため違反広告をしない。【企業】	○地域環境に配慮した質の高い都市計画道路を計画的に 整備する。				
○用地協力など都市計画道路の整備に協力する。【個 人・家庭】	○都市計画道路などの整備について情報を提供する。				
	○屋外広告物県条例に沿って許可、指導、規制を行う。				

^{※5} 都市計画道路とは、健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路 をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

[個別目標②] 魅力的で快適な市街地が整備され、多くの市民で賑わっている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1赤"口	位	坐 十世	H22	H25	H29	D(-51
駅前や市街地が整備 され、人々が集い賑わ っていると感じる市 民の割合	%	8.8 (H18)	13.0	16.0	20.0	市民満足度調査により測定。
江南駅・布袋駅の1日 乗降客数	人	33,800 (H17)	33,800	34,200	34,600	市街地が賑わっているかを、駅の 乗降客数で測定するもの。
江南駅前広場を通過 する車両の台数	台	8,800 (H17)	6,000	5,000	4,000	交通混雑の状況を、通過車両台数 で測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○環境美化活動など協働で実施するまちおこしに対して	○朝夕の交通混雑を緩和するため駅前広場やその周辺道
積極的に取り組む。【個人・家庭】	路の改善を図る。
○朝夕の交通混雑緩和のため自転車、バスや公共交通機	○朝夕の交通混雑緩和のため交通規制を公安委員会と協
関などを積極的に利用する。【個人・家庭】	議する。
○駅前広場やその周辺に不法駐車をしない。【個人・家庭】○駅周辺整備、活性化のあり方について、市役所と協力し合う。【個人・家庭】【自治会】【市民団体】【企業】	 ○駅周辺のユニバーサルデザイン・バリアフリー**1化を推進する。 ○まちづくりについての情報公開やPR、住民活動支援のための啓発活動を実施する。 ○駅周辺の利便性を高める施策の検討を行い、その整備に努めるとともに、求められる中心市街地の活性化施策に取り組む。 ○中心市街地の活性化に取り組めるような体制づくりを各機関と連携しながら行う。

【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野 《柱3市民生活》 個別目標③市民の足が確保できている (P-57)
- I 生活環境、産業分野 《柱4産業振興・雇用就労》 個別目標①魅力ある商工業の成長により、活気のある地域社会になっている (P-59)
- II 健康、福祉分野 《柱3障害者福祉》 個別目標①障害者が生活しやすい社会環境が整備され、能力にあった就労・社会参加をしている (P-80)

^{※1} ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。障壁 を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

[個別目標③] 土地区画整理事業※2などが行われ、快適な住環境で生活を送っている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
土地区画整理事業の 移転件数	件	106 (H18)	183	-	-	快適な住環境が整っているかを、 布袋南部土地区画整理事業にお ける区域内総移転件数で測定す るもの。



市民の役割	市役所の役割
○土地区画整理事業について理解し、協力する。【個 人・家庭】	○土地区画整理事業の事業内容を積極的に公開する。
○建物移転に協力する。【個人・家庭】	○土地区画整理事業についての情報を公開する。○土地区画整理事業の進捗を図る。

■関連する個別計画

- 江南市都市計画マスタープラン(H7~H22)
- 江南市中心市街地活性化基本計画 (H15~)
- 都市再生整備計画 布袋地区 (H16~H24)
- 江南布袋南部土地区画整理事業 事業計画 (H7~H22)



都市計画道路江南岩倉線

^{※2} 土地区画整理事業とは、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる 土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

$\mathbf{2}$ 人にやさしいみちづくり

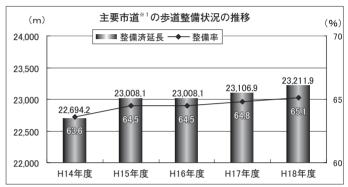
一 道 路 —

■現状と課題

余暇活動の多様化や郊外型店舗の進出による自動車利用者の増加、高齢化社会の進展に伴い、市民が日常的に利用する生活道路の安全性、利便性の向上に対するニーズが高まっています。

江南市においても、安全な道路、歩行空間 が確保されていると考える市民は4割に満たな いなど、生活道路の改良や歩道の整備を早期 に行うことが課題となっています。

市民が日常的に利用する生活道路の安全性 や利便性を高め、人にやさしい、安全で安心 できる道路の計画的、効率的な整備が求めら れています。



(資料:土木課)

■ 10年後の地域のすがた

交通量の多い生活道路を中心に、人にや さしい道路や歩道が適切に整備・管理され ている。

その結果、道路をスムーズに、安全に通行することができ、市内で便利に安心して活動したり生活したりできている。

■市役所の使命

計画的・効率的な整備を行い、安全で安 心できる道路づくりに努める。また、道路 を良好な環境にするために、適切な道路の 管理に努める。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 道路が整備され、人や車が安全・快適に通行している

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
道路が整備され人や 車が安全・快適に通行 していると感じる市 民の割合	%	35.5 (H18)	40.0	45.0	50.0	市民満足度調査により測定。

^{※1} 主要市道とは、市内交通の円滑化を図るため、昭和47年に定めた17路線をいう。

[個別目標①] 道路などの財産が適切に管理され、快適に利用している

指標名	単	基準値		目標値		説明
1日1示1口	位	坐干胆	H22	H25	H29	בקיונם
市道のアダプト ^{※2} 制 度の登録者数	人	175 (H18)	583	1,166	1,750	地域で市道の清掃などを行って いる市民の数を測定するもの。
道路案内標識設置数	基	55 (H18)	75	90	110	安心·安全で、快適な道路として 管理されているかを測定する もの。



市民の役割	市役所の役割
○アダプト制度による道路の管理を行い、愛着のもてる	○道路を最適な状態に財産管理し、市民が安全かつスム
道路とする。【個人・家庭】【自治会】	ーズに通行できるようにする。
○道路にゴミのポイ捨て、不法投棄をしない。【個人・	○市道のアダプト制度の推進のため、制度強化や広報を
家庭】【企業】	積極的に行う。
○道路の不法投棄を発見したら、市役所へ通報する。 【個人・家庭】【企業】	○身近な生活道路に愛着がもてるよう、町内会などの組織が道路の不法投棄等を通知するしくみを構築する。

【関連する項目】

● V経営、企画分野 《柱1地域経営》 個別目標①市民が地域社会の担い手になっている (P-140)



思いやり橋

^{※2} アダプトとは、公園や道路などの公共施設を「里子」と見立て、それらを利用する市民が「里親」となり「里子」(公園や道路)の世話(清掃や植生 管理)を行うことをいう。

[個別目標②] 道路、橋りょう、排水施設が整備され、円滑な通行が確保されている

指標名	指標 名 単			目標値		説明
וי אויםני	位	基準値	H22	H25	H29	DL 93
主要市道 ^{※1} の歩道整 備率	%	65.1 (H18)	69.0	72.0	75.0	歩道整備済延長/計画延長
舗装整備率	%	89.1 (H18)	91.0	93.0	95.0	舗装済延長/道路実延長



市民の役割	市役所の役割
○身近な生活道路の危険箇所を発見し、市役所に通報する。【個人・家庭】【自治会】 ○道路整備の必要性を認識し、迅速な道路整備に協力す	○交通渋滞緩和と安全な通行のため、主要市道の車道及び歩道(道路幅約9.0メートル以上)の改良整備を進める。
る。【個人・家庭】	○安全な歩道の確保に努める。
	○生活道路や橋りょうの改修・補修などの維持管理を計 画的に推進する。
	○町内会などの組織が道路の危険箇所を通知するしくみを構築する。
	○道路のパトロールを強化する。

【関連する項目】

● I 生活環境、産業分野 《柱1防災・地域防犯・交通安全》 個別目標③交通事故が減っている (P-50)

■関連する個別計画

- 江南市都市計画マスタープラン (H7~H22)
- 江南市中心市街地活性化基本計画(H15~)
- ●都市再生整備計画 布袋地区 (H16~H24)
- 江南市緑の基本計画(H7~H22)
- 都市再生整備計画 木曽川左岸江南北部地区 (H18~H22)
- 木曽川左岸公園計画(未定)

^{※1} 主要市道とは、市内交通の円滑化を図るため、昭和47年に定めた17路線をいう。

3 花と緑あふれる公園づくり

— 公 園 緑 地 —

■現状と課題

都市における緑とオープンスペース *2 は、災害発生時の避難地や復旧・復興活動の拠点として、また、ヒートアイランド現象 *3 の緩和や地球温暖化防止に寄与するものとして注目されています。また、本格的な高齢化社会を迎え、豊かな地域づくりの拠点としても注目されており、高齢者の憩いの場として安全で安心に使用できる公園整備、緑化の推進への関心が高まっています。

江南市においては、平成17年の市民1人当たりの都市公園面積は2.56m²で、愛知県平均の6.87m²、全国平均の9.10m²を大幅に下まわっており、公園整備・緑化の推進が不十分だと考える市民も過半数を超えています。また、都市公園、遊歩道・サイクリングロードや花の広場などが北部に集中するため、地域的にバランスのとれた整備が課題となっています。

こうしたことから、休日などには地域住民の憩いと集いの場として、また災害発生時の避難地などとしても利用できる公園の確保と、地域住民と市役所との協働による花と緑あふれるまちづくりが求められています。

江南市内の公園など(平成19年5月10日現在)

種別	箇 所 数	面積
都市公園	14 箇所	256,292 m²
その他公園	6 箇所	20,480 m²
児 童 遊 園	9 箇所	16,584 m ²
遊園地	16 箇所	8,875 m ²
緑 地	17 箇所	2,007 m ²
=⊥	62 箇所	304,238 m²
計	02 固州	(市民1人当たり 3.00 ㎡)

※平成19年5月10日現在人口101,530人

(資料:都市計画課)

中学校区別公園面積(平成19年5月10日現在)

学校区	公園面積(m²) H19.5.10 現在人口		1 人当たり公園面積(㎡)
宮田中学校	127,913	21,280	6.01
北部中学校	99,168	16,429	6.04
古知野中学校	43,936	30,583	1.44
西部中学校	9,239	12,515	0.74
布袋中学校	23,982	20,723	1.16
計	304,238	101,530	3.00

(資料:都市計画課)

^{※3} ヒートアイランド現象とは、都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われることにより水分の蒸発を通じた気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。

広域避難場所および避難地に指定された公園など

広域避難場所	中央公園、蘇南公園、江南緑地公園(中般若•草井)								
	地蔵山児童遊園、草井児童遊園、布袋児童遊園、二子山児童遊園、古知								
避難地	野中児童遊園、北山児童遊園、小鹿児童遊園、白山児童遊園、(仮称)								
	大間児童遊園、曼陀羅寺公園、中央公園、蘇南公園								

(資料:都市計画課)

■ 10年後の地域のすがた

公園緑地が整備され、地域を挙げて緑化 に取り組み、公園は、住民によって大切に 管理がされている。

その結果、公園でゆったりと余暇を過ごし、ゆとりとうるおいのある生活を送っている。

■市役所の使命

「花いっぱい・元気いっぱいのまち江南」 地域再生計画**1などに基づき、地域住民と 協働による緑化の推進と、緑あふれる公園づ くりを進めるとともに適正な管理に努める。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 公園などが整備され、ゆとりとうるおいのある生活を送っている

指標名	単	基準値		目標値		説明
1日1末・口	位	坐 十世	H22	H25	H29	D(-0.1
ゆとりとうるおいの ある生活を送ってい ると感じる市 民 の 割合	%	27.9 (H18)	42.1	49.2	56.2	市民満足度調査により測定。

^{※1} 地域再生計画とは、地域が自ら考えて地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現しようとする取り組みに対し、国が支援する制度。地方公共団体が 事業計画を作成し、その計画の認定を受けることによって、国からの支援措置を利用した取り組みを行う。江南市では、平成16年度に「花いっぱ い・元気いっぱいのまち江南」再生計画が認定を受けている。

[個別目標①] 都市公園等が整備され、日ごろから公園に歩いて行き、うるおいのある生活をしている

指標名	単	基準値		目標値		説明
1日1赤口	位	本十 世	H22	H25	H29	נקייט
市民 1 人当たりの都 市公園面積	m²	2.52 (H18)	3.20	5.00	7.00	都市公園供用面積/人口



市民の役割	市役所の役割
○公園などの整備の必要性について理解を深め、協力する。【個人・家庭】	○公園のユニバーサルデザイン・バリアフリー ^{※2} 化に 努める。
○公園などの公共空間を快適に利用できるよう心がける。【個人・家庭】	○災害時には、公園などが「広域避難場所」や「避難地」 として指定されていることを住民にPRする。
	○地域的にバランスのとれた公園整備に努め、市民1人 当たりの公園面積を増やす。
	○国営公園の整備を進めるよう国に働きかける。

【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野《柱1防災・地域防犯・交通安全》個別目標①災害への備えが行われている(P-49)
- II 健康、福祉分野《柱3障害者福祉》個別目標①障害者が生活しやすい社会環境が整備され、能力にあった就労・社会参加をしている (P-80)

[個別目標②] 都市緑化が推進され、うるおいとゆとりのある生活を送っている

指標名	単	基準値	目標値			説明
11 12 1	位	<u> </u>	H22	H25	H29	150 53
花いっぱい運動実施 箇所数	箇所	25 (H18)	27	30	34	市民による緑化活動の状況を測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○江南花卉園芸公園などでの活動を通じて、緑化意識を向上する。【市民団体】○自然に触れ合うことにより、緑化意識の向上を図る。【個人・家庭】○グループでの緑化活動や自宅の緑化推進をする。【個人・家庭】	 ○緑化施設*3整備や花いっぱい運動を推進する。 ○花いっぱいコンクールや藤の花コンクールを実施し、市民の緑化意識向上を図る。 ○民間による大規模開発事業*4の際には、より多くの緑地を設けるよう指導する。

^{※2} ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。障壁 を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

^{※3} 緑化施設とは、建築物の屋上や敷地内の空地等を緑化するために整備する施設のことで、樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された 樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等がこれにあたる。

^{※4} 大規模開発事業とは、事業施行面積が3,000平方メートル以上の住宅造成事業のこと。

[個別目標3] 地域で維持管理される公園・緑地等が増え、適切に利用されている

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H22	H25	H29	ניפיוטם
地域で管理されている公園緑地などの数	箇所	28 (H18)	30	32	35	地域で管理する公園緑地などが増えているかを測定するもの。 地域で愛着をもって管理されている公園緑地などの数。



市民の役割	市役所の役割			
○公園や緑地の維持管理に積極的に参加する。【市民団体】【企業】	○地域住民の協力を得て、愛される施設となるよう区長 や町総代などと協議を進める。			
○公園施設の異常箇所などの情報を提供する。【個人・ 家庭】	○地域で公園を維持管理できる体制づくりや公園におけるボランティアなどの人材育成を進める。			
○公園を快適に利用できるよう心がける。【個人・家庭】				

■関連する個別計画

- 江南市都市計画マスタープラン (H7~H22)
- 江南市中心市街地活性化基本計画(H15~)
- 江南市緑の基本計画(H7~H22)
- 都市再生整備計画 木曽川左岸江南北部地区(H18~H22)
- 木曽川左岸公園計画(未定)



フラワーパーク江南

4 公共下水道の普及促進

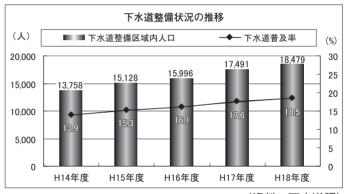
一 下 水 道 —

■現状と課題

20世紀の下水道事業は水害防止、公衆衛生の改善、水質汚濁の防止の観点から推進されてきましたが、21世紀には地球環境問題への関心が高まっており、公共下水道に対してもその役割が期待されています。 江南市では、下水道整備の事業着手が平成6年度と他の市町村より遅かったため、下水道普及率は供用開始市町村では最下位の47位で18.5%(愛知県平均65.7%)となっており、下水道の計画区域内の市街化区域を整備し終わるまでには、数十年かかることが予想されます。また、郊外を流れる五条川のBOD値*1は平均4.0ppmですが、市街地を流れる般若川のBOD値は平均15.2ppmと高く、汚れが目立

つなど、河川の水質に対する改善が急務となっています。こうしたことから、下水道の整備された区域においては、早期に接続することが望まれます。

今後は、厳しい財政状況下にあっても、少 しでも昔のように魚の棲める水のきれいな河 川環境を再生するため、費用対効果の高い手 法で下水道の整備を進めていくことが求めら れています。



(資料:下水道課)

■ 10年後の地域のすがた

供用開始されている区域は、大部分が下 水道に接続されている。

その結果、供用開始区域内の側溝には、 雨水のみが流れ、市民は衛生的で快適な暮 らしをしている。

■市役所の使命

下水道への接続や受益者負担金**2に対する理解を深めてもらうための啓発活動を行う。積極的、計画的に下水道整備の推進を図る。

■ 成果目標と役割分担

[全体目標] 下水道が整備され、快適な水環境の下で生活している

指標名	単	基準値	目標値			説明
10 1% 0	位	坐 十世	H22	H25	H29	1,6,94
下水道普及率	%	18.5 (H18)	20.3	22.4	24.5	下水道整備済区域内人口/人口

^{※1} BOD とは、Biochemical Oxygen Demand の略で、BOD値とは生物化学酸素要求量。河川などの水の汚れ度合いを表す数値で、水中の有機物などの 汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質 の量が多い。

^{※2} 受益者負担金とは、下水道が整備されることにより利益を受ける人(整備区域の土地、建物所有者など)が、その受益に応じて、建設費用の一部を 負担するもの。

[個別目標①] 下水道使用料、受益者負担金*1の収納率が向上し、健全で安定した下水道 事業が運営されている

指標名	単	基準値		目標値		説明
161571	位	坐十世	H22	H25	H29	ניפיזעם
下水道使用料の収納 率(現年度)	%	98.9 (H18)				下水道使用料収納額/下水道使 用料調定額
受益者負担金の収納 率(現年度)	%	98.8 (H18)				受益者負担金収納額/受益者負 担金調定額

市民の役割	市役所の役割
○快適な生活環境のためには、下水道整備促進が大切であることを理解する。【個人・家庭】【企業】○供用開始以後は、受益者負担金、下水道使用料を納付する。【個人・家庭】【企業】	○下水道使用料、受益者負担金などの啓発活動に努める。○下水道事業の健全で安定した経営に努める。

[個別目標②] 下水道が整備され、生活環境が向上している

指標名	単	基準値	_値 目標値			説明
1日1东"口	位	本十 世	H22	H25	H29	ופיזעם
認可区域内の整備率	%	66.3 (H18)	79.0	86.2	95.7	下水道整備面積/認可面積
供用開始区域内の接 続率	%	67.3 (H18)	83.0	89.0	93.0	供用開始区域内の接続世帯数/ 供用開始区域内世帯数

市民の役割	市役所の役割				
○市民は下水道の埋設工事に理解し、協力する。【個 人・家庭】【企業】	○市民の理解を得るため、工事説明会を開催する。				
	○下水道の必要性について啓発を行う。				
○下水道工事の説明会に積極的に参加する。【個人・家庭】【企業】	○下水道工事期間の短縮に努めるなど、沿線住民への配 慮に努める。				
○自然環境への効果など、下水道の役割、必要性の理解 を深める。【個人・家庭】【企業】	MENT STONE OF				
○下水道が整備されたら3年を目標に積極的に接続をする。【個人・家庭】【企業】					
○無りん洗剤を使用するなど、下水道への負担を軽減す る。【個人・家庭】【企業】					
○流しにフィルターをつけるなど、少しでもきれいな水 を流すよう心がける。【個人・家庭】【企業】					

^{※1} 受益者負担金とは、下水道が整備されることにより利益を受ける人(整備区域の土地、建物所有者など)が、その受益に応じて、建設費用の一部を負担するもの。

【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野《柱5環境保全》個別目標①環境保全の意識が高まり、環境負荷の少ない生活・活動を営んでいる (P-64)
- I 生活環境、産業分野《柱5環境保全》個別目標②公害苦情等が少なく、生活環境が保全され快適な 生活を送っている (P-65)

■関連する個別計画

- 都市再生整備計画 布袋地区 (H16~H24)
- 公共下水道事業基本計画(H14~H27)

5 浸水被害のないまちづくり

— 治 水 —

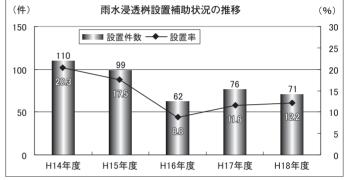
■現状と課題

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象*1などにより、集中豪雨や台風による浸水被害が全国で 多発しています。

江南市においても、近年の都市化の進展により、洪水の調整機能をもつ田畑が宅地化され、浸水被

害が発生しています。このような中、河川が十分に整備されていると考える市民は少なく、河川・排水路の改修や雨水貯留浸透施設**2の設置が課題となっています。

今後は、河川・排水路の改修や雨水貯留浸透施設の整備などの治水対策を行うことで、 市民が安心して暮らすことができる、浸水被 害のないまちづくりが求められています。



(資料:土木課)

■ 10年後の地域のすがた

青木川放水路事業や河川改修事業の施工、雨水貯留浸透施設の設置などの流域の総合治水対策が進み、浸水被害が軽減されている。

その結果、災害に対する不安が解消され、 市民が安心・安全に暮らしている。

■市役所の使命

青木川放水路事業の早期完成と河川改修 を関係機関と一体となって進める。大雨の 時の河川への負担を軽減するため、公共施 設への雨水貯留浸透施設の設置と市民へ雨 水浸透桝の普及を図る。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 河川等が整備され浸水被害に遭うことがなく、安心して暮らしている

指標名	単 基準値		目標値			説明
コロコボコ	位	本 十世	H22	H25	H29	100 July 1
河川が整備され、安心 して暮らしていると 感じる市民の割合	%	46.2 (H18)	53.0	59.0	66.7	市民満足度調査により測定。

^{※1} ヒートアイランド現象とは、都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われることにより水分の蒸発を通じた気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。

^{※2} 雨水貯留浸透施設とは、敷地内からの雨水の流出を抑制するために設置する、雨水貯留槽などの雨水貯留施設や、雨水浸透桝などの雨水浸透施設の 総称をいう。

Ⅲ都市生活基盤分野

[個別目標①] 河川等の改修整備と雨水抑制機能が強化され、浸水被害が軽減している

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10/15-10	位	本 十世	H22	H25	H29	B がら3
準用河川般若川改修率	%	86.0 (H18)	92.0	100.0	100.0	河川整備済延長/計画延長
雨水浸透桝設置率	%	12.2 (H18)	21.0	26.0	33.0	浸水防止のための雨水浸透桝が 各家庭で設置されている状況を 測定するもの。 雨水浸透桝設置件数/建築確認 件数



市民の役割	市役所の役割
○家庭の敷地内に雨水浸透桝を設置する。【個人・家庭】 ○河川、排水路の美化に努める。【個人・家庭】【企業】	○総合的な治水対策を推進し、浸水被害から市民の生命 財産を守る。
	○関係機関と協力し、青木川放水路事業の早期完成に努める。
	○一定の開発行為者に対して、雨水貯留浸透施設を設置 させる。
	○環境に配慮した河川の整備・保全に努める。

■関連する個別計画

- 公共下水道事業基本計画(H14~H27)
- 第2次江南市総合治水計画



準用河川般若川

を 安心・安全な住環境の確保

-- 住 環 境 --

■現状と課題

建築物に対する地震など災害からの安全の確保や、高齢化社会の進行に伴う市街地への居住空間の確保など、人々の住環境への関心が高まりつつあり、建築相談や関係条例などについての照会等が増加しています。

江南市は特定行政庁*1 (限定特定行政庁)であり、民間指定確認検査機関*2や市民からの建築相談、関係条例などについての照会が増加しています。また、災害への備えが不十分であると考える市民が約半数に達しており、木造住宅の耐震改修の早期実

施など、安心・安全な住環境の確保が課題となっています。

耐震事業に対する補助体制等対策の強化や、専門的技術をもつ職員や豊富な知識・経験をもつ民間組織と市役所の連携による指導が求められています。また、高齢者、障害者*3、低所得者、子育て世帯などが安心して暮らせる住環境の確保や公共施設の安全で適正な維持管理なども求められています。



(資料:必要棟数は愛知県、実施棟数は建築課)

■ 10年後の地域のすがた

民間組織と市役所が連携を図り、効果的な開発・建築指導がなされ、耐震への取り組みが進められている。また、公共施設は、ユニバーサルデザイン・バリアフリー*4化され、有効に利用されている。

その結果、住環境が整備され、市民は安心・安全な生活環境のもとで暮らしている。

■市役所の使命

安心・安全な住環境の構築のため、専門 的技術・知識や経験を持つ市民や民間組織 と連携し、耐震改修の推進、街なか居住の 推進、既存公共施設の有効利用とユニバー サルデザイン・バリアフリー化を進める。

^{※1} 建築基準法関係の事務を行う役所を「特定行政庁」といい、小規模な建築物(4号建築物)に限り事務を行う役所を「限定特定行政庁」という。江南市は限定特定行政庁にあたる。

^{※2} 民間指定確認検査機関とは、国土交通大臣または都道府県知事の指定を受けて、建築確認申請・検査業務を行う民間機関をいう。

^{※3} 障害者とは、障害者自立支援法(平成18年4月1日施行)の中で、身体・知的・精神の3障害福祉の一元化が図られ、その対象となる障害がある人のこと。

^{※4} ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。障壁 を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

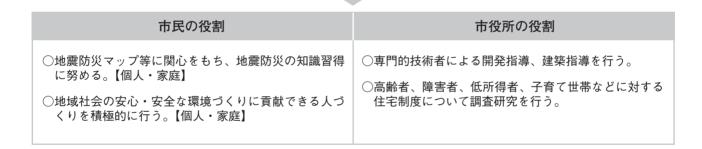
■成果目標と役割分担

[全体目標] 住環境が整備され、安心・安全な生活環境が確保されている

指標名	単	基準値		目標値		説明
1日1末7口	位	本 十 ie	H22	H25	H29	DL 97
住環境が整備され、安心・安全な生活環境が 確保されていると感じる市民の割合	%	47.9 (H18)	50.0	55.0	60.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 建築指導及び開発指導の民間組織との協同での取り組みは、安心・安全へ の住民意識を高揚させている

指標名	単位	基準値	_{其進値} 目標値			説明
1日1赤1日	位	坐 十世	H22	H25	H29	Dr 91
開発許可や建築許可 に対する指導件数	件	265 (H18)	260	270	280	良好な住環境づくりが行われて いるかを測定するもの。
民間での建築確認件数	件	356 (H18)	370	370	370	安心·安全な住環境づくりに寄与する、民間組織での建築確認件数 を測定するもの。
耐震診断の診断実施 済棟数	棟	798 (H18)	2,500	3,000	4,000	住宅に対する防災意識を測定するもの。



【関連する項目】

● I 生活環境、産業分野《柱1防災・地域防犯・交通安全》個別目標①災害への備えが行われている (P-49)

[個別目標②] 市営住宅は、住民による施設運営への参加により、安心・安全な生活環境 が確保されている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
適切に整備・維持管理 がなされている市営 住宅の住宅戸数	戸	153 (H18)	153	153	153	市営住宅が、安心・安全な生活環境となっているかを測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○入居者は積極的に施設の共用部分の清掃など維持管理 に関わる。【個人・家庭】 ○市営住宅の運営に協力する。【個人・家庭】	○安心・安全な市営住宅を継続して提供する。○自治会組織などとの協働による効率的な市営住宅の運営に努める。

■関連する個別計画

- 江南市耐震改修促進計画(H20~H27)
- 江南市都市計画マスタープラン (H7~H22)



市営力長住宅

_柱 7

健全な水道事業経営と安全な水の安定供給

— 上 水 道 —

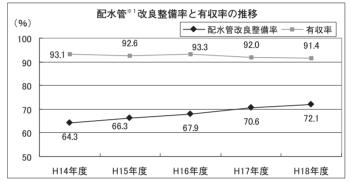
■現状と課題

水道施設の老朽化や耐震化の必要性の増大に伴い、今後は維持管理費の増加が見込まれることから、 全国的に水道経営の安定化が急務となっています。

江南市においては、「安全な水の安定供給」に対して約8割の市民が満足しており、現状では「安全

な水の安定供給」は確保されているといえます。しかし、将来に向けて、経営の安定化や 水道施設の老朽化・耐震化への対策などが課 題となっています。

今後は、「安全な水の安定供給」を永続的に確保するため、業務の効率化によって経営の健全化を図るとともに、老朽化した水道施設の更新や配水場の建物及び配水池の耐震化を計画的に進めることが求められています。



(資料:水道課)

■ 10年後の地域のすがた

健全な経営と水道施設の計画的かつ適正 な布設、改修、維持管理が行われている。 その結果、安全で良質な水道水が安定的 に供給され、市民が安心・安全に暮らして いる。

■市役所の使命

健全な経営と水道施設の整備を行い、安 全で良質な水道水の安定供給を行う。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 健全な経営と水道施設の整備が行われ安全な水道水が安定的に供給され、市 民は安心して利用している

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
安全な水が安定して 供給されていると感 じる市民の割合	%	78.8 (H18)	80.0	85.0	90.0	市民満足度調査により測定。

^{※1} 配水管とは、配水場から給水区域内へ送水する管をいう。

[個別目標①] 水道事業が適正に運営され、健全な経営が行われている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
	177		H22	H25	H29	
水道料金の収納率 (現年度)	%	98.4 (H18)				水道料金収納額/水道料金調 定額
総収支比率	%	109.7 (H18)	106.2	106.2	106.2	水道事業の経営状況を測定するもの。 水道事業総収益/水道事業総 費用
水道普及率	%	88.8 (H18)	89.2	89.2	91.8	給水人口/人口

市民の役割	市役所の役割				
○水道料金を速やかに支払う。【個人・家庭】	○水道事業の経営計画を策定する。				
○水道料金の支払いに口座振替を利用する。【個人・家庭】	○事業計画に基づく財政推計を作成する。				
	○事務の効率化、収納率の向上に努める。				

[個別目標②] 水道施設が整備され、安定した水道水が供給されている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
配水管**1改良整備率	%	72.1 (H18)	77.8	81.9	86.9	水量・水圧不足、錆水、漏水の原因となる老朽化した配水管の改良整備状況を測定するもの。 配水管改良済延長/総延長
地下水の許可揚水量 活用率	%	93.8 (H18)	98.0	98.0	98.0	くみ上げを許可されている地下水を有効に活用しているかを測定するもの。 平均揚水量/許可揚水量
有収率	%	91.4 (H18)	92.5	93.0	94.0	配水する水量と料金として収入があった水量との割合を測定するもの。 有収水量/配水量



市民の役割	市役所の役割
○限りある資源を有効に活用するため、節水に努める。 【個人・家庭】【企業】	○給水管*2や配水管の情報を管理するシステムを確立 し、それに基づく維持管理を行う。
	○未改良管を計画的に整備する。
	○老朽化した両配水場の各設備を更新する。
	○両配水場の建物及び配水池の耐震診断を行い、耐震化 を図る。
	○地下水を有効利用する。
	○市民が水に関心をもつよう、施設見学や広報を通じて 啓発を行う。

■関連する個別計画

- 地域水道ビジョン(H21策定予定)(H22~H31)
- 第二次配水管改良計画(H18~H27)
- 両配水場設備更新計画 (H16~H23)

^{※1} 配水管とは、配水場から給水区域内へ送水する管をいう。

^{※2} 給水管とは、配水管から分岐し、給水装置(量水器)へ送水する管をいう。



下般若配水場

IV

教育分野

次世代の社会を担う豊かな人間性と学力をもった子どもが 育っているとともに、市民が生涯にわたり学び、 それを地域社会に活かしている。

1 地域に開かれた快適で安全な学校づくり【学校教育】

学校・家庭・地域が協力した体制のもとで児童・生徒をはぐくみ、快適で安全な教育環境、 体制の中で子どもがのびのびと学習している。

2 将来にわたって活躍できる人づくり【教育環境】

良好な教育環境が構築され、青少年の健全な育成が図られている。

3 生涯を通して能力を伸ばし、活かせる機会づくり【生涯学習】 市民が生涯にわたって学習し、その能力を発揮する環境が整っている。

4 豊かな、創造性ある文化・交流活動の充実【文化・交流】

市民の文化活動や国内外の交流活動が活発に行われ、伝統文化を培いながら心豊かな生活を送っている。

地域に開かれた快適で安全な 学校づくり

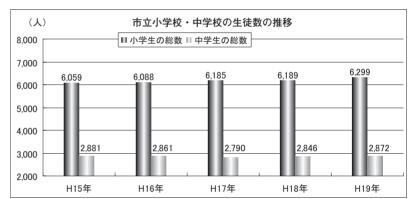
-- 学 校 教 育 --

■現状と課題

近年、国際化・高度情報化・少子化・高齢化・地方分権の進展など社会情勢は大きく変容しています。地域社会における人間関係の希薄化が進む中、社会規範の低下や、人との関係を構築できない児童・生徒が増加しています。その要因として、核家族化、少子化、情報化など、社会状況の変化に伴う幼少期からの生活体験や社会経験の少なさが、児童・生徒の心身の基礎能力を低下させていると考えられます。

江南市においても、教育の機会均等、基本的な学習態度の育成、基礎学力の充実、正しい生活習慣の確立などを身につけるため、35人学級の試行、補助教員*1の全校配置、特別支援学級*2等支援職員の配置、心の教室相談員*3の全校配置、学校緊急情報等のメール配信、適応指導教室「You・輝」*4の設置などを行っています。また、大規模地震の発生に備えて学校施設の耐震化を進めていますが、施設の経年劣化も進行しています。

児童・生徒の生活習慣や社会性を はぐくみ、基礎学力や体力を育成 するため、学校・家庭・地域が一 体となり、互いに補完し、一人ひ とりの個性と能力に応じた教育体 制(少人数学級等)を整備するこ とが求められています。また、学 校施設の耐震化を早期に進めるこ とが求められています。



(資料:学校教育課)

^{※1} 補助教員とは、よりきめ細やかな学習指導や生活指導を行うために、学級担任を補助する教員のこと。

^{※2} 特別支援学級とは、小中学校で、特別な支援を要する児童・生徒のために設けられる学級。

^{※3} 心の教室相談員とは、市内の各小中学校で、児童・生徒の悩み、不安などを気軽に相談することができ、ストレスを和らげることのできる相談員のこと。

^{※4} 適応指導教室「You・輝」とは、市内の小中学生で種々の事情で登校できない児童・生徒に学習の場を提供し、学習やスポーツなどの活動やカウンセリングを通じて、心の安定や社会性の成熟を図り、学校への復帰を支援する教室のこと。

■ 10年後の地域のすがた

子どもの権利条約に則った教育がめざされ、教育を受ける機会が均等にあり、個人や地域の実情に応じた教育が行われている。学校教育活動に関する情報が適時に家庭や地域に提供され、常に改善に向けた取り組みが行われており、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、補完する中で、児童・生徒の健全な育成や安全の確保に積極的に関わる地域になっている。また、子どもたち一人ひとりに応じ、社会性や基礎的な学力・体力が育成できる教育体制が整っているとともに、学校施設の耐震化などの施設整備も進んでいる。

その結果、地域に良好な人間関係が広が り、児童・生徒は社会性を身につけ、豊か な心をもって、いきいきと育っている。

■市役所の使命

すべての児童・生徒が自分の夢をはぐく み、その実現をめざし、快適で安全に学習 できる学校環境を整備していく。

給食センターの適切な管理運営と、栄養バランスのとれたおいしい給食を安価に提供するとともに、食の大切さを児童・生徒及び保護者に伝えていく。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 学校・家庭・地域との関わりの中で、児童・生徒が自ら学ぶ力をもち、心豊かにいきいきと育っている

指標名	単 基準値			目標値	説明	
1日1米1日	位	本 十世	H22	H25	H29	Dr2.1
学校・家庭・地域の協力により、子ども一人ひとりに学力、体力、社会性、人間性が身についていると感じる市民の割合	%	18.3 (H18)	20.1	21.9	23.8	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 児童・生徒が心身共に健康な状態で、適切な教育を受けている

指標名	単	基準値	_{‡淮値} 目標値			説明
1日1木1口	位	本 十世	H22	H25	H29	DL 93
学校が好き、授業が しいと感じている 童・生徒の割合		85.0 (H18)	90.0	95.0	100.0	学校個別調査により測定。
特別支援学級 ^{※1} 等 援職員配置人数	支人	8 (H19)	10	15	20	障害のある児童・生徒への支援体制の充実度を測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
○子どもを毎日学校に通わせ、学校行事に参加させる。	○児童・生徒の個々の学習状況にあった指導や支援を実施するため、少人数学級の導入を進める。当面は、少人数指導やティームティーチング*2実施のための補助教員*3を配置する。
【個人・家庭】 ○子どもの行動に関心をもち、家庭での学習や正しい生活習慣を身につけさせる。【個人・家庭】	○特別に支援を必要とする児童・生徒のために支援職員を配置し、教育体制を充実させ、共に学び合う環境を整備する。

【関連する項目】

- II 健康、福祉分野《柱2子育て》個別目標⑤障害児は療育支援や統合保育での発達支援を受けている (P-77)
- II 健康、福祉分野《柱3障害者福祉》個別目標②障害者は日常生活の支援を受け、安定した生活を している (P-81)

^{※1} 特別支援学級とは、小中学校で、特別な支援を要する児童・生徒のために設けられる学級。

^{※2} ティームティーチングとは、複数の教員でチームをつくり、児童・生徒の指導に当たる授業形態のこと。児童・生徒の理解度や希望を踏まえたきめ 細かい指導や相談などが可能となる。

^{※3} 補助教員とは、よりきめ細やかな学習指導や生活指導を行うために、学級担任を補助する教員のこと。

[個別目標②] 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの社会性、人間性がはぐくまれている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10 1/4 0	1 <u></u>	- 年	H22	H25	H29	176.71
地域の人にあいさつ する児童・生徒の割合	%	80.2 (H18)	87.0	94.0	100.0	児童・生徒の社会性と、地域との つながりの状況を測定するもの。 学校個別調査により測定。
職場体験学習生徒受 け入れ延べ事業所数	事業所	273 (H18)	300	330	360	学校個別調査により測定。
地域の行事に積極的 に参加している児童・ 生徒の割合	%	69.5 (H18)	79.0	89.0	100.0	児童・生徒と地域とのつながり の状況を測定するもの。 学校個別調査により測定。



市民の役割

- ○地域の子どもたちに目を向け、見守ったり、あいさつ を交わしたりしながら、互いの信頼関係を築く。【個 人・家庭】【自治会】
- ○家庭でも社会性、人間性をはぐくむ。【個人・家庭】
- ○地域や学校で開催される行事やボランティア活動に積極的に参加し、地域の人々や子どもたちとの連帯感を深める。【個人・家庭】
- ○地域の情報を学校に伝え、学校・地域が一体となって、 地域の学校づくりを支援する。【自治会】
- ○職場体験学習の生徒を積極的に受け入れる。【企業】

市役所の役割

- ○保護者や地域の人々に積極的に情報を発信し、地域での問題は地域で取り組めるような体制づくりを推進していく。
- ○学校評議員*4制度を充実させ、より地域に開かれた 学校運営を推進していく。また、各地域の実情に応じ て学校運営協議会*5の設立を今後検討する。
- ○児童・生徒がさまざまな社会体験をすることができるように、ボランティア活動、福祉体験活動、職場体験学習などを推進していく。

【関連する項目】

- IV教育分野《柱2教育環境》個別目標①地域社会が教育に関心をもち、望む教育を受ける環境が整っている(P-125)
- IV教育分野《柱2教育環境》個別目標②子どもが健やかに育つ環境が整い、人間性豊かな子どもたちが育っている(P-126)

^{※4} 学校評議員とは、校長が幅広く意見を聞くため地域住民や保護者などの代表者から選ぶ委員のこと。

^{※5} 学校運営協議会とは、教育委員会が任命する地域住民や保護者などで構成された、学校運営について一定の権限を持つ組織のこと。

[個別目標③] バランスのとれた給食や食育の実施により、子どもたちが正しい食習慣を 身につけ健康に育っている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1末1日	位	本 十世	H22	H25	H29	D(-2)
学校給食がおいしい と感じる児童・生徒 の割合	%	小学校 98.3 中学校 95.7 (H18)	98.0	99.0	99.5	学校給食に満足している児童・生徒の割合を測定するもの。 小学校 2、5 年生と中学校 1 年生を対象にアンケートを実施。
朝食を食べない日がある児童・生徒の割合	%	小学校 7.3 中学校 13.8 (H18)	小学校 0.0 中学校 3.0	小学校 0.0 中学校 2.0	小学校 0.0 中学校 1.0	児童・生徒が正しい食習慣を身 につけているかどうかを、朝食を 摂っているかで測定するもの。 学校個別調査により測定。
学校給食における地 場産物 ^{※1} の割合	%	20.0 (H18)	35.0	35.0	35.0	県内産農林水産物/総延品目数 (調味料を除く)

市民の役割	市役所の役割
 ○安全で多彩な食材を安価に提供する。【企業】 ○地産地消^{*2}の推進や専門家による各種の情報交換など、食育の機会を拡大する。【企業】【教育・研究機関】 ○家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得させる。【個人・家庭】 	○安価で安全な良質食材により献立内容の充実を図るとともに、児童・生徒の発育に不可欠な学校給食を提供する。○学校は、食の健康教育について児童・生徒、保護者も交えて指導を進める。○給食のあり方について、今後検討する。

^{※1} 地場産物とは、当該都道府県産農林水産物のこと。この計画では愛知県内産農林水産物を指す。

^{%2} 地産地消とは、「地域生産一地域消費」を略した言葉で、地域で生産されたものを地域で消費すること。

[個別目標④] 教育を受ける環境が整備され、快適で安全な状態で児童・生徒が学習活動 に取り組んでいる

指標名	単位	基準値		目標値		説明
711 (2) 11	177		H22	H25	H29	170 73
学校施設や設備が整備され、快適で安全な教育環境の中で、児童・生徒が学習していると思う市民の割合	%	28.3 (H18)	31.1	34.0	36.8	市民満足度調査により測定。
学校施設の耐震化率	%	61.8 (H18)	72.7	87.2	100.0	安全な教育環境が確保されているかを測定するもの。 耐震化済棟数/全体棟数



市民の役割	市役所の役割
○地域の中の学校として関心をもち、市民の立場で安全面や環境面で、改善した方がよいと考えられる点について指摘や要請をし、協力する。【個人・家庭】 【自治会】	○大規模地震の発生が懸念されており、早期の学校施設の耐震化を進める。○児童・生徒が快適で安全に使えるよう、学校設備の改修、整備に努める。

【関連する項目】

● I 生活環境、産業分野《柱1防災・地域防犯・交通安全》個別目標①災害への備えが行われている (P-49)



中学校の給食

2 将来にわたって活躍できる人づくり

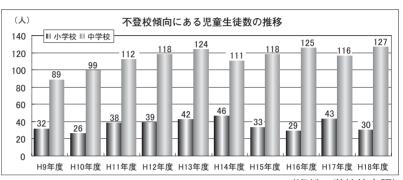
- 教育環境 —

■現状と課題

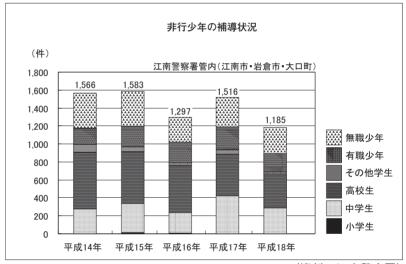
子どもから大人まで、価値観の多様化が進み、生き方や学び方が変化しています。また、家庭や地域における子どもたちを取り巻く環境が変化し、いじめや非行問題、ひきこもりの増加など、児童・生徒が健全に育つ環境も悪化しつつあります。

江南市においても、不登校の児童・生徒の数や非行少年などの補 導件数も年により変動はあるものの、依然高い状況となっています。

子どもから大人まで、生涯にわたって教育を受けることができる環境が求められているとともに、子どもたちが、いじめや非行がなく健やかに育つ環境が求められています。



(資料:学校教育課)



(資料:江南警察署)

■ 10年後の地域のすがた

地域全体で子どもたちを育てる体制が整い、多くの人が地域のために貢献している。 また、子どもから大人まで望むときに望む 教育を受ける環境が整っているとともに、 地域の実情に応じた小中学校に通学できる 教育環境が整っている。

その結果、いじめや非行が減少し、子 どもたちが健全に育っている。そして、 地域全体が魅力と活気にあふれ、地域社 会の活性化の原動力となる新たな人材が 育っている。

■市役所の使命

生涯にわたって学ぶことができる環境を整備し、地域社会に貢献できる人材を育てていく。

いじめや非行のない社会の実現に向けて 相談体制を整えるとともに健全育成のため の啓発を進めて環境を整備する。

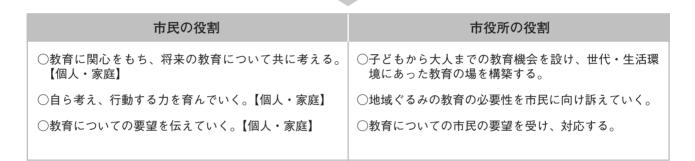
■成果目標と役割分担

[全体目標] 良好な教育環境が構築され、青少年の健全な育成が図られている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
	111		H22	H25	H29	
青少年が健全に育成 されていると感じる 市民の割合	%	30.1 (H19)	31.6	33.1	35.1	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 地域社会が教育に関心をもち、望む教育を受ける環境が整っている

指標名	単			説明		
10 lb. 10	位	五十 世	H22	H25	H29	Dr> 1
子どもから大人まで の教育環境が整って いると感じる市民の 割合	%	35.0 (H19)	36.5	38.0	40.0	知りたいとき、学びたいときに目 的を達成できる環境の整備状況 を測定するもの。 市民満足度調査により測定。



【関連する項目】

● IV教育分野《柱1学校教育》個別目標②学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの社会性、人間性がはぐくまれている (P-121)

[個別目標②] 子どもが健やかに育つ環境が整い、人間性豊かな子どもたちが育っている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
10 1/2 0	157		H22	H25	H29	176.51
不登校の児童・生徒数の割合	%	小学校 0.5 中学校 4.5 (H18)	小学校 0.3 中学校 2.7	小学校 0.2 中学校 2.0	小学校 0.1 中学校 1.5	年間 30 日以上欠席者数/全学年 児童・生徒数
家庭・学校・地域が協力して子どもたちの健全育成のために取り組んでいると感じる市民の割合	%	51.5 (H19)	53.0	54.5	56.5	市民満足度調査により測定。



市民の役割	市役所の役割
 ○家庭の中で、子どもたちの様子を気にかける。【個人・家庭】 ○家庭の中だけで問題を抱えこまず、学校・地域・専門機関などに相談する。【個人・家庭】 ○家庭・学校・地域による連携した取り組みにより、青少年をとりまく環境の浄化と健全育成の啓発活動を推進する。【個人・家庭】【自治会】【市民団体】【教育・研究機関】 	 ○いじめ不登校対策として、適応指導教室「You・輝」*1、心の教室相談員*2、少年センター相談員配置事業の充実を図り、相談を受けやすい体制を整える。 ○地域でのボランティア活動や体験活動の情報提供を行い、青少年の社会性、人間性の育成に努める。 ○放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、学童保育と放課後子ども教室を一体的、あるいは連携した取り組みに努める。

【関連する項目】

- II 健康、福祉分野《柱2子育て》個別目標②家庭での子育て不安が解消でき、育児が楽しくできている (P-76)
- IV教育分野《柱1学校教育》個別目標②学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの社会性、人間性がはぐくまれている(P-121)

^{※1} 適応指導教室「You・輝」とは、市内の小中学生で種々の事情で登校できない児童・生徒に学習の場を提供し、学習やスポーツなどの活動やカウンセリングを通じて、心の安定や社会性の成熟を図り、学校への復帰を支援する教室のこと。

^{※2} 心の教室相談員とは、市内の各小中学校で、児童・生徒の悩み、不安などを気軽に相談することができ、ストレスを和らげることのできる相談員のこと。

生涯を通して能力を伸ばし、 活かせる機会づくり

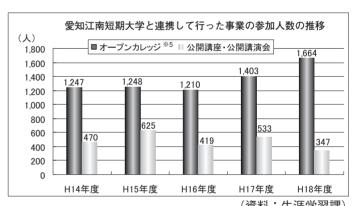
生 涯

■現状と課題

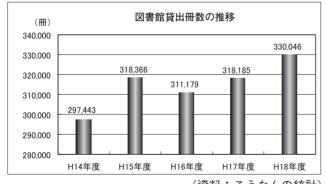
情報化、国際化等の急激な社会変化に伴う生涯学習の意識の変化や社会貢献活動を求める意識が高 まり、どの世代においても生涯学習活動への参加意欲が増大しています。また、核家族化、少子化な どの社会構造の変化により、子育てに悩みや不安を抱える親が増加しており、子育て支援や男女共同 参画社会の形成など、従来の意識を変える社会的な必要性が増してきています。

江南市には、高度な教育研究機能を有する大学などの人的、社会的資源があり、「生涯学習講師人材 バンク*3 や、図書館を拠点とした「点訳・音訳・読み聞かせ・ストーリーテリング*4 など、多彩 な指導者が中心となって市民の生涯学習を支える活動を行っています。また、体育指導委員やスポー ツ振興委員がさまざまなスポーツの普及振興に取り組んでいます。

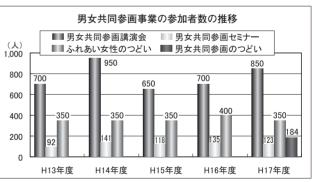
技術や能力を地域のために活かしたいと願 っている人材を、生涯学習やボランティア活 動の講師として活用していくしくみや、生涯 学習講座の受講者が、学んだことを地域の課 題解決に役立てることができるしくみの構築 が望まれています。また、生涯学習講師人材 バンクの活用、大学などと連携したさまざま な学習機会の創出、男女共同参画社会の形成 や支援体制の充実が求められています。



(資料:生涯学習課)



(資料:こうなんの統計)



※男女共同参画のつどいはH17年度から

(資料:生涯学習課)

^{※3} 生涯学習講師人材バンクとは、優れた知識や技能を有している市民を生涯学習の指導ボランティアとして人材登録するしくみのこと。

^{※4} ストーリーテリングとは、話し手が、本を読まずに、話を覚えて聞き手に語り聞かせること。言葉だけによって物語を想像する楽しみを味わい、言 葉の魅力を体感することができる。

^{※5} オープンカレッジとは、大学などの教育機関が、地域住民などに門戸を開き、公開講座などを実施して生涯学習の機会を提供する取り組みのこと。

■ 1 0 年 後 の 地 域 の す が た

市民の生涯学習ニーズに対応し、大学などの教育・研究機関から学習機会や施設などが提供され、スポーツ団体、学習サークルによる市民の自発的な学習活動、ボランティア活動が図書館や公民館、地区の集会所で活発に行われている。男女共同参画が市民に浸透するように、さまざまなメディアを活用した啓発活動や講座・イベントが開催されている。

その結果、多くの市民が生涯にわたり身近な場所で学習やスポーツに取り組み、豊かな社会性と創造性が育っている。また、男女が社会の構成員としてあらゆる分野の活動に対等に参画し、協力する社会となっている。

■市役所の使命

地域の人的、物的資源を活用し、社会変化や時代のニーズにあった生涯学習を支援する。

知識や能力を持つ人がその能力を活かし、活躍できる場を提供する。

生涯学習活動のためのリーダーやボラン ティアの育成を行う。

男女共同参画が市民に浸透するよう、啓 発や学習活動に努めるとともに環境を整備 する。

身近に図書館を利用でき、生涯学習活動 に役立つ資料や情報を入手できるよう図書 館を充実する。

市民がスポーツに気軽に接し、楽しむことができる機会の充実に努める。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 市民が生涯にわたって学習し、その能力を発揮する環境が整っている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
生涯学習活動に参加 している市民の割合	%	19.9 (H19)	21.4	22.9	24.9	市民の生涯学習活動の実施状況を測定するもの。

[個別目標①] 市民が、自発的な学習活動を展開し、生きがいをもった生活を送っている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
ון אוים נ	位	本十 世	H22	H25	H29	Dr9.1
生涯学習講師人材バ ンク ^{※1} 登録者数	人	126 (H18)	150	165	185	講座・教室などの指導者として活動できる人材の数を測定するもの。
愛知江南短期大学と 連携した講座の受講 者数	人	2,011 (H18)	2,100	2,190	2,310	大学のもつ、より高度な学習機能を活かして市と大学が連携して実施したオープンカレッジ※2、公開講座の受講者数を測定するもの。
1人当たりの図書等の貸出点数	₩	3.3 (H18)	4.2	5.1	6.4	図書館を利用した学習活動の状況を測定するもの。 貸出実数/人口



市民の役割

- ○興味のある講座・講演会に参加する。【個人・家庭】
- ○講座・教室などで学んだことを活かすため、リーダー や講師として積極的に活動する。【個人・家庭】
- ○専門的な知識や技能を有する市民が、生涯学習講師人 材バンクに登録するとともに、講座・教室の指導者と して活動する。【個人・家庭】【市民団体】【企業】
- ○大学などの専門機関は、専門的でより高度な機能を広く市民に提供する。【企業】【教育・研究機関】
- ○積極的に図書館を利用するとともに、図書館の催し物 や活動に参加する。【個人・家庭】

市役所の役割

- ○いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習のまちづくりを推進する。
- ○生涯学習についての情報が広く市民に伝わりやすくするための双方向の情報提供の手段を充実する。
- ○社会の変化、時代のニーズに応じた多様な学習メニュー により、講座内容の充実を図る。
- ○大学などの教育・研究機関と連携し、専門的でより高度な学習機会を提供する。
- ○市民が学んだことを活かせる機会・場を提供する。
- ○地域に活かす人材を育成し、活用する。
- ○情報メディアの導入により、図書館の情報提供サービスを充実する。
- ○公共図書館、大学図書館と連携したネットワークにより図書館機能を充実する。
- ○図書館の広域連携や情報メディアの提供を進め、サービス・施設を含めた、図書館機能の充実に努める。

^{※1} 生涯学習講師人材バンクとは、優れた知識や技能を有している市民を生涯学習の指導ボランティアとして人材登録するしくみのこと。

^{※2} オープンカレッジとは、大学などの教育機関が、地域住民などに門戸を開き、公開講座などを実施して生涯学習の機会を提供する取り組みのこと。

[個別目標②] 市民が身近にスポーツを楽しみ、なれ親しんでいる

指標名	単位	基準値		目標値		説明
101570	位	坐 十世	H22	H25	H29	נקיומ
屋内のスポーツ施設 の稼働率	%	84.1 (H18)	85.0	85.0	85.0	市民の屋内スポーツ施設の利用 状況を測定するもの。 体育会館競技場、武道館の剣道場・柔道場、学校体育館の各施設 の稼働率の平均値。
屋外のスポーツ施設 の稼働率	%	29.7 (H18)	33.0	36.3	39.6	市民の屋外スポーツ施設の利用 状況を測定するもの。 市営グランド、蘇南公園多目的 グランド・多目的広場・蘇南グラ ンド・中般若グランド、草井グ ランド、草井芝生広場、テニスコー ト、中学校グランド夜間開放の各 施設の稼働率の平均値。



市民の役割	市役所の役割
○自治会などは、幅広く市民が参加できるようなスポーツ大会やスポーツ教室を開催する。【個人・家庭】【自治会】	○スポーツやレクリエーションの場を提供する。○身近な地域で活動できるよう、各体育施設の整備・充実に取り組む。
○地域のスポーツ団体は、スポーツ大会などに積極的に 参加する。【市民団体】	○体育施設の利用者の利便性を向上させる。
○スポーツやレクリエーションができる施設を提供す る。【企業】	○体育活動を行う団体や指導者を育成する。

【関連する項目】

● II健康、福祉分野《柱4健康づくり》個別目標①自らが疾病予防に取り組んでいる (P-83)

[個別目標③] 男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして参画し、共にその責任を分かち合っている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
ויאויםו	位	坐 十世	H22	H25	H29	נפותם
審議会などにおける 女性委員の登用率	%	18.4 (H18)	25.0	30.0	35.0	法律·条例に基づいて設置されて いる協議会や審議会における女 性の登用率を測定するもの。
男女共同参画講演会 やセミナーなどへの 参加人数	人	1,507 (H17)	1,650 (H21)	1,800	2,000	男女共同参画に対する理解を深めようとする市民の状況を測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○家庭の中で夫婦や親子が、家事や育児を助け合う。	○男女共同参画に関する意識の向上のため啓発活動を
【個人・家庭】	行う。
○「男女共同参画のつどい」などの啓発行事を開催する。	○男女共同参画推進に関する取り組みを市民との協働で
【個人・家庭】【市民団体】【教育・研究機関】	行う。
○区・町内会やPTAにおいて、男女が協力し合い対等に	○市民・学識経験者・市職員などで構成する男女共同参
活動に参加する。【個人・家庭】	画懇話会を開催し効果的な施策のあり方について検討
○子育て中の男女が働きやすい職場環境を整備する。 【企業】	する。

■関連する個別計画

- 江南市生涯学習基本計画(H14~H23)
- 江南市民スポーツ振興計画(H7~)
- 江南市男女共同参画基本計画「こうなん男女共同参画プラン」(H14~H23)

₄4

豊かな、創造性ある文化・ 交流活動の充実

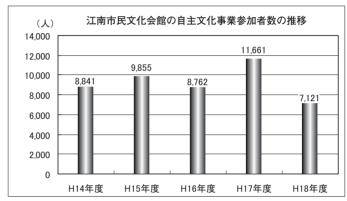
■現状と課題

社会の成熟化やライフスタイルの多様化、地域社会の構造変化などの影響で、生きがいや心の豊かさが重視されるようになってきており、文化活動の場の充実、伝統文化の保存・継承が求められています。また、国際化が進み、外国に対する関心が増えているとともに、日本に在住の外国人も増加し、

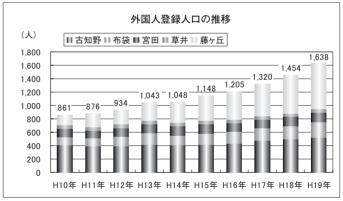
多文化共生*1が課題となっています。

江南市では、市民文化会館などで優れた文化芸術を鑑賞することができ、市民による活動や発表をすることもできます。一方で、伝統文化については、市内に多数残されている文化財を保存保護し、郷土の歴史、文化を伝承することが課題となっています。また、市内在住の外国人は過去10年間で約2倍に増えており、国際交流協会を中心に、多くのボランティアによって多文化共生や支援の取り組みが、行われています。

今後は、市民の要望をとらえた文化事業の 実施、地域の力を活かした文化活動の推進、 伝統文化や文化財の保護意識の高揚、郷土へ の誇りと愛着をもつことのできるまちづくり が求められています。また、外国人も住みや すいまちをめざして、「多文化共生」の実現 のための活動が求められています。



(資料:生涯学習課)



(資料:市民課)

^{※1} 多文化共生とは、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認めた上で、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

■ 10年後の地域のすがた

各種行事に参加したり、優れた文化芸術を鑑賞したりする機会が増え、積極的に文化芸術に親しんでいる。郷土の歴史や文化財の保存などに関心をもった市民・サークルが、主体的に研究活動を行っている。また、「市内在住外国人も同じ江南市民」という多文化共生の意識が浸透し、外国人も社会ルールを守って市民生活を送っている。

その結果、心豊かな文化社会が創造されるとともに、文化財や伝統文化が大切に継承され、郷土を愛する心がはぐくまれている。また、安心して暮らせる「多文化共生のまち」がつくられ、国際的な理解度の深い市民が多くなっている。

■市役所の使命

文化活動が活発に行われるよう、多様な 文化芸術に関する取り組みを進めるととも に、文化団体を支援育成する。

市の歴史を正しく理解するためのセミナー、 講演会を開催するとともに市内に残されてい る歴史資料や歴史民俗資料館の資料を公開し た企画展を開催する。

江南市国際交流協会などとの連携をさら に強め、在住外国人をサポートする取り組 みや多文化共生の取り組みに対する支援を 行う。

世界平和の重要性の認識や国際情勢の理解をさらに市民に浸透させるためのさまざまな国際平和に関する取り組みを進める。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 市民の文化活動や国内外の交流活動が活発に行われ、心豊かな生活を送って いる

指標名	単	単 基準値 目標値		説明		
1日1米1口	位	老 十世	H22	H25	H29	D/C-5/1
文化活動や交流活動 により、心豊かな生活 を送っていると感じ る市民の割合	%	21.5 (H19)	24.5	27.5	31.5	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 市民が文化芸術活動を積極的に行っている

指標名	単	基準値		目標値		説明
1日1东"口	位	坐 十世	H22	H25	H29	97.91
文化芸術活動を行っ ている市民の割合	%	1.3 (H18)	1.4	1.5	1.7	江南市文化協会に加盟する団体 の人数/人口
市民文化会館の稼働率	%	47.8 (H18)	50.8	53.8	57.8	市民文化会館大ホール・小ホール の利用状況を測定するもの。 大ホール・小ホールの稼働率の平 均値。



市民の役割	市役所の役割
○市民文化会館、公民館などを拠点として、文化芸術活動を積極的に行う。【個人・家庭】【市民団体】	○文化芸術活動の場を提供するなど、市民の文化活動を 支援する。
○文化祭や美術展などの文化的催しに参加し、文化や芸 術に身近に触れる。【個人・家庭】	○地域の文化芸術の向上を図るために活動している文化 協会などの団体を育成する。
○「市民まつり」等のイベントに積極的に参加する。 【個人・家庭】【市民団体】【企業】【教育・研究機関】	○多くの市民が参加する美術展・文化祭や公民館フェスタ などを開催し、文化芸術活動の発表の場を提供する。
	○優れた文化芸術の企画・招致を行う。
	○文化芸術活動の情報が市民と双方向に共有できるよう、情報伝達手段の充実を図る。

[個別目標②] 郷土の歴史・文化が正しく理解され、郷土に対する愛着や誇りをもっている

指標名 単		基準値		目標値		説明
月中本で	位	奉 十世	H22	H25	H29	נפיזמ
指定登録文化財の数	件	国 5 県 9 市 92 登録 2 (H18)	国 5 県 9 市 92 登録 2	国 5 県 9 市 92 登録 2	国 5 県 9 市 92 登録 2	現存する文化財を損なうことなく保存継承している状況を測定するもの。
文化財普及事業への 参加者数	人	5,647 (H18)	5,800	5,950	6,150	文化財普及活動への参加状況を、武功夜話セミナー、企画展、講演会などへの参加者数で測定するもの。

市民の役割	市役所の役割				
 ○郷土の歴史文化に関する企画展や講座に積極的に参加する。【個人・家庭】 ○伝統文化が伝わっている地域の住民は、主体的にその保護と継承に伴う活動を行う。【個人・家庭】【市民団体】 ○郷土史研究会などのグループは、郷土史の調査・研究を行う。【個人・家庭】【市民団体】 	○伝統文化の保護と継承に努める。○市民や歴史民俗資料館が所蔵する歴史資料を活用した企画展を開催する。○郷土の歴史が正しく理解されるよう啓発活動を行う。				

[個別目標③] 世界平和の重要性が認識され、在住外国人も安心して暮らしている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1末1	位	本 十世	H22	H25	H29	D(-51
江南市国際交流協会 の事業(多文化共生**1 事業)に参加する外国 人の数	人	220 (H18)	280	360	500	多文化共生に対する意識の度合いや、その受け入れ環境の充実度 を測定するもの。
江南市国際交流協会 の事業(多文化共生事 業)に参加する日本人 の数	人	1,800 (H18)	2,000	2,500	3,000	多文化共生に対する意識の度合いや、その受け入れ環境の充実度 を測定するもの。
世界平和を願うパネ ル展の来場者数	人	1,198 (H18)	1,300	1,400	1,500	市民の世界平和に対する関心の 度合いを測定するもの。



市役所の役割

- ○多文化共生事業などに参加し、相互理解を深める。 【個人・家庭】
- ○多文化共生の実現のため、国際交流協会などの活動を 通じ、在住外国人の支援を行う。【市民団体】
- ○世界平和に関する催しに参加し、理解を深める。【個人・家庭】【企業】
- ○世界平和の重要性や多文化共生の必要性を啓発する。
- ○多文化共生社会の実現をめざし、情報の提供や生活相 談など、在住外国人に対する支援を行う。
- ○国際交流協会を始めとした、多文化共生を進める団体 の活動を支援する。

【関連する項目】

● I 生活環境、産業分野《柱3市民生活》個別目標②身分等が正確に記録・管理され、市民は窓口サービスを迅速に受けている (P-57)

■関連する個別計画

● 江南市生涯学習基本計画(H14~H23)

^{※1} 多文化共生とは、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認めた上で、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。



安良の棒の手

V

経営、企画分野

市民と市役所との信頼関係のもとに協働型社会が構築されており、限られた経営資源の中で最大の成果を実現し、効率的で公平かつ適正な行財政運営が行われている。

〕地域協働の推進【地域経営】

市民と市役所が連携・分担・協働により課題解決を図り、協働型社会の実現に向け協力し合っている。

2 戦略的な行政経営の推進【行政経営】

新しい経営のしくみの定着、職員能力の発揮、戦略的な政策展開や資源配分、 健全な財政運営などにより、限られた経営資源で最大の成果を実現している。

3 公平かつ適正な課税・収納【課税・収納】

市民は納税意識が高く、税負担が公平かつ適正であると感じ、納税義務を果たしている。

4 効率的かつ円滑な事務管理の推進【行政事務管理】

効率的かつ円滑な事務管理が実施され、公平かつ適正な行政が行われている。

5 より開かれた適切な議会運営への支援【議会運営への支援】

より開かれた適切な議会運営により活発な議論が行われている。

地域協働の推進

経 妣 域 堂

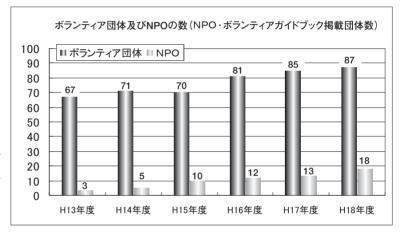
■現状と課題

人々の意識や価値観は、経済的な豊かさや生活の利便性を重視する姿勢から、主体的で個性的な生 き方を通じて、生活を楽しみ、生活の質を高めようとする方向へと移り変わってきています。このよ うに、社会が成熟し、価値観やライフスタイルが多様化することにより、地域課題や市民ニーズが多 様化・複雑化しています。

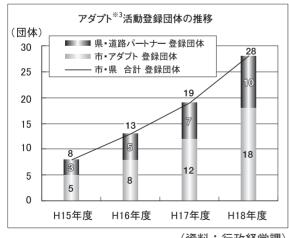
江南市でも、地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化しており、市役所だけでは的確に対応するこ とが難しくなっていくことが予想されます。一方、市民の自治意識や地域社会づくりへの参加意識は 高まってきており、市民がまちづくりに参加したり、市役所と協働して地域社会づくりを進めるなど、

新たな住民自治を求める動きが起きて います。

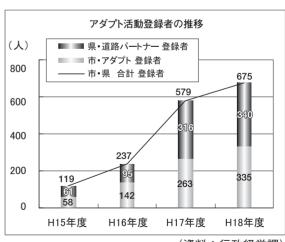
今後は、きめ細かく組織されている 自治会を中心に、新たに、ボランティ ア、 NPO^{*1} 、コミュニティビジネス*2の創出や活性化により、市民や地域の 抱える課題を地域の構成員が協力し合 って地域の中で解決する協働型の社会 を構築することが求められています。



(資料:NPO・ボランティアガイドブック)







(資料:行政経営課)

^{※1} NPOとは、Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進 法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

^{※2} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら 「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

^{※3} アダプトとは、公園や道路などの公共施設を「里子」と見立て、それらを利用する市民が「里親」となり「里子」(公園や道路)の世話(清掃や植 生管理)を行うこと。

■ 10年後の地域のすがた

市民(個人・家庭)、自治会、市民団体、企業、教育・研究機関と市役所との信頼関係のもと、市の将来のすがたや目標を共有するとともに、それぞれの得意分野で、連携・分担・協働により、地域課題の解決を図りながら、その実現に向けて協力し合っている。

その結果、地域課題や市民ニーズに対して、地域のさまざまな主体によってきめ細かく対応がされ、地域全体で地域の価値を 高めて市民が満足している。

■市役所の使命

協働型社会への転換を図るため、市民が 地域づくりの主役となり市役所が調整役と なるしくみを構築する。またそのために、 ボランティア団体などのネットワーク化を 図るとともに、地域情報センターなどの公 共施設や地域の集会場を市民活動の拠点や 情報交換の場所として整備する。

自覚と責任を持った住民自治を確立する ため、地域社会の発展に貢献できる人材育 成を支援する。また、市民と市役所の役割 を明確にし、市民ニーズの把握や情報提供 を行う。

■ 成果目標と役割分担

[全体目標] 地域全体で将来の目標を共有し、協働で取り組むことにより、地域の価値が 向上している

	指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
地	ランティア活動や 域活動への参加意 のある人の割合	%	46.6 (H18)	55.0	63.0	70.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標1] 市民が地域社会の担い手になっている

指標名	指標名 単 位			目標値		説明
10 10%	1立	基準値	H22	H25	H29	100.51
ボランティア団体及 びNPO ^{※1} の数	団体	105 (H18)	150	175	200	地域協働の担い手となるボランティア団体及びNPOの数を測定するもの。 ボランティアガイドブックに掲載されている団体の数。
アダプト ^{※2} 制度の登 録割合	%	0.67 (H18)	2.0	4.0	6.0	地域で道路や公園などの管理に携わる市民の割合を測定するもの。 アダプト制度 登録者数/人口
地縁団体 ^{※3} の組織数	団体	33 (H18)	41	48	55	公会堂などの区有財産を保有し、 地域に密着した活動を行う団体 の数を測定するもの。



市民の役割

- ○市の施策・事業への積極的な参画・協働をする。【個人・家庭】【自治会】【市民団体】【企業】【教育・研究機関】
- ○地域活動やボランティア活動に積極的に参加する。 【個人・家庭】【自治会】【市民団体】【企業】【教育・ 研究機関】
- ○地域活動や市民活動に地域情報を積極的に活用する。 【個人・家庭】【市民団体】
- ○地域課題を解決するための公益的活動を行うNPOやコミュニティビジネス^{※4}を立ち上げる。【個人・家庭】 【市民団体】
- ○地縁団体の設立に積極的に協力し、区有財産の管理など安定的・活発な自治会運営を行う。【個人・家庭】 【自治会】

市役所の役割

- ○市民活動センターなどボランティア、NPOの活動拠点を整備する。
- ○市民協働のグループ立ち上げや活動を支援する。
- ○協働ガイドラインを策定する。
- ○ボランティア、NPOなどの参画・協働が必要な分野、 業務の情報を提供する。
- ○コミュニティビジネスを営めるような NPO などを育成する。
- ○地域の公園・道路・河川などに愛着をもたせ、環境美化に対する意識の高揚を図るとともにアダプト活動の 支援をする。
- ○区・町内会が進んで地縁団体の設立ができるよう相談 体制を充実するとともに情報を提供する。
- ○新たな地域自治のしくみをつくる。

^{※1} NPOとは、Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

^{※2} アダプトとは、公園や道路などの公共施設を「里子」と見立て、それらを利用する市民が「里親」となり「里子」(公園や道路)の世話(清掃や植生管理)を行うこと。

^{※3} 地縁団体とは、正式には「地縁による団体」といい、町内会や自治会など町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に 基づいて形成された団体のこと。

^{※4} コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野《柱4産業振興・雇用就労》個別目標②コミュニティビジネスが活発に起業され、地域のニーズに合ったサービスが地域で供給されている(P-60)
- Ⅱ健康、福祉分野《柱6生活支援・福祉活動》個別目標①生活困窮者や被災者が支援を受け、自立している(P-90)
- II 健康、福祉分野《柱6生活支援・福祉活動》個別目標②社会福祉関係団体などが地域の福祉活動 を積極的に行っている(P-91)
- II 健康、福祉分野《柱6生活支援・福祉活動》個別目標③生活困窮者や高齢者などは、民生委員等の支援を受け、問題を解決し、安定した生活をしている(P-91)
- Ⅱ健康、福祉分野《柱6生活支援・福祉活動》個別目標④地域住民が地域福祉活動や学習活動を積極的に行っている(P-92)
- Ⅲ都市生活基盤分野《柱2道路》個別目標①道路などの財産が適切に管理され、快適に利用している (P-99)

[個別目標②] 地域内の情報を共有し、市政に理解と関心を深めている

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
市ホームページのア クセス件数	件	309,105 (H18)	340,000	370,000	400,000	どのくらいの市民がホームページから情報を得ているかを測定するもの。
広報を読んでいる市 民の割合	%	86.3 (H19)	88.0	89.0	90.0	どのくらいの市民が広報から情報を得ているかを測定するもの。 市民満足度調査により測定。
「市長への手紙」「市 政へのアイデア・提 案」の投書件数	件	268 (H18)	400	450	500	市政に対する意見や要望の数を 測定するもの。

市民の役割 市役所の役割 ○ボランティア団体、NPOなどは、それぞれの活動内 ○ボランティア団体のネットワーク化や地域情報の共有 容などの地域情報を受発信し、地域内の情報を共有す 化を支援する。 る。【個人・家庭】【市民団体】 ○情報を共有するため、市民団体の活動内容などの地域情 ○市政に対して関心をもち意見をいう。【個人・家庭】 報を広報・ホームページで紹介するコーナーを設ける。 【自治会】【市民団体】【企業】 ○見やすくわかりやすい広報やホームページにより、積 ○地域情報を市役所へ連絡する。【個人・家庭】【自治会】 極的な情報提供に努める。 【市民団体】 ○市民の声を聞くための「市長の手紙」などの広聴制度 ○日ごろから広報を読む。【個人・家庭】 を充実する。 ○広報編集についての良きアイデア・アドバイスを行 う。【個人・家庭】【市民団体】【企業】

_柱2

戦略的な行政経営の推進

— 行政経営—

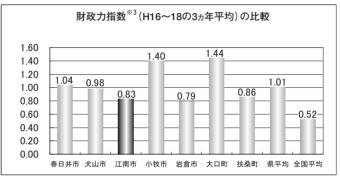
■現状と課題

地方分権の進展や三位一体改革**1などにより、地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化する中、健全で持続可能な財政基盤を確保し、国や県に頼らず自らの判断で地域の実情に合った政策展開を図ることが

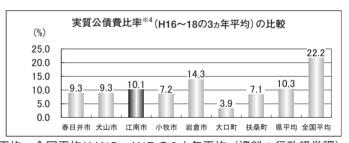
求められるなど地方公共団体の役割が増大しています。

江南市においても、厳しい財政状況の中、地方分権の進展に伴う役割の増大、市民ニーズの多様化・複雑化に対応するため、市役所の各組織がめざすべき展望や目標、使命を明確にし、効率的で効果的な業務執行が実現できる新しい経営のしくみ(ニュー・パブリック・マネジメント**2)の構築に取り組んでいます。 **県

今後は、新しい経営のしくみを定着させ、 自己決定と自己責任による政策展開、持続可 能な財政基盤を確保することが求められてい ます。また、能力とリーダーシップを兼ね備 えた人材を育成するとともに、あらゆる視点



※県平均、全国平均はH15~H17の3カ年平均(資料:行政経営課)



から改革に挑戦する職員の意識づくりが ※県平均、全国平均はH15~H17の3カ年平均(資料:行政経営課) 求められています。

■ 10年後の地域のすがた

市役所の各組織が、最大の成果を実現する ため、明確な目標をもち、限られた経営資源 を活用して行政運営を行っている。また、職 員が常にチャレンジ精神を持ち、最大限の力 を発揮している。

その結果、限られた経営資源の中で、最大 の成果を実現し、市民が市役所を信頼してい る。持続可能な財政基盤が確保されている。

■市役所の使命

市役所の各組織が、展望や目標を共有し、 使命を明確にして、与えられた経営資源を活 用して最大の成果をあげる経営のしくみの構 築に力を入れる。そして、それを実現でも人 経営能力とリーダーシップを兼ね備えた人材 を育成するとともに「やる気」を喚起する人 事システムを構築する。また、住民説明会や パブリックコメント*5など市民の声を聞く機 会を充実させ、施策の展開や資源配分に反映 させる。

^{※1} 三位一体改革とは、国と地方自治体の行財政システムに関する3つの改革のこと。「国庫補助負担金の縮減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を一体的に行うことにより、地方自治体が自主財源をもつことで政策的自由度を広げる一方、補助金や交付税への依存度を下げて地方自治体の財政的自立を促すことを目的としている。

^{※2} ニュー・パブリック・マネジメントとは、民間企業における経営の理念や手法、成功事例などを、可能な限り行政現場へと適用することにより、行政部門の効率化・活性化を図ることをめざした、新しい行政経営のあり方やしくみ。

^{※3} 財政力指数とは、地方自治体の財政力の強さを測る尺度であり、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で確保できるかを表すもの。この指数が1を下回るということは、自力で確保できる財源が不足していることを意味しており、財政力は強いとはいえない。

^{※4} 実質公債費比率とは、一般財源をどれくらい公債費(借入金の返済)に充当しているかを表すもので、下水道などの公営企業債の返済に充てられた 繰出金なども債務として算定した財政構造の弾力性を示す新しい指標。一般には、この割合が、18%以上となると地方債の許可の制限を受ける。

■成果目標と役割分担

[全体目標] 限られた資源の選択と集中により、市民満足度の高い行財政運営が行われている

指標名	単	基準値		目標値		説明
月中末七	位	本十 世	H22	H25	H29	נקיים
基本計画に掲げられ た目標値の平均達成率	%	_	100.0	100.0	100.0	江南市戦略計画基本計画の目標 が達成されたかどうかを測定す るもの。
部門の戦略計画に掲 げられた目標値の平 均達成率	%	_	100.0	100.0	100.0	江南市戦略計画部門の戦略計画 の目標が達成されたかどうかを 測定するもの。

[個別目標①] 市役所の簡素化・効率化が図られ、市民ニーズに応えている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
July I	1 <u>v</u>	W-112	H22	H25	H29	150.51
事務事業が改善された割合	%	65.2 (H18)	100.0	100.0	100.0	市役所の事務事業がどのくらい 改善(住民サービスの向上、事務 の効率化など)されたかを測定す るもの。 実際に改善した事業数/事務事 業評価 ^{※6} にて改善提案をした事 業数
住民説明会の参加人数	人	1,456 (H17)	1,600	1,800	2,000	行政運営に対する理解と信頼感 を深めるための意見交換の場に 参加した人の数を測定するもの。
広域行政事業数	事業	8 (H18)	10	12	13	規模の拡大により住民サービス の向上、事務の効率化などを図る ことができる広域行政が推進さ れているかを測定するもの。



市役所の役割

○パブリックコメントで意見を提出する。【個人・家庭】

市民の役割

- ○住民説明会に参加する。【個人・家庭】
- ○市役所がどのような行政経営をしているかに関心をもち、さまざまな機会を通じて意見を述べる。【個人・家庭】【自治会】【市民団体】【企業】【教育・研究機関】
- ○近隣市町と連携して行われる事業に積極的に参加する。【個人・家庭】
- ○市民志向·成果主義·市場原理の活用*7·組織の簡素化といったニュー・パブリック・マネジメントに基づく 行政経営システムを推進する。
- ○住民説明会やパブリックコメントなど市民の意見を聞く機会を設け、情報を共有化する。
- ○各事業の共同化など、広域的に実施することが適切・ 効果的なものについて、近隣市町と積極的に広域化を 進める。
- ○近隣市町と連携して行われる事業において、市民が参加しやすい魅力ある事業を実施する。

^{※5} パブリックコメントとは、市が計画や条例などを策定したり変更したりするときに、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民の皆さんから募集する手続きのこと。

^{※6} 事務事業評価とは、市役所で実施しているすべての事務事業について、その成果目標の達成状況を把握し、業務の改善、今後の施策の展開に向けての意思決定に活かすもの。

^{※7} 市場原理の活用とは、民間活力・競争原理を導入し、より質の高いサービスの提供をめざすこと。

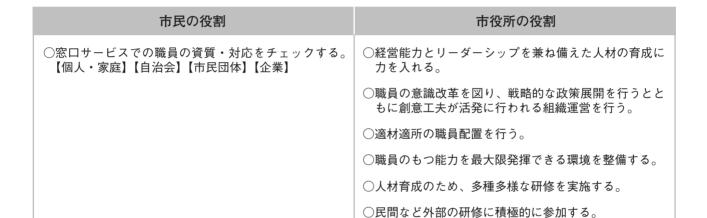
[個別目標②] 計画的で健全な財政運営が行われている

指標名	単位	基準値	上 _{淮 佑} 目標値			説明
7日1示1口	位	奉 午胆	H22	H25	H29	こん・シュ
経常収支比率(単年度)	%	86.0 (H18)	83.0	80.0	75.0	税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを表すもので、財政構造の弾力性を示す指標。70%から80%が適当であるといわれている。
実質公債費比率 (前3年度平均)	%	10.1 (H18)	10.0	10.0	10.0	一般財源をどれくらい公債費(借入金の返済)に充当しているかを表すもので、下水道などの公営企業債の返済に充てられた繰出金なども債務として算定した財政構造の弾力性を示す新しい指標。一般には、この割合が、18%以上となると地方債の許可の制限を受ける。
財政力指数(単年度)	_	0.91 (H19)	0.92	0.95	1.00	地方自治体の財政力の強さを測る尺度であり、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で確保できるかを表すもの。この指数が1を下回るということは、自力で確保できる財源が不足していることを意味しており、財政力は強いとはいえない。

市民の役割	市役所の役割
○市の財政事情をよく理解する。【個人・家庭】【自治会】 【市民団体】【企業】○市の財政状況に関心をもち理解を深める。【個人・家庭】【市民団体】【企業】	○限られた財源の中、選択と集中により事業を展開する。○中長期的展望に立った財政見通しを行い、予算を効率的に配分する。○適切な予算編成及び予算執行に努める。○既存の枠にとらわれない新たな財源の確保に努める。○財政状況をわかりやすく公開する。

[個別目標③] 職員自ら資質の向上を図り、政策形成とマネジメント能力をもった職員が 育っている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1示口	位	本 十世	H22	H25	H29	D(-51
政策形成とマネジメント能力をもった職員を育てる研修などの職員1人当たり平均受講回数	回	0.9 (H18)	1.0	1.0	1.0	職員の政策形成とマネジメント 能力が育成されているかを研修 の平均受講回数で測定するもの。 研修等の延べ受講回数/職員数
自己啓発をしている 職員の割合	%	33.6 (H18)	40.0	50.0	60.0	資質の向上をめざしている職員の割合を測定するもの。 自己申告書で自己啓発をしていると書いた職員数/職員数
成果目標を意識して、 仕事に取り組んだり、 業務の改善を心がけ ている職員の割合	%	69.0 (H18)	80.0	90.0	100.0	職員へのアンケートにより測定。



■関連する個別計画

- 江南市行財政構造改革「集中改革プラン」(H17~H21)
- 江南市人材育成基本方針(H19~H21)
- 江南市特定事業主行動計画(H17~H21)
- 職員研修計画 (毎年度)

3 公平かつ適正な課税・収納

─ 課税・収納 ─

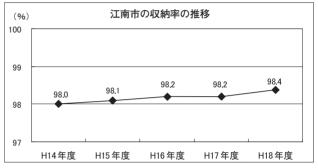
■現状と課題

景気は回復傾向にあり、雇用・所得環境は緩やかに改善されてきていますが、雇用形態の多様化、人口

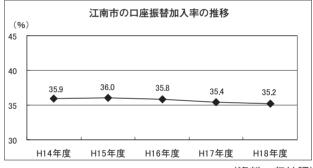
構造の変化や税制改正などにより、低所得者や高齢者層の納税者の増加が見込まれています。また、三位一体改革*1による国から地方への税源移譲が実施されるなど、市税を取り巻く状況が急速に変化していることに伴い、納税者の市税に対する関心が高まっています。

江南市においても、少子高齢化が進み、社会保障費**2などが増大しており、税収の安定的確保がいっそう重要となります。

今後は、公平かつ適正な課税を行うとともに、税の目的やしくみをわかりやすく説明することにより、市民が理解し納得して納税できるようにすることが求められます。また、ライフスタイルの変化にあわせた納付手段の確保や納税の公平性を確保するための適正な滞納整理により、積極的に納税義務を果たすことができる社会が求められます。



(資料:収納課)



(資料:収納課)

■ 10年後の地域のすがた

税の目的やしくみがわかりやすく説明され、公平かつ適正な課税・収納が行われている。

その結果、市民は、納税意識が高く、税 負担が公平かつ適正であると感じ、納税の 義務を果たしている。

■市役所の使命

公平かつ適正な課税・収納のための専門 的知識を持った職員を育成し、適正な課 税・収納事務を行う。また、滞納整理体制 の強化や納付機会の拡大などにより、収納 率の向上を図る。

^{※1} 三位一体改革とは、国と地方自治体の行財政システムに関する3つの改革のこと。「国庫補助負担金の縮減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を一体的に行うことにより、地方自治体が自主財源をもつことで政策的自由度を広げる一方、補助金や交付税への依存度を下げて地方自治体の財政的自立を促すことを目的としている。

^{※2} 社会保障費とは、一般歳出における医療や年金、介護、生活保護などの社会保障分野の経費。

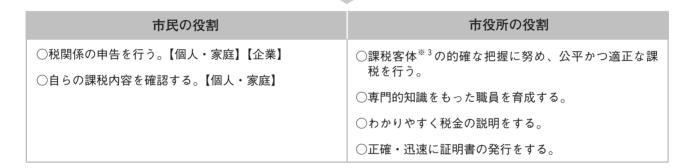
■成果目標と役割分担

[全体目標] 市民は納税意識が高く、税負担が公平かつ適正であると感じている

	指標名	単	基準値		目標値		説明
	וייאויםנ	位	本十 世	H22	H25	H29	₽)C->1
税·収	公平・適正に課納されているとている市民の	%	37.0 (H19)	40.0	50.0	60.0	市民満足度調査により測定。

[個別目標①] 市民は、公平かつ適正な課税がされていると感じている

指標名	単	単			説明	
1日1末1口	位	坐 十世	H22	H25	H29	נפיזמ
返戻納付書の件数	件	10 (H19)	4	2	0	公平かつ適正な課税がなされて いるかを、課税修正などにより納 付書が戻された件数で測定する もの。



[個別目標②] 公平かつ適正な税負担を感じ、自主的に納税を行っている

指標名	単	単 基準値 目標値 日標 値				説明
月日本日	位	坐 十世	H22	H25	H29	נקיומ
収納率 (市税現年度課税分)	%	98.4 (H18)				収納された額/収納すべき額
口座振替加入率	%	35.2 (H18)	36.0	38.0	40.0	口座振替加入者数/納税者数

市民の役割	市役所の役割
○市民は税の目的やしくみを理解し、期限内に納税する。 【個人・家庭】【企業】	○納税者の利便を図るため、休日でも納税相談や納付で きる日曜市役所をPRし、納税意識を高める。
○口座振替を活用し、自主納税する。【個人・家庭】 【企業】	○滞納管理システムを導入することにより、徴収事務の 効率化を図る。
	○口座振替制度の利用しやすい環境の整備や加入手続き のPRにより、収納率の向上を図る。
	○コンビニ収納などにより納税しやすい環境を整備する。

^{※3} 課税客体とは、租税を賦課する対象となる物、行為、事実のこと。例えば、固定資産税の場合は土地や家屋などの固定資産が課税客体となる。

4 効率的かつ円滑な事務管理の推進

— 行政事務管理—

■現状と課題

地方分権の進展により、条例等の制定や改正など、地方公共団体の法務事務は増加しています。また市民は、地域自治の主権者・納税者として、市政に対して高い関心をもつようになってきています。 高度情報化社会の到来を受けて、電子自治体の早期実現に向けた取り組みが進められる一方、個人情報保護に対する市民の不安も高まっています。

江南市においては、複雑化する法務事務、文書事務への対応や情報公開に対する公文書などの適正な管理が課題となっています。一方、市民意向調査*1では江南市民の68.8%の方がインターネットに接続しており、市役所においてもインターネットなどを活用した住民サービスの提供が必要となるとともに、情報化の推進による個人情報保護や情報セキュリティ対策が課題となっています。

今後は、政策法務などに関する専門知識をもった職員の育成、行政の透明性を高める情報公開、公平かつ適正な事務執行を徹底することにより、より効率的かつ円滑な事務管理を推進することが求められています。また、電子申請などの質の高い住民サービスを提供する電子自治体の実現を図るとともに、個人情報保護や情報セキュリティ対策等の安全対策が必要となっています。

■ 10年後の地域のすがた

個人情報保護のもと、わかりやすい情報公開が行われている。また、ITなどを活用し、効率的かつ円滑に事務が執行されている。

その結果、公平かつ適正な事務管理が行われ、市民は市役所を信頼している。

■市役所の使命

行政の透明性の確保と説明責任の遂行のため、適正に市政情報の公開を行う。また、電子自治体の推進を図るため、ITを活用したシステムの導入を進めるとともにセキュリティ研修などを実施して情報セキュリティ対策、個人情報保護の徹底を図る。

金融情勢の変化を的確に把握し、公金^{※2} の安全かつ有利な運用に努めるとともに、 適正な出納審査に努める。

適正な行政運営のための監査を行うことにより、市役所に対する市民の信頼を確保する。

■ 成果目標と役割分担

[全体目標]適正な事務管理及び資産の管理・運用により、市民は市役所を信頼している。

指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	説明
市役所の事務が、効率 的かつ適切に行われ ていると感じる市民 の割合	%	53.5 (H19)	60.0	65.0	70.0	市民満足度調査により測定。

^{※1} 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査(平成18年4月実施)。

^{※2} 公金とは、市が保有し保管する金銭のこと。

[個別目標①] 効率的かつ円滑に業務が実施され、わかりやすい情報の提供により開かれ た市政が行われている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
11 12 1	11/	<u> </u>	H22	H25	H29	150 53
情報公開制度 ^{※3} に基 づく非開示件数	件	0 (H18)	0	0	0	情報の公開を積極的に進めてい ることを測定するもの。
個人情報の漏洩件数	件	0 (H18)	0	0	0	個人情報が安全に守られている かを測定するもの。
電算化した業務数	件	54 (H18)	1	1	1	住民サービスの向上、事務の効率 化のための電算化が進んでいる かを測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○情報公開請求を行う。【個人・家庭】【市民団体】 【企業】	○積極的に情報公開制度の普及に努めるとともに市民に 情報の提供を図る。
○個人情報保護が適切に行われているか監視する。【個人・家庭】【市民団体】【企業】 ○インターネットを活用して電子申請・届出や施設予約などを行う。【個人・家庭】【市民団体】【企業】	○個人情報保護に努め、その重要性を啓発する。○法務事務、文書事務に卓越した職員を育成する。○電算システムなどを安全かつ適切に運用する。
	○市民の利便性向上と事務効率の推進が可能なシステム の構築・導入に努め、電子自治体の早期実現を図る。

[個別目標②] 資産が適正に管理・運用され、有効に活用されている

指標名	単位	基準値		目標値		説明
1日1本7口	位	坐十世	H22	H25	H29	ניפיזעם
普通財産 ^{※4} に占める 未利用地の割合	%	9.2 (H18)	8.3	7.9	7.9	資産が有効に活用されているか を測定するもの。 未利用地面積/普通財産面積
歳計現金の有利子運用の割合	%	32.0 (H18)	1	1		歳計現金(市の歳入・歳出に属する現金)が安全かつ有利に運用されているかを測定するもの。 国債等の有利子運用額/6 月末の歳計現金総額

市民の役割	市役所の役割
○公共工事などの入札及び契約が法令などの規定に準拠して適正に執行されているか監視する。【個人・家庭】【市民団体】【企業】○地域で利用している場所については、地域で管理する。 【個人・家庭】【自治会】	○市有財産を適正に管理するとともに、有効活用を図る。○経済・市場動向を把握し、柔軟な対応をすることで、安全かつより有利な資産運用を図る。○適正な入札や工事の検査を行う。
	○適正な出納審査を行う。

^{※3} 情報公開制度とは、市が保有する情報について、市民の公開請求に基づき公開したり、市の判断で市民への提供が必要とされる情報を公表したりすること。

^{※4} 普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産のこと。行政財産は、市役所の庁舎・学校など、事務又は事業を行うために直接使用される財産であり、原則、貸付、売却等が禁止されているのに対し、普通財産は間接的に行政執行に寄与するものであり、貸付、売却等が可能である。

[個別目標③] 各種行政委員会* つの事務が適正に行われ、市民の信頼が得られている

指標名	単位	其淮值	基準値 目標値		説明	
161赤石	位	本 十世	H22	H25	H29	D(-0.1
市長·市議会議員選挙 投票率	%	市長 60.2 市議 60.2 (H19)		(H23) 市長 65.0 市議 65.0	(H27) 市長 65.0 市議 65.0	市政に関する市民の関心の高さ を選挙投票率で測定するもの。
決算審査 ^{※2} における 意見等指摘件数	件	6 (H18)	0	0	0	予算執行が適正に行われている かを監査委員の指摘件数により 測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
○市政に関心をもち、投票を行う。【個人・家庭】	○各種行政委員会の事務局と連携し、適正な事務を行う。
	○監査などを厳格に実施することにより事務執行が適正 に行われるようにする。
	○専門的知識を有する者を活用するなどして、監査の充 実を図る。

-

^{※1} 行政委員会とは、政治的中立性を必要とする行政を推進するため、一般の行政事務から独立した権限を行使するために設置される機関。教育委員会、 選挙管理委員会等があるが、ここでいう行政委員会は、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会である。

^{※2} 決算審査とは、1年間の予算が適正に執行されたかどうかを監査委員が客観的な立場から審査すること。

45

より開かれた適切な議会運営への支援

- 議会運営への支援 -

■現状と課題

地方分権の進展により、地方公共団体の自主性・自立性の確保が強く求められ、二元代表制**3の下で、地方議会の機能強化が求められています。そのため、議会の果たすべき役割もこれまで以上に重要となってきています。

このような時代に対応するため、江南市議会においては、平成17年11月に議会改革検討委員会が設置され、議会の機能強化、議会運営の改善などについて協議が行われています。

今後、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての執行機関の監視機能や政策立案機能のいっ そうの充実、強化とより市民にわかりやすい開かれた議会運営が求められています。

このような議会からの要請に的確に対応できる議会事務局の体制づくりが必要となっています。

■ 10年後の地域のすがた

議会事務局は、的確な議会運営の支援を 行い、議会は、議事機関としての機能を適 切に果たし、市民にわかりやすい開かれた 活力ある議会運営を行っている。

その結果、市民は、議会の審議等により、 市の施策、事業の経過や進捗状況を把握で き、市政に関心をもっている。

■市役所の使命

議事機関としての議会の機能が適切に果たされるため、議会や議員活動を支援する。

議会事務局職員の専門性を高め、議会からの要請などに的確に対応できる体制づくりに努める。

積極的に市民へ議会情報等を提供することなどにより、市民にわかりやすい開かれた議会運営への支援をする。

^{※3} 二元代表制とは、地方公共団体の長と議会の議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度のこと。首長、議会がともに住民を代表するという制度になっている。

■ 成 果 目 標 と 役 割 分 担

[全体目標]より開かれた議会の実現とわかりやすく親しまれる議会運営が行われている

指標名	単	基準値		目標値		説明
1日/赤-口	位	坐 十世	H22	H25	H29	助(う)
議会活動が市民にわかりやすく説明されていると感じる市民の割合	%	18.6 (H19)	1	/	1	市民満足度調査により測定。

市民の役割	市役所の役割
○議会活動に対して常に関心をもつように努める。【個 人・家庭】【自治会】【市民団体】【企業】	○議会の議事運営が適切な手続きで行われるよう支援 する。
	○議員活動を行う上で、必要な情報の提供を行い、議員 活動の充実が図られるよう支援する。
	○議会事務局の職員の専門性を高め、議会からの要請な どに対して的確に対応できる体制づくりに努める。
	○ホームページなどを活用し、積極的に議会情報等を提供することにより、議会及び議員の活動に対する市民の関心を高める。

巻末資料

- 1. 成果目標一覧
- 2. 江南市戦略計画の進行管理について
- 3. 策定体制・策定経過
- 4. 江南市戦略計画策定会議
- 5. 江南市戦略計画市民会議
- 6. 江南市戦略計画審議会
- 7. 市民意向調査・市民満足度調査・パブリックコメント・住民説明会
- 8. 第4次江南市総合計画の成果と達成状況

1. 成果目標一覧

I 生活環境、産業分野

柱	目標	指標名	単位	基準値		目標値		掲載				
	番号	1日/赤-口	+12		H22	H25	H29	ページ				
1 防災・地域防犯・交通安全	全体	犯罪や災害への不安が少ないと感じる市民の割合	%	45.1 (H19)	50.0	55.0	60.0	P-48				
		非常持ち出し品や食糧などを準備している市民の 割合	%	14.4 (H18)	30.0	40.0	50.0					
	個別①	防災用資機材助成の申請率	%	83.8 (H18)	90.0	95.0	100.0	P-49				
		危機管理体制が整い、安心して暮らしていると感じ る市民の割合	%	25.4 (H19)	30.0	40.0	50.0					
	個別②	犯罪発生件数	件	1,850 (H18)	1,600	1,410	1,160	P-50				
	圖加定	地域安全パトロール実施率	%	59.2 (H18)	80.0	90.0	100.0	7 30				
	個別③	交通事故発生件数(人身事故)	件	698 (H18)	640	580	500	P-50				
2 消防•救急	全体	火事や事故などの災害発生時には、迅速に消火・ 救急・救助活動が行われ、安心して暮らしていると 感じる市民の割合	%	42.1 (H18)	45.0	50.0	60.0	P-51				
		消防団員(水防団員)の充足率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0					
	個別①	個別①	個別①	個別①	消防水利の整備率	%	82.2 (H18)	84.1	85.5	87.4	P-52	
		救急救命士有資格者数	人	13 (H18)	16	16	16					
		防火管理者の選任率	%	66.4 (H18)	73.1	77.1	82.4					
	個別②	個別②	個別②	個別②	個別②	危険物施設の立入検査改善施設指示率	%	24.9 (H18)	20.0	15.0	0.0	P-53
		住宅用火災警報器の設置率	%	20.9 (H19)	50.0	60.0	70.0					
					応急手当講習の受講者数	人	4,817 (H18)	5,300	5,600	6,100		
	個別③	心拍再開率	%	13.0 (H18)	17.0	20.0	24.0	P-54				
		火災現場到着所要時間	分	7.9 (H18)	7.7	7.5	7.3					
3 市民生活	全体	迅速かつ適切に行政サービスを受けていると感じる 市民の割合	%	26.3 (H18)	40.0	60.0	80.0	P-56				
		消費生活講座の受講者数	人	166 (H18)	200	220	240					
	個別①	相談を受けて、悩みごとが解消した割合(消費者相談)	%	75.0 (H19)	80.0	85.0	90.0	P-56				
		相談を受けて、悩みごとが解消した割合(弁護士などの専門家による相談)	%	66.7 (H19)	70.0	75.0	80.0					
	個別②	戸籍訂正の件数	件	87 (H18)	80	60	50	P-57				
	IEI /J1 C	正確で早くて便利な窓口サービスを受けていると感 じる市民の割合	%	94.5 (H19)	95.0	96.0	97.0	1 37				
	個別③	誰もが公共交通により市内の必要な場所に行くこと ができ、便利に暮らしていると感じる市民の割合	%	19.5 (H18)	80.0	80.0	80.0	P-57				

柱	目標番号	指標名	単位	基準値	H22	目標値	H29	掲載 ペ ー ジ
4 産業振興·雇用 就労		生活産業が活性化し、住みよいまちであると感じる 市民の割合	%	47.4 (H19)	48.0	49.0	50.0	P-59
	主1本	市内に雇用の場があり、活力あふれるまちであると 感じる市民の割合	%	16.6 (H19)	20.0	24.0	30.0	P-09
		魅力ある商店街が形成されており、便利に買い物で きると感じる市民の割合	%	21.8 (H18)	23.0	25.0	28.0	
	 個別①	商品販売額	億円	1,802 (H16)	1,802	1,802	1,802	P-59
		製造品出荷額	億円	1,602 (H17)	1,602	1,602	1,602	
		売上DI値	%	△19.4 (H18)	Δ16.0	△12.0	△8.0	
	個別②	コミュニティビジネスを展開している事業所数	所	不明 (H19)	*	1	*	P-60
		起業者からの相談件数	件	0 (H18)	10	20	30	1 00
		職業紹介による就職者数	人	258 (H18)	350	420	510	
	個別③	地域に雇用の場が確保され、十分な状態であると 感じる市民の割合	%	7.2 (H18)	10.0	15.0	20.0	P-60
		すいとぴあ江南利用者数	人	146,263 (H18)	160,000	174,000	188,000	
		畑地かんがい用水などの修理件数	件	255 (H18)	240	240	240	
	個別④	認定農業者数	人	45 (H18)	50	53	57	P-61
	 	耕作放棄地の面積	ha	208 (H17)	190	170	150	
		JA出荷額	千円	312,000 (H18)	312,000	312,000	312,000	
		多くの観光客で賑わい、観光の振興が十分な状態 であると感じる市民の割合	%	27.3 (H18)	28.0	29.0	30.0	
	個別⑤	観光客数	人	931,000 (H18)	937,000	943,000	950,000	P-61
		イベントボランティア参画者数	人	440 (H18)	480	500	550	
5 環境保全	全体	日ごろから省エネや省資源など環境に配慮して生 活している市民の割合	%	49.3 (H18)	51.7	53.5	55.9	P-63
	工作	水質汚濁・騒音・悪臭など公害のない快適な環境で 生活していると感じる市民の割合	%	51.5 (H18)	52.6	53.5	54.7	1 00
		環境保全活動を行っている市民の割合	%	64.1 (H19)	66.0	68.0	70.0	
	個別①	市民1人当たりの二酸化炭素排出量(炭素換算)	t.c/ 人.年	1.60 (H17)	1.32	1.32	1.32	P-64
		合併処理浄化槽設置数	基	4,200 (H18)	5,600	6,700	8,100	
		公害苦情件数	件	310 (H18)	263	244	218	
	個別②	河川水質の環境基準達成項目数〈PH(水素イオン 濃度)BOD(生物化学的酸素要求量)SS(浮遊物 質)DO(溶存酸素量)〉	項目	木曽川 全項目 日光川 3項目 (H18)	全項目	全項目	全項目	P-65
		大気中の窒素酸化物の量	ppm	二酸化窒 素0.027 (H18)	→	→	→	

柱	目標	指標名	単位	基準値		目標値		掲載
	番号	1117.47	辛匹	奉 牛胆	H22	H25	H29	ページ
6 ごみ減量・処理	全体	ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の 割合	%	64.0 (H18)	66.0	68.0	70.0	P-67
	個別①	市民1人1日当たりの家庭系可燃ごみ排出量	b)	419 (H18)	396	394	394	
		1事業所1年当たりの事業系可燃ごみ排出量	t	9.4 (H18)	7.5	7.4	7.4	P-67
		リサイクル率	%	33.6 (H18)	35.0	36.0	36.0	P 07
		ボランティア分別指導員の数	人	136 (H18)	246	336	456	
	個別②	特定家庭用機器などの不法投棄台数	台	60 (H18)	56	52	47	P-68
	间加亿	ごみ・し尿を速やかに収集、処理することで、衛生的 に暮らしていると感じる市民の割合	%	82.2 (H19)	83.3	84.5	86.0	P-00

Ⅱ 健康、福祉分野

柱	目標	指標名	単位	基準値		目標値		掲載
.—	番号	77.11.12	丰四	四 华 至	H22	H25	H29	ページ
1 高齢者福祉	個別①	高齢者が、生きがいをもち、自立して暮らしていると 感じる市民の割合	%	21.2 (H18)	30.0	40.0	50.0	P-71
		高齢者人口に占める要介護者の割合	%	13.0 (H18)	15.0	16.3	17.6	P-71
		介護保険サービスを利用している割合	%	77.2 (H18)	80.0	82.0	85.0	
	個別②	高齢者の在宅生活のための福祉サービスが充実していると感じる市民の割合	%	28.5 (H19)	30.0	40.0	50.0	P-72
	個別③	シルバー人材センターの登録者数	人	491 (H18)	631	721	811	P-72
	IIII/III	老人クラブの会員数	人	6,866 (H19)	8,302	8,651	9,000	P-72
2 子育て		延長保育などの保育サービスを受け、安心して子育 てしていると感じる市民の割合	%	18.8 (H18)	25.0	35.0	50.0	
	全体	学童保育や子育て相談・育児教室などの子育て支援を受け、楽しく子育てしていると感じる市民の割合	%	17.0 (H18)	25.0	35.0	50.0	P-75
		保育園入園待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	
	個別①	ファミリー・サポート・センター援助員数	人	85 (H18)	100	150	200	P-75
		学童保育受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	
	個別②	子育て支援センター(子育てサロン)の利用者数	人	7,632 (H18)	8,700	9,700	10,700	P-76
	1回 かりと) 	児童虐待発生件数	件	6 (H18)	×	×	×	P-70
	個別③	児童館活動への延べ参加利用者数	人	132,393 (H18)	140,000	140,000	140,000	P-76
		子どもフェスティバル来場者数	人	20,000 (H18)	30,000	30,000	30,000	P-70
	個別(4)	ひとり親家庭の自立人数	人	83 (H18)	90	90	90	P-77
		母子家庭が自立するための就労への教育支援件数	件	6 (H18)	20	30	40	F=//
	個別(5)	市の母子通園施設への受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	P-77
	回 かり 〇 	保育園の障害児受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	P-//

柱	目標	指標名	単位	基準値	1100	目標値	1100	掲載
	番号		—		H22	H25	H29	ページ
	全体	所への通所やホームヘルパー、デイサービスなど の利用により、地域でいきいきと生活していると感じ る市民の割合	%	20.8 (H18)	31.3	39.3	50.0	P-79
		障害者の雇用率	%	1.46 (H18)	1.80	1.80	1.80	
	個別①	公共施設のバリアフリー化率	%	60.1 (H18)	*	1	1	P-80
		就労継続支援及び就労移行支援サービスの利用 人数	人	不明 (H18)	73	97	121	
	個別②	施設入所支援サービスの利用人数	人	94 (H18)	87	87	87	P-81
		訪問系サービス(ホームヘルプ等)の利用人数	人	77 (H18)	89	94	100	1 01
4 健康づくり	全体	健康づくりに取り組み、健康に暮らしていると感じる市民の割合	%	72.4 (H19)	75.0	77.5	80.0	P-83
		健康診査受診率	%	67.7 (H19)	70.0	72.5	75.0	
	個別①	運動習慣のある市民の割合	%	男 16.4 女 14.0 (H14)	男 27 <u>.</u> 0 女 24.0	男 32.0 女 29.0	男 37.0 女 34.0	P-83
		健康フェスティバル参加者数	人	1,600 (H18)	2,000	2,500	3,000	
		予防接種(三種混合)接種率	%	89.4 (H18)	100.0	100.0	100.0	P-84
	個別②	予防接種(BCG)接種率	%	98.1 (H18)	100.0	100.0	100.0	
		狂犬病予防注射接種率	%	83.6 (H18)	100.0	100.0	100.0	
	個別③	妊婦健康診査の受診率	%	95.3 (H18)	100.0	100.0	100.0	P-84
		乳幼児健康診査(4か月児健康診査)の受診率	%	98.5 (H18)	100.0	100.0	100.0	1 04
		かかりつけ医をもっている市民の割合	%	56.2 (H19)	60.0	65.0	70.0	P-85
	回加生	病院等の医療体制が整い、安心して暮らしていると 感じる市民の割合	%	49.3 (H18)	53.0	56.0	60.0	F 63
5 保険年金	全体	保険年金制度により安心して暮らしていると感じる 市民の割合	%	56.1 (H18)	60.0	60.0	60.0	P-86
		国民健康保険給付実施率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	
	個別①	特定健康診査実施率	%	_	50.0	65.0	65.0	P-87
		福祉医療費助成実施率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	F 07
		後期高齢者医療給付実施率	%	_	100.0	100.0	100.0	
	個別②	国民年金保険料納付率	%	69.4 (H18)	*	*	*	P-88
6 生活支援·福祉 活動	全体	必要なときに地域で支え合う体制が整っていると感じる市民の割合	%	33.4 (H19)	38.4	43.4	50.0	P-90
	個別①	生活保護世帯の自立した割合	%	13.5 (H18)	†	+	†	P-90
	個別②	社会福祉関係の団体数、参加人数	団体 人	19 760 (H18)	21 790	21 790	21 790	P-91
		市内の福祉関係のNPO団体数	団体	3 (H18)	5	6	8	
	個別③	民生委員の相談支援件数	件	2,103 (H18)	7	7	*	P-91
	個別④	市の学習等供用施設の利用者数	人	121,286 (H18)	125,000	125,000	125,000	P-92

III 都市生活基盤分野

 柱	目標 番号	指標名	単位	基準値	H22	目標値 H25	H29	掲載ページ
1 市街地整備	全体	秩序ある、美しいまちなみが形成されていると感じる 市民の割合	%	21.3 (H18)	26.0	29.0	33.3	P-94
	個別①	都市計画道路の整備率	%	64.5 (H18)	65.1	65.7	71.7	P-95
		駅前や市街地が整備され、人々が集い賑わっていると感じる市民の割合	%	8.8 (H18)	13.0	16.0	20.0	
	個別②	江南駅・布袋駅の1日乗降客数	人	33,800 (H17)	33,800	34,200	34,600	P-96
		江南駅前広場を通過する車両の台数	台	8,800 (H17)	6,000	5,000	4,000	
	個別③	土地区画整理事業の移転件数	件	106 (H18)	183	_	-	P-97
2 道路	全体	体 道路が整備され人や車が安全・快適に通行している と感じる市民の割合		35.5 (H18)	40.0	45.0	50.0	P-98
	個別①	市道のアダプト制度の登録者数	人	175 (H18)	583	1,166	1,750	P-99
	间加	道路案内標識設置数	基	55 (H18)	75	90	110	P-99
	個別②	主要市道の歩道整備率	%	65.1 (H18)	69.0	72.0	75.0	P-100
	個別区	舗装整備率	%	89.1 (H18)	91.0	93.0	95.0	100
3 公園緑地	全体	ゆとりとうるおいのある生活を送っていると感じる市 民の割合	%	27.9 (H18)	42.1	49.2	56.2	P-102
	個別①	市民1人当たりの都市公園面積	m [*]	2.52 (H18)	3.20	5.00	7.00	P-103
	個別②	といっぱい運動実施箇所数		25 (H18)	27	30	34	P-103
	個別③	地域で管理されている公園緑地などの数		28 (H18)	30	32	35	P-104
4 下水道	全体	下水道普及率	%	18.5 (H18)	20.3	22.4	24.5	P-105
	個別①	下水道使用料の収納率(現年度)	%	98.9 (H18)	1	1	1	P-106
	间加①	受益者負担金の収納率(現年度)	%	98.8 (H18)	1	1	1	P-100
	個別②	認可区域内の整備率	%	66.3 (H18)	79.0	86.2	95.7	P-106
	旭加企	供用開始区域内の接続率	%	67.3 (H18)	83.0	89.0	93.0	P-100
5 治水	全体	河川が整備され、安心して暮らしていると感じる市 民の割合	%	46.2 (H18)	53.0	59.0	66.7	P-108
	個別①	準用河川般若川改修率	%	86.0 (H18)	92.0	100.0	100.0	P-109
		雨水浸透桝設置率	%	12.2 (H18)	21.0	26.0	33.0	F-109
6 住環境	全体	住環境が整備され、安心・安全な生活環境が確保されていると感じる市民の割合	%	47.9 (H18)	50.0	55.0	60.0	P-111
		開発許可や建築許可に対する指導件数	件	265 (H18)	260	270	280	
	個別①	民間での建築確認件数	件	356 (H18)	370	370	370	P-111
		798		2,500	3,000	4,000		
	個別②	適切に整備・維持管理がなされている市営住宅の 住宅戸数	戸	153 (H18)	153	153	153	P-112

柱	目標	目標 指標名		単位 基準値	目標値			掲載
	番号			本十世	H22	H25	H29	ページ
7 上水道	全体	安全な水が安定して供給されていると感じる市民の割合	%	78.8 (H18)	80.0	85.0	90.0	P-113
		水道料金の収納率(現年度)		98.4 (H18)	*	7	*	
	個別①	総収支比率	%	109.7 (H18)	106.2	106.2	106.2	P-114
	水道普及率		%	88.8 (H18)	89.2	89.2	91.8	
		配水管改良整備率	%	72.1 (H18)	77.8	81.9	86.9	
	個別②	地下水の許可揚水量活用率	%	93.8 (H18)	98.0	98.0	98.0	P-115
		有収率	%	91.4 (H18)	92.5	93.0	94.0	

IV 教育分野

柱	目標	指標名	単位	基準値		目標値		掲載
	番号		714	# T I I	H22	H25	H29	ページ
1 学校教育	全体	学校・家庭・地域の協力により、子ども一人ひとりに 学力、体力、社会性、人間性が身についていると感 じる市民の割合	%	18.3 (H18)	20.1	21.9	23.8	P-119
	個別①	学校が好き、授業が楽しいと感じている児童・生徒 の割合	%	85.0 (H18)	90.0	95.0	100.0	P-120
		特別支援学級等支援職員配置人数	人	8 (H19)	10	15	20	1 120
		地域の人にあいさつする児童・生徒の割合	%	80.2 (H18)	87.0	94.0	100.0	
	個別②	職場体験学習生徒受け入れ延べ事業所数	事業所	273 (H18)	300	330	360	P-121
		地域の行事に積極的に参加している児童・生徒の 割合	%	69.5 (H18)	79.0	89.0	100.0	
		学校給食がおいしいと感じる児童・生徒の割合	%	小学校 98.3 中学校 95.7 (H18)	98.0	99.0	99.5	
	個別③	朝食を食べない日がある児童・生徒の割合	%	小学校 7.3 中学校 13.8 (H18)	小学校 0.0 中学校 3.0	小学校 0.0 中学校 2.0	小学校 0.0 中学校 1.0	P-122
		学校給食における地場産物の割合	%	20 <u>.</u> 0 (H18)	35.0	35.0	35.0	
	個別④	学校施設や設備が整備され、快適で安全な教育環境の中で、児童・生徒が学習していると思う市民の割合	%	28.3 (H18)	31.1	34.0	36.8	P-123
		学校施設の耐震化率	%	61.8 (H18)	72.7	87.2	100.0	
2 教育環境	全体	青少年が健全に育成されていると感じる市民の 割合	%	30.1 (H19)	31.6	33.1	35.1	P-125
	個別①	子どもから大人までの教育環境が整っていると感じる市民の割合	%	35.0 (H19)	36.5	38.0	40.0	P-125
	個別②	不登校の児童・生徒数の割合	%	小学校 0.5 中学校 4.5 (H18)	小学校 0.3 中学校 2.7	小学校 0.2 中学校 2.0	小学校 0.1 中学校 1.5	P-126
		家庭・学校・地域が協力して子どもたちの健全育成のために取り組んでいると感じる市民の割合	%	51.5 (H19)	53.0	54.5	56.5	

柱	目標	指標名	単位	基準値		目標値		掲載
	番号	1月1赤石	辛匹	坐干胆	H22	H25	H29	ページ
3 生涯学習	全体	生涯学習活動に参加している市民の割合	%	19.9 (H19)	21.4	22.9	24.9	P-128
		生涯学習講師人材バンク登録者数	人	126 (H18)	150	165	185	
	個別①	愛知江南短期大学と連携した講座の受講者数	人	2,011 (H18)	2,100	2,190	2,310	P-129
		1人当たりの図書等の貸出点数	₩	3.3 (H18)	4.2	5.1	6.4	
	個別(2)	屋内のスポーツ施設の稼働率	%	84.1 (H18)	85.0	85.0	85.0	P-130
	111111111111111111111111111111111111111	屋外のスポーツ施設の稼働率	%	29.7 (H18)	33.0	36.3	39.6	P-130
	個別(3)	審議会などにおける女性委員の登用率	%	18.4 (H18)	25.0	30.0	35.0	P-131
		男女共同参画講演会やセミナーなどへの参加人数	人	1,507 (H17)	1,650 (H21)	1,800	2,000	
4 文化•交流	全体	文化活動や交流活動により、心豊かな生活を送って いると感じる市民の割合	%	21.5 (H19)	24.5	27.5	31.5	P-133
	個別①	文化芸術活動を行っている市民の割合		1.3 (H18)	1.4	1.5	1.7	P-134
		市民文化会館の稼働率	%	47.8 (H18)	50.8	53.8	57.8	
	個別②	指定登録文化財の数	件	国 5 県 9 市 92 登録 2 (H18)	国 5 県 9 市 92 登録 2	国 5 県 9 市 92 登録 2	国 5 県 9 市 92 登録 2	P-134
		文化財普及事業への参加者数	人	5,647 (H18)	5,800	5,950	6,150	
		江南市国際交流協会の事業(多文化共生事業)に 参加する外国人の数	人	220 (H18)	280	360	500	
	個別③	江南市国際交流協会の事業(多文化共生事業)に 参加する日本人の数	人	1,800 (H18)	2,000	2,500	3,000	P-135
		世界平和を願うパネル展の来場者数	人	1,198 (H18)	1,300	1,400	1,500	

V 経営、企画分野

Γ	 柱	目標	指標名	単位	基準値		目標値		
L	111	番号	1615-1	4-12	坐 干區	H22	H25	H29	ページ
1	地域経営	全体	ボランティア活動や地域活動への参加意思のある 人の割合	%	46.6 (H18)	55.0	63.0	70.0	P-139
			ボランティア団体及びNPOの数		105 (H18)	150	175	200	
		個別①	アダプト制度の登録割合	%	0.67 (H18)	2.0	4.0	6.0	P-140
			地縁団体の組織数		33 (H18)	41	48	55	
			市ホームページのアクセス件数	件	309,105 (H18)	340,000	370,000	400,000	
		個別②	広報を読んでいる市民の割合	%	86.3 (H19)	88.0	89.0	90.0	P-141
			「市長への手紙」「市政へのアイデア・提案」の投書 件数	件	268 (H18)	400	450	500	

柱	目標	指標名	単位	基準値		目標値		掲載
2 行政経営	番号				H22	H25	H29	ページ
1750111	全体	基本計画に掲げられた目標値の平均達成率	%	-	100.0	100.0	100.0	P-143
	- FM	部門の戦略計画に掲げられた目標値の平均達成率	%	_	100.0	100.0	100.0	1 140
		事務事業が改善された割合	%	65.2 (H18)	100.0	100.0	100.0	
	個別①	主民説明会の参加人数		1,456 (H17)	1,600	1,800	2,000	P-143
		広域行政事業数	事業	8 (H18)	10	12	13	
		経常収支比率(単年度)	%	86.0 (H18)	83.0	80.0	75.0	
	個別②	実質公債費比率(前3年度平均)	%	10.1 (H18)	10.0	10.0	10.0	P-144
		財政力指数(単年度)	-	0.91 (H19)	0.92	0.95	1.00	
		政策形成とマネジメント能力をもった職員を育てる 研修などの職員1人当たり平均受講回数	回	0.9 (H18)	1.0	1.0	1.0	
	個別③	自己啓発をしている職員の割合 成果目標を意識して、仕事に取り組んだり、業務の 改善を心がけている職員の割合		33.6 (H18)	40.0	50.0	60.0	P-145
				69.0 (H18)	80.0	90.0	100.0	
3 課税・収納	全体	税が公平・適正に課税・収納されていると感じている 市民の割合	%	37.0 (H19)	40.0	50.0	60.0	P-147
	個別①	返戻納付書の件数	件	10 (H19)	4	2	0	P-147
	個別②	収納率(市税現年度課税分)		98.4 (H18)	1	7	1	P-147
		口座振替加入率	%	35.2 (H18)	36.0	38.0	40.0	1 147
4 行政事務管理	全体	市役所の事務が、効率的かつ適切に行われている と感じる市民の割合	%	53.5 (H19)	60.0	65.0	70.0	P-148
		情報公開制度に基づく非開示件数	件	0 (H18)	0	0	0	
	個別①	個人情報の漏洩件数	件	0 (H18)	0	0	0	P-149
		電算化した業務数	件	54 (H18)	A	*	1	
	個別②	普通財産に占める未利用地の割合	%	9.2 (H18)	8.3	7.9	7.9	P-149
		歳計現金の有利子運用の割合	%	32.0 (H18)	1	1	1	. 110
	個別③	市長·市議会議員選挙投票率	%	市長 60.2 市議 60.2 (H19)	-	(H23) 市長 65.0 市議 65.0	(H27) 市長 65.0 市議 65.0	P-150
		決算審査における意見等指摘件数	件	6 (H18)	0	0	0	
5 議会運営	全体	議会活動が市民にわかりやすく説明されていると感じる市民の割合	%	18.6 (H19)	A	*	*	P-152

2. 江南市戦略計画の進行管理について

江南市戦略計画の進行管理は、江南市行政評価システムにより行います。江南市行政評価システムの概要は次のとおりです。

①まちづくり評価システム

まちづくり評価とは、「江南市戦略計画」の基本計画に掲げられた各分野の成果目標について、その達成度を明らかにし、よりよいまちづくりに向けての改善方策を検討するしくみのことをいいます。 まちづくり全体の進捗状況(市民生活や地域社会の状態)を把握し、基本計画の見直しに活かすことを目的とします。

〔方 法〕

基本計画の見直しサイクルに合わせて、3年に1回を基本に実施します。目標達成度の測定は、市民満足度調査、各部課が自主的に行う個別調査、各部課が把握している統計データなどにより行います。評価結果は、短期的には、市民と市役所のそれぞれの行動へ、中期的には次の基本計画の見直しへと反映させます。

[評価体制]

市役所の取り組みの推進と、計画全体の進行を行うために、幹部会議(政策会議)において、その達成状況について確認を行います。

「江南市まちづくり会議」において、その達成状況について市民と市役所が協働で確認を行います。

[結果の公表]

結果については、広く地域の構成員が共有できるよう、「江南市戦略計画達成状況報告書」としてとりまとめ広報、ホームページ、住民説明会などで報告します。

②施策評価システム

施策評価とは、「江南市戦略計画」の部門の戦略計画に掲げられた市役所が責任をもって達成する施 策の成果目標について、その達成度を明らかにし、改善方策を検討するしくみのことをいいます。

市役所が推進した施策の成果を把握して、計画期間における今後の施策展開の方針を明らかにします。その方針に基づき、資源配分の検討や事務事業の相対的な方向付け(重点化)を行い、組織のマネジメントに活かすことを目的とします。

〔方 法〕

予算・決算などの行政経営の基本サイクル及び次年度の施策展開の検討を行うタイミングに合わせて、毎年実施します。目標達成度の測定は、市民満足度調査、各部課が自主的に行う個別調査、各部課が把握している統計データなどにより行います。

施策の成果達成度と予算配分枠を踏まえ、次年度(以降)の施策展開の方針を検討します。次年度 (以降)の施策展開の方針に基づき、事務事業評価の結果を加味して、実行計画の策定を行います。実 行計画策定においては、予算配分枠の中で、実施する事務事業を選択し、予算配分にメリハリをつけ て、施策のできるだけ高い成果を達成できるような事業メニューを検討します。

評価結果は、短期的には次年度の組織運営や施策展開へ、中期的には次の部門の戦略計画策定へと 反映させます。

[評価体制]

施策は課が推進責任を負うものであることから、課が主体となって評価を行います。課長の責任で 評価分析作業を進め、今後の施策展開の方針については部長が最終判断を行います。

なお、基本計画の成果測定と、それに伴う「市役所の役割」の実現状況の検証については、「まちづくり評価」の中で外部の視点も取り入れて評価します。

〔結果の公表〕

結果については、市民への説明責任を果たすという観点から、広く公表していきます。

③事務事業評価システム

事務事業評価とは、「江南市戦略計画」の部門の戦略計画の実行計画に掲げた各事務事業の成果目標について、その達成度を明らかにし、改善方策を検討するしくみのことをいいます。

前年度の内部管理事務を除くすべての事務事業の実施結果を検証し、次年度の事務事業の実施方針を明らかにします。また、個々の事務事業を掘り下げて分析し、事業内容、事業手法、業務手順などを見直し、事務の効率化や業務改善を図ることを目的とします。

〔方 法〕

予算・決算などの行政経営の基本サイクルに合わせて、毎年実施します。目標達成度の測定は、各 部課が自主的に行う個別調査、各部課が把握している統計データなどにより行います。

個々の事務事業の成果や課題を分析し、次年度(以降)の事務事業の見直しや事業内容の検討を行います。

評価結果は、短期的には次年度の事業展開や予算編成(実行計画の時点修正)へ、中期的には次の 部門の戦略計画・実行計画策定へと反映させます。

[評価体制]

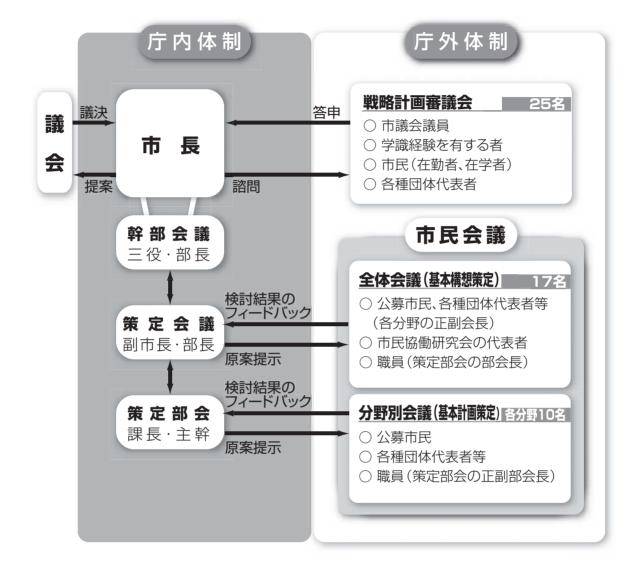
事務事業はグループが推進責任を負うものであることから、グループが主体となって評価を行います。グループリーダーの責任で評価分析作業を進め、今後の方向性については課長が最終判断を行います。

[結果の公表]

結果については、市民への説明責任を果たすという観点から、広く公表していきます。

3. 策定体制 • 策定経過

(1) 策定体制



(2) 策定経過

年 度	月日	項 目
平成17年度	11月22日	戦略計画キックオフ研修会 【第1回策定会議】戦略計画の策定についての検討
	11月28日	【幹部会議】江南市戦略計画策定方針の決定
	12月21日	【第2回策定会議(幹部会議)合同会議】 地域経営、行政経営のあり方の検討①
	12月27日	【第1回策定部会】江南市戦略計画策定方針の検討
	1月13日	【第3回策定会議】地域経営、行政経営のあり方の検討②
	1月18日	【第2回策定部会】市民意向調査票の検討①
	1月27日	【第3回策定部会】市民意向調査票の検討②
	2月 3日	【第4回策定会議】市民意向調査票の検討
	2月14日	【幹部会議】市民意向調査票の決定
	2月17日	【第4回策定部会】基本計画たたき台の検討
平成18年度	4月 3日 ~ 4月21日	市民意向調査の実施
	4月21日	【第5回策定部会】成果体系づくり①
	4月28日	【第5回策定会議】市全体の SWOT 分析①
	5月17日	【第6回策定部会】成果体系づくり②、市民会議委員選考
	5月23日	【第6回策定会議】市全体の SWOT 分析②、市民意向調査中間報告
	6月 1日	【第7回策定部会】分野の SWOT 分析①
	6月 2日	【第7回策定会議】市全体の SWOT 分析③、市の将来像、経営方針の検討
	7月 7日	【第8回策定部会】分野の SWOT 分析②
	7月18日	【第8回策定会議(幹部会議)合同会議】基本構想たたき台の検討①
	7月20日	【第9回策定会議】基本構想たたき台の検討②
	7月20日	【第9回策定部会】分野の SWOT 分析③
	7月24日	【第 10 回策定会議(幹部会議)合同会議】基本構想たたき台の決定
	7月26日	【第 10 回策定部会】分野の SWOT 分析④
	8月 4日	【第 11 回策定部会】分野の SWOT 分析⑤
	8月 7日	【市民会議】キックオフ研修会「新しい時代の総合計画のあり方」 【第1回市民会議(全体会議)】全体会議の進め方について 【第1回市民会議(分野別会議)】分野別会議の進め方について
	8月21日	【幹部会議】基本構想の検討①
	8月28日	【第2回市民会議(全体会議)】基本構想の検討①
	8月30日	【第 12 回策定部会】分野の展望・使命の検討
	9月15日	【幹部会議】基本構想の検討②
	9月29日	【第3回市民会議(全体会議)】基本構想の検討②
	9月29日	【第 13 回策定部会】成果目標・役割分担の検討
	10月18日	【第4回市民会議(全体会議)】基本構想の検討③
	11月 7日	【第1回土地利用構想検討会議】土地利用構想の検討①

年度	月日	項 目
平成18年度	11月 9日	【第1回審議会】市長から審議会へ諮問、江南市戦略計画策定方針の審議 基本構想(序論)の審議
	11月22日 ~ 2月 2日	分野別市民会議の開催 ○生活環境、産業分野(11/22、12/1、12/22、1/12、1/23、2/2) ○健康、福祉分野(11/22、12/5、12/21、1/11、1/18、1/25) ○都市生活基盤分野(11/22、12/1、12/21、1/12、1/18、2/1) ○教育分野(11/22、12/1、12/19、1/9、1/19、1/25) ○経営、企画分野(11/22、12/15、12/21、1/9、1/29)
	11月27日	【第2回土地利用構想検討会議】土地利用構想の検討②
	12月22日	【第3回土地利用構想検討会議】土地利用構想の検討③
	1月24日	【第 5 回市民会議(全体会議)】目標フレームの検討
	2月16日	【第 14 回策定部会】基本計画の確認
	2月21日	【第 11 回策定会議(幹部会議)合同会議】基本計画の検討
	2月26日	【第 12 回策定会議(幹部会議)合同会議】市民満足度調査の検討
	2月27日	【第2回審議会】基本構想・目標フレームの審議
	3月 3日	【第3回審議会】基本計画(生活環境、産業分野)の審議
	3月22日	【第4回審議会】基本計画(健康、福祉分野)の審議
平成19年度	4月 4日	【第5回審議会】基本計画(都市生活基盤分野)の審議 基本構想(修正案)の審議
	4月10日	【第6回審議会】基本計画(教育分野、経営、企画分野)の審議
	4月27日	【第7回審議会】基本計画(修正案)の審議
	5月 1日 ~ 5月13日	市民満足度調査の実施
	5月24日	【第 15 回策定部会】基準値の更新、目標値の検討
	6月 4日	【第 13 回策定会議(幹部会議)合同会議】 1 次案の確定
	6月 7日	【第8回審議会】1次案の審議
	7月 1日 ~ 7月20日	住民説明会の開催
	7月 1日 ~ 7月31日	パブリックコメントの実施
	7月 3日	【第 16 回策定部会】部門の戦略計画の概要説明、新成果体系の作成
	7月12日	【第 17 回策定部会】市長経営方針について、部・課の経営方針、戦略プロジェクトの作成
	8月 9日	【第 18 回策定部会】パブリックコメントの対応検討
	8月16日	【第 14 回策定会議(幹部会議)合同会議】 1 次案の修正①
	8月31日	【第 19 回策定部会】実行計画策定説明会
	9月 5日	【第9回審議会】パブリックコメントの結果について審議 1次案(修正案)の審議
	9月14日	【第 15 回策定会議(幹部会議)合同会議】 1 次案の修正②
	10月 9日	【第1回愛称選考委員会】選考方法の決定
	10月12日	【第2回愛称選考委員会】愛称の決定
	10月16日	審議会から市長へ答申
	12月17日	基本構想の議決

4. 江南市戦略計画策定会議

(1) 江南市戦略計画策定会議規程

昭和51年6月9日 訓令第6号

(設置)

第1条 江南市戦略計画の策定及び計画の立案をするため、江南市戦略計画策定会議(以下「会議」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次の事項を所掌する。
 - (1) 計画立案のための調査及び研究に関すること。
 - (2) 計画素案の調整、修正及び決定に関すること。
 - (3) その他市長が特に命ずる事項の処理に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 2 委員長は副市長、副委員長は企画部長を充てる。
- 3 委員は、部長及びこれに相当する職の者から市長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 会議に、計画立案のための調査及び研究を補助させるため、次の部会を置く。
 - (1) 第1部会(生活環境、産業分野)
 - (2) 第2部会(健康、福祉分野)
 - (3) 第3部会(都市生活基盤分野)
 - (4) 第4部会(教育分野)
 - (5) 第5部会(経営、企画分野)
- 2 部会は、調査及び研究の経過並びに結果を必要に応じて会議に報告する。
- 3 部会は、部会長、副部会長その他の構成員で組織し、当該部会の構成員は、課長及びこれに相当する職の者から市長が任命する。

4 部会長及び副部会長は、部会の構成員の互選による。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画部行政経営課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月10日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年10月25日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年4月15日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、第1条から第5条までの規定による改正後の各訓令は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成元年11月30日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年5月30日訓令第7号)

この訓令は、平成2年6月1日から施行する。

附 則(平成2年6月1日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年4月27日訓令第4号)

この訓令は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日訓令第5号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月22日訓令第7号)

この訓令は、平成17年9月30日から施行する。

附 則(平成17年12月21日訓令第8号)

この訓令は、平成17年12月21日から施行する。

附 則(平成18年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(2) 江南市戦略計画策定会議の構成

◆策定会議

(平成20年3月現在)

区分	職名	区分	職名
委員長	副市長		水道部長
副委員長	企画部長		議会事務局長
	総務部長	委員	会計室長
委員	健康福祉部長		教育次長
安良	経済環境部長		消防長
	建設部長		

◆策定部会部員

(平成20年3月現在)

			 職 名		
	北江四接 	総務課主幹 市民課長		◎産業観光課長	
1	生活環境、産業分野 (7名)	環境課長	消防総務課長	○予防防災課長	
	(/ 石)	消防署長			
		◎保険年金課長	保険年金課主幹	健康衛生課長	
2	健康、福祉分野 (8 名)	福祉課長	長寿介護保険課長	長寿介護保険課主 幹	
	(0 11)	 養護老人ホーム長	○児童課長	71	
		〇土木課長	建築課長	◎都市計画課長	
3	都市生活基盤分野	初去計画調子於	布袋南部土地区画	エルギ謡目	
3	(7名)	(7名)	都市計画課主幹	整理事務所長	下水道課長
		水道課長			
	教育分野	◎学校教育課長	学校教育課主幹	学校給食課長	
4	(5名)	9子仪教自誅攻	兼指導主事	子仪和良味文	
	() 石)	〇生涯学習課長	体育課長		
		◎秘書人事課長	行政経営課長	行政経営課主幹	
5	経営、企画分野	総務課長	課税課長	○収納課長	
	(10 名)	収納課主幹	会計室長	議事課長	
		監査委員事務局長			

[※]課で複数の分野にまたがる場合には、主となる分野に在籍。

^{※◎}印は部会長、○印は副部会長

5. 江南市戦略計画市民会議

(1) 江南市戦略計画市民会議設置要綱

(目的)

第1条 市民と行政がまちづくりに関する共通認識を持ち、新しいまちづくりの指針となる江南市戦略計画(以下「計画」という。)を協働で策定するため、江南市戦略計画市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 市民会議は、全体会議及び分野別会議により構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 平成18年4月1日現在において満18歳以上の者で、市内に在住、在勤又は在学している者であって公募に応じた者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 江南市市民協働研究会の代表者
- (4) 江南市戦略計画策定部会の部会長及び副部会長
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(全体会議)

- 第3条 全体会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の基本構想について審議すること
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 2 全体会議は次に掲げる者をもって組織し、定員を17人以内とする。
- (1) 次条に定める各分科会の会長及び副会長
- (2) 江南市市民協働研究会の代表者
- (3) 江南市戦略計画策定部会の部会長
- 3 全体会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により選出する。
- 4 議長は、全体会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。 (分野別会議)
- 第4条 分野別会議は次に掲げる分科会をもって構成し、各分科会の定員を10人程度とする。
 - (1) 第1分科会(生活環境、産業分野)
 - (2) 第2分科会(健康、福祉分野)
 - (3) 第3分科会(都市生活基盤分野)
 - (4) 第4分科会(教育分野)
 - (5) 第5分科会(経営、企画分野)

- 2 分野別会議は、第2条第2項第3号の江南市市民協働研究会の代表者を除いた市民会議の委員で 組織する。
- 3 分野別会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 計画の基本計画について審議すること
- (2) その他市長が必要と認める事項
- 4 各分科会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出する。
- 5 会長は、分科会を総理し、会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (庶務)
- 第5条 市民会議の庶務は、企画部行政経営課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(2) 江南市戦略計画市民会議の構成

1.生活環境、産業分野

区分	氏 名			
公	酒井 克允			
公	鷹見 孝子			
公	三橋 栄			
公	宮川 秀男			
団	岩井 喜美子			
団	宇野和明			
\blacksquare	暮石 幹夫			
团	(武内 和比古)			
団	須賀 優			
職	大脇 重雄			
職	三輪 美吉			
	公公公団団団団職	公 酒井 克允 公 鷹見 孝子 公 三橋 栄 公 宮川 秀男 団 岩井 喜美子 団 宇野 和明 京内 和比古 団 須賀 優 職 大脇 重雄		

2.健康、福祉分野

	区分	氏 名
0	公	小椋 雅江
	公	尾関 千代子
	公	沓名 珠子
	公	福田 正義
	団	生源寺 靖浩
	団	住藤 尚子
0	団	平松 宏幸
	団	渡部 敬俊
	職	江端 義人
	叫以	(武田 一廣)
	職	福田 松久

3.都市生活基盤分野

	区分	氏	名
	公	奥村	欽也
	公	小倉	俊臣
0	公	川崎	良一
	公	和田	政明
	団	岩田	進市
0	団	加藤	幸治
	団	佐橋	浩昭
	団	柴田	広美
	職	暮石	浩章
	叫以	(石川	勇男)
	職	平松	和伸

4.教育分野

	区分	氏	名
0	公	柴田	熙
	公	服部	里美
	公	武馬	知和
	公	松本	寛美
	団	鈴木	荘六
0	団	早瀬	政一
	団	平林	野江
	団	宮崎	元裕
	職	大脇	英明
	職	永井	嘉信
	400	(岩田	敏夫)

5.経営、企画分野

	区分	氏	: 名	
	公	伊藤	倫子	
	公	大脇	勇	
0	公	工藤	亮	
	公	森	武	
	団	大前	温子	
0	団	奥村	忠	
	団	佐藤	傳	
	団	柴田	昇	
	職	河井	照夫	
	職	宮部	良平	

江南市市民協働研究会代表者

小林 慶太郎(会長) 大倉 弘行(副会長)

敬称略

◎は会長、

○は副会長

()書きは、前任者

公・・・公募市民

団・・・各種団体の代表者

職・・・市職員

6. 江南市戦略計画審議会

(1) 江南市戦略計画審議会条例

昭和47年10月6日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、江南市戦略計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の戦略計画に関し必要な調査及び審議を行うため江南市戦略計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が任命する。
- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民(在勤者及び在学者を含む。)

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代 理する。

(委員)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員が退職しようとするときは、会長を経て市長に申し出なければならない。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 (市職員の出席)
- 第7条 市長その他関係ある市職員は、審議会に出席して発言することができる。 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 江南市建設審議会条例(昭和32年条例第6号)は廃止する。

附 則(平成7年3月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 江南市戦略計画審議会委員名簿

(敬称略 五十音順) ◎は会長、○は会長代理

氏 名		名	役職名等
石田 祥二		祥二	愛知北農業協同組合組合長
	伊藤	英保	江南市消防団団長
	宇野	和明	分野別市民会議代表《生活環境、産業分野》
	大平	晴久	古知野区区長
	(鶴見	正高)	ロ和野色色文
	大矢	信吾	名古屋文理大学情報文化学部准教授
	楓	健年	江南市環境審議会会長
	加藤	幸治	分野別市民会議代表《都市生活基盤分野》
	加藤	幸男	昭和病院院長
	河合	正猛	市議会議員
	(吉田	賢二)	11成乙酰兵
	工藤	亮	分野別市民会議代表《経営、企画分野》
0	柴田	熙	分野別市民会議代表《教育分野》
	鈴木	貢	市議会議員
	高田	良弘	市議会議員
	高橋	政稔	名城大学理工学部教授
0	中田	實	愛知江南短期大学学長
	中西	保夫	 市議会議員
	(木村	敏郎)	112 H30 24 H30 5 4
	中根	元彦	江南市民生委員児童委員協議会会長
	波多野	智章	 江南青年会議所理事長
	(石井	公久)	
	馬場	忠	勤労者代表
	平松	宏幸	分野別市民会議代表《健康、福祉分野》
	松岡	清司	 江南市社会福祉協議会会長
	中島	清喜)	
	松川	禮子	前岐阜大学教育学部教授
	峰島	厚	立命館大学産業社会学部教授
		-イ子	市議会議員
	森	雅俊	千葉工業大学社会システム科学部教授

(3) 江南市戦略計画(案)について(諮問)

江 行 発 第 6 1 5 号 平成 1 8 年 1 1 月 9 日

江南市戦略計画審議会

会 長 中 田 實 様

江 南 市 長 堀 元

江南市戦略計画(案)について(諮問)

江南市戦略計画(案)について、江南市戦略計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(4) 江南市戦略計画(案)について(答申)

平成19年10月16日

江南市長 堀 元 様

江南市戦略計画審議会 会長 中田 實

江南市戦略計画(案)について(答申)

平成 18 年 11 月 9 日付け江行発第 615 号で諮問のありました「江南市戦略計画(案)」について、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおりとりまとめましたので答申します。 なお、計画の推進にあたっては、特に以下の事項に配慮されるよう要望します。

- 1. めざす将来像である「生活都市」を誰もが理解し目標として共有することが、新しい江南市を築く出発点となることから、あらゆる機会・手段を通じて計画の周知に努められたい。
- 2. 本計画に描かれている 10 年後の江南市のすがたを実現するためには、地域の構成員がそれぞれの役割を果たして力を結集することが不可欠であることから、それぞれの力が発揮されるしくみや環境を整え、協働の取り組みを積極的に推進されたい。
- 3. 本計画に掲げられた成果目標は、市役所だけでなく、市民、自治会、市民団体、企業、 教育・研究機関などが協力して達成をめざすものであることから、その達成状況は、透明 性のある方法と手順により明らかにするとともに、誰にでも分かりやすい形で公表された い。
- 4. 策定過程においては、市民から多くの意見が提起され、また、今後も提起されることが 想定されるので、市民の意見を十分に踏まえて、「部門の戦略計画」の策定にあたられた い。
- 5. 本計画を確実に実現するために、市役所の各組織は明確な方針をもって効果的な施策展開を図るとともに、職員一人ひとりが高い意識と情熱をもって、新しい地域社会づくりに率先して取り組まれたい。

※別冊

基本構想(最終案)

基本計画(最終案)

7. 市民意向調査・市民満足度調査・パブリックコメント・住民説明会

(1) 市民意向調査

目 的	「江南市戦略計画」策定の基礎資料とするため、広く市民が考える「江南
	市の現状とあるべき将来の姿」を把握すること
調査期間	平成 18 年 4 月 3 日~平成 18 年 4 月 21 日
調査対象	平成 18 年 1 月 1 日現在、江南市に居住する満 18 歳以上の方から、無作
	為で 3,000 人を抽出
調査方法	調査票を対象者各人宛てに郵送配布、市役所への郵送回収
	(一部は直接持参により回収)
回収数	1,378 部(回収率は 45.9%)

(2) 市民満足度調査

目 的	「江南市戦略計画」に掲げる具体的な数値目標について、その現在の状態
	を示す基準値を把握すること
調査期間	平成 19 年 5 月 1 日~平成 19 年 5 月 13 日
調査対象	平成 19 年 4 月 1 日現在、江南市に居住する満 18 歳以上の方から、無作
	為で 1,800 人を抽出
調査方法	調査票を対象者各人宛てに郵送配布、市役所への郵送回収
	(一部は直接持参により回収)
回収数	818部(回収率は 45.4%)

(3) パブリックコメント

目 的	「江南市戦略計画」(案)を公表し、意見や提案等を広く募集し、最終的
	なとりまとめに反映させること
実施期間	平成 19 年 7 月 1 日~平成 19 年 7 月 31 日
実施方法	市ホームページ、主要な公共施設での閲覧
	持参、郵送、ファクス、電子メールによる意見等の提出
意見の数	13 名、62 件

(4) 住民説明会

目 的	「江	南市戦略計画」	(案)を説明し、意見	や提案等を広く募集し、最終的
	なと	りまとめに反映	させること	
	平成	19年7月1日~	~平成 19 年 7 月 20 [3
市]の8小学校、1	中学校にて実施 参	加人数延べ1,401人
		期日	時間	場所
実 施 概 要		7月 1日(日)	10 時~11 時 30 分	古知野南小学校体育館
		7月 6日(金)	19 時~20 時 30 分	宮田中学校体育館
		7月 7日(土)	19 時~20 時 30 分	布袋小学校体育館
)		7月 8日(日)	10 時~11 時 30 分	草井小学校体育館
		7月13日(金)	19 時~20 時 30 分	古知野北小学校体育館
		7月17日(火)	19 時~20 時 30 分	門弟山小学校体育館
		7月18日(水)	19 時~20 時 30 分	古知野西小学校体育館
		7月19日(木)	19 時~20 時 30 分	布袋北小学校体育館
		7月20日(金)	19 時~20 時 30 分	古知野東小学校体育館

8. 第4次江南市総合計画の成果と達成状況

第4次江南市総合計画では、市の将来像を実現するために先導的・重点的に実施する事業として、「マイタウン江南2005」プロジェクトを推進してきました。各プロジェクトの成果と達成状況は、次のとおりです。

① 人と自然にやさしい快適環境づくり【アメニティ江南―エコトピア構想】

地球環境の保全と豊かな自然生態系の中で快適に生活できる、持続可能で環境に配慮した循環系社会システムと新しいライフスタイルの確立に向け、身近な環境づくりに関する諸施策を実施。

事業名	成果と達成状況
国営木曽三川公園尾張 北部緑地江南拠点(花卉 園芸植物園)の整備促進	平成 19年度に国営木曽三川公園「江南花卉園芸公園」が、一部供用開始され、引き続き整備が行われています。なお、平成 14年度から3年間、「花とみどりのパートナーシップづくり事業」を展開し、ワークショップ開催等の事業を通じて市民との協働による計画の策定や、開園後の管理運営面における市民との協力体制の確立等をめざした結果、ボランティア組織である「フラワーパーク江南友の会」が発足し、活動を開始しています。
「水と緑のネットワーク」 による市内に残る貴重な 自然環境の保全	北部・中央・南部拠点を結ぶ水と緑のネットワーク化を視野に入れ、地域再生計画で市北部の東から西を結ぶ遊歩道・サイクリングロード計画を具体化し、南部においては尾北自然歩道沿いの休憩施設や照明灯を設置し、遊歩道としての施設を充実させました。ネットワーク道周辺の緑化については、花いっぱい運動などにより、緑化の推進を検討しています。
自然環境復元事業	前野町の青木川に接した場所に、自然生態系に配慮した親水公園として平成 16 年度に「しみず公園」を供用開始しました。公園内にはビオトープ池を配し、自然環境復元を推進しました。また、青木川で外来種を排除する「河川植生のあり方を考える」取り組みに積極的に協力をし、自然環境復元に寄与しました。
自然と共感する市民の育成	五条川の清掃活動を呼びかけ、年1回行っているボランティアグループである「江南環境を良くする会」へゴミ袋の提供、積極的な参加で側面的支援を行っています。平成8年10月には「花と緑のフェスティバル」をすいとびあ江南において開催しました。
質の高い公共緑化・民有 地緑化の推進	街路樹植栽を行い、道路における緑化に努め、公共施設の敷地内にも積極的に緑化を推進しました。また、生垣設置に対し、補助金を交付し、緑化木の配布を実施しています。花いっぱい運動の一環として、平成14年度から花いっぱいコンクールを実施しています。
うるおいのある都市景観 の形成	年5回行っている違法広告物の撤去の強化を図りました。江南通線、 江南岩倉線、愛岐南北線、一宮犬山線及び名古屋江南線には植栽桝 や植栽帯を設け整備しました。特に、江南通線についてはインターロッキ ング舗装、景観に配慮した車止め、防護柵、植栽桝、植栽帯、歩道休憩 施設などによりグレードアップを図り、景観整備に努めました。
下水道事業の推進	五条川右岸浄化センターは、平成 13年4月に完成し、公共下水道は、平成 14年8月に供用を開始しました。五条川右岸流域下水道事業の計画に沿った事業推進を関係市町と一体となって国などへ要望しています。平成5年度に事業認可を受けて布袋地区から整備を進め、現在の整備面積は 292.4ha となり、市街化区域内の整備率は 39.8%となっています。

事業名	成果と達成状況
1日中家族で楽しめるような身近な余暇空間の整備、身近な公園・広場の整備	平成 18年度から木曽川左岸に遊歩道・サイクリングロードの整備を始めています。コンビネーション遊具、駐車場、多目的広場、多目的グランド、園路などを有する蘇南公園は平成 19年度末に整備完了となります。また、都市公園の飛高栄公園、古知野本町小公園、五明公園、高屋後山公園、高屋西里公園、しみず公園、曽本小公園を整備しました。
ごみのリサイクルやごみ の分別収集の徹底など ごみ減量化・再資源化対 策の推進	平成 10 年 2 月より、ごみ減量「57 運動」を展開し、各地区での説明会、施設見学、講演会開催等によりごみ減量、分別徹底を図っています。平成 12 年 4 月に買い物袋の無料配布をし、買い物袋持参運動を推進しています。平成 15 年 5 月からはボランティア分別指導員の養成講座を開設しています。平成 16 年 3 月には、循環型社会の形成、ごみの適正処理の推進に向け「ごみ処理基本計画」(改訂版)を策定しました。
水の循環系の再生(保水 能力のある地域づくり)	布袋中学校、古知野北小学校、宮田小学校に雨水貯留施設を設置しました。個人住宅の雨水貯留浸透桝については平成 13 年度より浸透桝の補助額を15,000円から 20,000円に増額し普及を図っています。
"農"の多面的機能に着 手した農地の有効利用	農地の荒廃防止のため、また優良農地としていっそうの有効利用を図るために、利用権設定による農地の流動化を推進し、45人の認定農業者を対象に農地の利用集積を図りました。市民の農業や自然とのふれあいの場を求める声の高まりに対応するため、農業体験実践講座の開催や、新たに市民菜園2か所1,377㎡を開設し、農地の有効利用を推進しました。

② 生きがいと安心の社会基盤づくり【いきいき江南―ウェルネス構想】

生涯にわたって心身共に健康で生きがいをもって豊かに暮らせる、助け合いとふれあいのある地域 社会の形成に向け、保健・医療・福祉に関する諸施策を実施。

事業名	成果と達成状況
保健・医療・福祉の相互 連携による総合的な保 健・福祉施策の推進	介護保険制度が開始され、現在は介護予防を重視した地域支援事業、住み慣れた地域で継続して生活するための地域密着型サービスや介護予防サービス、介護サービスを受けることにより、保健・医療・福祉が一体となったケアプランに基づいたきめ細やかなサービスを受け、豊かで健やかな生活が営めるよう生活支援を図っています。
民間施設との連携強化による福祉ゾーンの整備	この地区には、社会福祉法人「ときわ会」が運営する知的障害者通所 授産施設「ときわ作業所」及び知的障害者入所更正施設「ふじの木園」 が設置されています。また、市が設置整備しました障害者地域活動支援 センター事業を実施している在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」及 び心身障害者小規模授産施設については、他施設との連携による効果 的な運営を図るため、社会福祉法人「ときわ会」に運営委託をしていま す。さらに、平成16年9月には、社会福祉法人「くるみの里福祉会」によ る身体障害者通所授産施設「くるみの里」が開所し、身体障害者及び知 的障害者のための関係施設が整備され、障害者の自立支援に努めてい ます。また、介護老人福祉施設3か所、介護老人保健施設1か所、認知 症対応型共同生活介護1か所、軽費老人ホーム(ケアハウス)1か所が 設置されており、地域住民と合同の盆踊り大会・運動会等を通じ交流を 図っています。

事業名	成果と達成状況
人にやさしい街づくりの 展開	「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」を策定し、老人福祉センター(中央コミュニティ・センター)、市役所本庁舎、保健センター、休日急病診療所、市民文化会館を、高齢者・障害者などが利用しやすい施設に改修しました。新たに建設した建物については、県条例の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合した施設の建設に努めました。既存の公園については、中央公園の芝生広場や東屋、便所にスロープを設置して段差を解消しました。また、民間の既存建物、新築建物についても、県条例に適合した施設となるよう指導に努めました。要介護高齢者が在宅で生活できるようリフォームヘルパーの相談窓口を開設し、住宅改修の支援を行っています。
生きがいづくりや健康づ くりの推進	健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを目的に高齢者教室を 55 回開催し、延べ 10,399 人が出席しました。「健康フェスティバル」を開催し、市民の健康づくりに努めています。平成 15 年度に、平成 16 年度から 22 年度までの計画期間である健康日本 21 こうなん計画を策定しました。
世代間交流の推進とその場づくり	地域の高齢者が生活文化、生活技能を活かした地域活動として小学 校の児童といっしょに米づくり等を行うことにより世代間交流を図ってい ます。
子育て支援事業の推進	平成 18 年 11 月から携帯電話など電子メールを利用して、不審者情報などの緊急連絡や、保育園行事の変更情報など、園児の安全と安心を確保するため、緊急メール配信システムを稼動しました。「わかくさ園」で心身に障害をもつ、就学前の幼児に、専門家による療育訓練を実施するとともに、土曜日の利用者の少ない日に施設の一部をサークル活動団体に施設を解放しました。また、平成 19 年 4 月からは、乳幼児健康支援一時預かり事業として、生後 7ヶ月から小学校 3 年生までの乳幼児を対象に、病院等が実施する病児・病後児保育を利用した保護者に、利用料の一部を助成する事業を始めました。
豊かな心を育てる教育の 推進	各小中学校では、総合的な学習の時間や学校行事を中心に、体験学習等を通して、地域住民との交流を図ったり、自然に親しむ活動を取り入れたりしています。
生涯スポーツの推進	各小学校でコミュニティ・スポーツ祭を実施しています。健康教室として「エアロビクス教室」、軽スポーツ体験教室として「フライング・ディスクゴルフ教室」、また各小学校においてふれあいスポーツを開催しています。

③ 賑わいと魅力あふれる都市拠点づくり【アクティブ江南―ツインコア構想】

江南市の都市機能の向上を図るため、江南駅周辺地区を江南市・尾張北部地域の都市核として、布袋駅周辺地区を江南市のサブ的な都市核として2つの核を位置づけ、都市拠点整備に関する諸施策を実施。

事業名	成果と達成状況
鉄道高架事業の推進	布袋駅付近については、平成9年度から鉄道仮線路用地の取得を開始し、ほぼ終了しています。平成16年度には都市計画道路北尾張中央道(国道155号)の鉄道交差構造に併せた幅員変更、都市計画道路布袋駅線の東への延伸及び駅前広場の都市計画変更の県告示が県によってなされました。また、県において従来の鉄道高架計画を確認する概略設計が名古屋鉄道㈱との協議のうえ実施され、平成17年3月その概略設計に基づく基本的事項の確認を行いました。平成17年7月には、平成16年度に作成された概略設計を基に、市議会、布袋地区鉄道高架・街づくり協議会等へ説明を行うとともに、地元住民の方を対象に説明会を開き、調整を行いました。さらに、平成17・18年度で名鉄が事業実施に向けた詳細設計を平成19年度には、県が鉄道仮線路借地の用地測量を行いました。
	江南駅付近については、平成15年3月に策定した江南市中心市街地活性化基本計画において長期的な事業と位置づけ、早急に必要なバリアフリー化等の交通環境の改善に向けた駅周辺施設の整備を先行することとしています。
江南•布袋両駅東西の駅 前広場の整備	江南駅については、平成 16年度に江南駅の橋上化も視野に入れた江南駅周辺交通環境改善計画を策定し、江南市の表玄関にふさわしい駅前となるよう種々の問題について調査・検討を行いました。平成 17年度以降も江南駅東西の駅前広場の整備について、調査・検討を行うとともに関係機関・団体との協議を行いました。しかし、駅のバリアフリー化については交通バリアフリー法への対応や市民の強い要請からエレベーターの早期設置が求められているなかで、橋上駅化は先送りとし、現駅へのエレベーター設置については、名鉄との協議を進め、平成 19・20 年度の2ヶ年で名鉄が、3基のエレベーターを設置します。また、それに併せて駅前広場等のバリアフリー化を始め交通環境改善事業を実施します。
	布袋駅については、平成16年度には鉄道高架化事業の事業化に必要な布袋駅線と布袋駅東線を結合する都市計画変更に伴い、布袋駅東駅前広場を3,000㎡から2,300㎡に変更しました。布袋駅東西駅前広場の整備は、鉄道高架化事業の進捗に合わせて実施しますが、布袋駅西駅前広場は、江南布袋南部土地区画整理事業の中で、布袋駅東駅前広場は、駅東地区再開発事業や布袋駅線(県道西之島江南線)整備と調整をとり実施します。
江南布袋南部土地区画 整理事業の推進	布袋南部土地区画整理事業においては、平成8年3月に事業計画決定をし、平成13年1月に仮換地指定を行い、以降、物件移転、区画道路の築造等事業の執行に努め、現在の事業進捗状況は平成19年度末で、建物移転が全建物移転戸数183件中129件で、約71%移転が完了しました。平成22年度の物件移転完了をめざし、効率的な事業執行に努めています。

事業名	成果と達成状況
布袋南部市街地再開発 事業の推進	布袋南部市街地再開発事業については、社会情勢の変化によるディベロッパー(土地開発業者)の撤退により準備組合が解散し、事業は終息しています。しかし、平成15年度には中心市街地活性化基本計画で想定される事業のうち実施可能なソフト事業である、布袋春・夏まつりの支援、布袋大仏のライトアップなどの開催、街の情報やイベントのPRなどを行う広報紙の発行をワークショップの参加者を中心とした地元住民団体(ほていコミュニティ協議会)が実施し始めました。平成16年度から国の「まちづくり交付金」制度を活用し、布袋南部土地区画整理事業を中心に公共施設の整備と密集老朽住宅を解消し、駅周辺(交通結節点)の改善と安心・安全な生活環境を確保するため布袋地区都市再生整備事業を行っています。また、ほていコミュニティ協議会が正式に発足したことから、市はまちづくり交付金を利用して、組織強化や行動計画の助長を図るためアドバイザーを派遣して啓発研修活動を実施しています。
布袋駅東部における土地区画整理事業の具体化	布袋駅東地区については、土地区画整理事業の実施を条件とした市街 化区域編入への特定保留地区の指定を、平成11年3月に取り止めたた め具体的な目途が立っていません。しかし、平成17年3月に駅東地区の 工場跡地等の低未利用地(2ha)において地権者の集まりにより布袋駅東 地区再開発研究会が発足され、市は鉄道高架化事業に合わせて駅付近 としてふさわしい市街地の形成を図るため平成18年度からまちづくり交 付金を利用して同研究会を支援し、再開発事業の促進をしています。
江南・布袋両駅周辺の商 業など都市機能の集積と 都市景観整備	布袋駅については鉄道高架化事業、土地区画整理事業、駅東再開発事業などに合わせて、交通拠点としての機能や景観を考慮して駅前広場の整備を行う予定であり、平成 18 年度にはまちづくり交付金を利用して布袋駅付近交通拠点基本計画調査を行いました。江南駅については、江南駅周辺交通環境改善計画を基本として、さらに調査・検討を進め地元や関係機関等の調整を取りながら整備をしていきます。

④ 交流と文化創造の拠点・人づくり【クリエイティブ江南―インテリジェンス構想】

市民のゆとりと自己実現の充足のため、既存の拠点的施設や「武功夜話」といった地域資源を活かし、市民がこころ豊かに暮らすことのできる社会環境の整備と新たな市民文化の形成に関する諸施策を実施。

事業名	成果と達成状況
新図書館の建設	平成 15 年 3月に策定された中心市街地活性化基本計画の中で、新図書館をまちづくりの拠点公共施設として位置づける方針が示されました。しかし、平成 17 年 3 月に、これまでの図書館建設計画を白紙に戻し、今後の図書館のあり方についてさまざまな角度から検討しています。
生涯学習総合拠点の整 備と生涯学習推進体制 の確立	平成 14 年 3 月に江南市生涯学習基本計画を策定しました。
自主的な市民活動の支援	市内3公民館を、自主的なサークルやグループの活動拠点とするとともに、公民館講座受講後のサークルの育成、自主グループづくりの指導、助言、情報提供を行いました。平成15年5月から生涯学習講師人材バンク登録を開始し、平成19年9月までに100人、26団体の登録がありました。また、平成16年7月に江南市体験活動・ボランティア活動支援センターを設置しました。

事業名	成果と達成状況
魅力ある企画による文化 事業の推進	市民文化の向上を図るため、優れた芸術文化を鑑賞できる自主文化 事業を実施しました。また、市民の皆さんなどが直接参加できる、お昼の ふれあい土曜コンサートを実施しました。
「武功夜話」によるふるさとづくり	「武功夜話講演会」「武功夜話セミナー」を実施し、市民文化として定着化を図りました。
郷土学習の推進	「生駒家文書展」などの郷土に関する企画展を6回開催し、旧家に伝わる貴重な資料を公開しました。また、市内旧家の古文書の解読・研究、中学生歴史教室、小中学校への出張講座及び一般市民向けの出前講座を行いました。
地域資源を生かした地域 内交流・地域間交流の 促進	徳島藩祖の蜂須賀家政が、江南にゆかりがあるため、藤まつりや七夕まつりに阿波おどりを踊りました。また、徳島阿波おどりキャラバン隊の招致、徳島阿波おどりバスツアー(平成14年度~平成16年度)の実施などを行って、市民交流を続けました。
国際交流・国際平和の 推進	市民の国際理解・草の根国際交流をめざし、江南市国際交流協会が行う事業を支援しました。平成 17年愛知万博で江南市のフレンドシップ事業の相手国となった、ブルキナファソとミクロネシア連邦との交流を進め、両国へ車両の寄贈を行うとともに、ミクロネシア連邦へ市民親善ツアーや市内中学生が海外研修で訪れるなど、相手国との交流を深めました。また、平和事業としては原爆パネル等の展示を市民文化会館などで開催しています。平成 14年度からは、戦争・原爆の恐ろしさや平和の尊さを訴えるため、市民劇団による朗読劇を上演しています。

⑤ 安全でスムーズな交通ネットワークづくり【らくらく江南―ハイアクセシビリティ構想】

都市の機能を十分に発揮させ、市民生活の安全性・利便性・快適性を高めるために、交通網の整備により市内の交通を円滑にする、道路交通、公共交通の整備に関する諸施策を実施。

事業名	成果と達成状況
広域幹線道路(国道155 号など)の早期実現	北尾張中央道(国道 155 号)について、平成 16 年度に鉄道との交差 構造を道路嵩上げ方式から平面方式へ都市計画変更しました。
都市骨格道路網(市内幹 線道路網、特に環状線) の整備	宮田木賀線については全線が完了しました。上奈良千秋線は 1,371m (74.2%)、江南小牧線は1,659m(86.6%)、小杁山尻線は2,732m(91.3%)が 完成し、全路線の進捗率は91.6%です。
駅前広場の整備と駅前 広場へのアクセスの整備	江南駅については、江南駅周辺交通環境改善計画を策定し、布袋駅線及び布袋駅東線については、布袋駅への接近性、駅周辺への利便性の向上などから2路線を結合し、布袋駅線を東へ延伸する形へ都市計画変更を行いました。
鉄道高架事業の推進	平成8年度には愛知県との間で、負担割合(県:0.735、市:0.265)等を定めた覚書を締結しました。また、平成9年度より鉄道仮線(高架下側道)用地を取得しました。平成16年度には、愛知県において名古屋鉄道(㈱との協議のうえ、概略設計が実施され、それを基に地元関係者に説明会を開催しました。また、平成17・18年度で名鉄が詳細設計を、平成19年度には周辺道路整備のための測量設計を行いました。

事業名	成果と達成状況
木曽川の架橋事業推進 による隣接市町とのアク セスの向上	小網橋の架け替については、平成 15 年度に着手し、平成 18 年度に完成しました。また、新愛岐大橋については、中濃、各務原、尾張北部連絡幹線道路協議会を通じ早期着手できるよう国・県に働きかけました。
人にやさしい道づくり、福 祉の道の推進	江南通線においては、歩道の設置をするとともに、歩道休憩施設等の設置及び道路緑化を実施しました。平成17年度には市役所から江南駅までの間で、障害者誘導ブロックを設置し、江南岩倉線、木曽川古知野線についても、景観と安全性に配慮した、人にやさしい道路整備を行いました。(特定ルート全延長2.8km中0.4kmを整備しました)
バス路線網の拡充と鉄 道の輸送力の充実	バス路線や近隣市町の主要地への広域バス路線の維持拡大を関係機関へ要望しました。また、毎年度、尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、名鉄や中部運輸局等関係機関に要望しています。
公共交通機関における 高齢者・障害者対応の 要望	公共輸送機関へ高齢者・障害者に利用しやすい乗り場・車両の改善などの対応を要望し、名鉄バスに低床バスが導入されました。また、平成14年1月からいこまいCAR(定期便)の運行を試行し、平成16年10月から本格運行を開始しました。平成19年10月よりいこまいCAR(予約便)の運行を試行しました。
福祉ゾーンへの交通アク セスの整備	江南駅から西へ延びる木曽川古知野線 1.1kmを整備しました。また、 平成 16年 10月からいこまいCAR(定期便)の本格運行に伴い老人福祉 センターを経由しています。

江南市戦略計画

平成20年3月

【発行】愛知県江南市 〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地 電話(0587)54-1111(代)

【編集】企画部行政経営課

